

九、風習と信仰

1、風習

この稿は、昭和八年、足柄小学校（森丑太郎校長）が全国に先がけて郷土教育研究を進め、教育界から高い評価を受けたが、その時の研究資料たる「郷土教育提要」を元にしてまとめたものである。冠婚葬祭・民謡・伝説迷信は足柄地方に、かなり古い時代からあつたが、敗戦後は影が薄くなっている。

(1) 冠婚葬祭

イ、冠

昔の無暴な出産に比すると、衛生的、合理的になつた。

出産に関する諸作法は、大体昔と同様である。出産後、
産湯うぶゆを使つた後、安産の祝いがあり、三日、五日、七日
には親類から産養うぶやうといつて嬰兒みどりこに産衣うぶぎその他の饗應の膳
を贈る。近頃は略して他の品を産家に贈つて祝意を表し、
賀宴を開く。但し、初産では実家に帰つて産む風習がある。
お七夜には近しい人を招いて御馳走する。命名は名
が定まるとき半紙に書いて神棚に供えて、灯明をあげたり、
神酒をあげる。

成年になるまでには、お宮詣りがある。お宮詣りは、
男子は生後三十一日目、女子は三十三日目で、この日は
里方から祝われた産衣うぶぎを着て、氏神様に詣で、氏子の一
人になつたことを告げる。赤飯を配つてお七夜以上に御
馳走する。これも長男・長女は重く、次の子からは簡素
となる。お食い初めは生まれて百十日目で、正月の祝い
として男子は浜弓、女子は羽子板の祝いがある。これは
昔は盛んだつたが、今は廃された。

三月三日には、女子の雛祭りがある。これは年々盛ん
になっていく傾向であった。

五月五日には、男子の端午の節句の祝いがある。昔は、
外幟わいぢやう・鯉幟が盛んだつたが、今は内幟うちぢやうとして室内でお祝
いをするようになつた。また、以前は、かなり大きな扇おひぎ
を揚げる風習があつたが、今は廃されてきた。

昔は年ごとに誕生祝いがあり、三歳は男女ともに髪置
きといつて、その年の十一月の吉日（多くは十五日）に
髪を円形・半月形・輪形に周囲を剃つて落す儀式があつ
た。五歳になると、男子は袴着、女子は被初めのお祝い
をした。七歳の女子には帯解きの式があつて、初めて帯
を用いる祝いで、式は帯直し、紐直しとも言つた。

七・五・三の祝いは、氏神に詣り、親戚・知人・隣近
所を回り、訪問された所では、待ち受けていて、お祝い
をしたが、今日では晴着はれぎを着せてお宮詣りをし、親戚・
知人・隣近所に赤飯を配る程となつた。

長じて成年期になると、元服といつて加冠の式が行な
われる。年令は一定しないが、大体は十五歳ぐらいが多
い。昔は衣服を改め、前髪を剃り落したが、明治以降は
廃されて、今は長男のみが十七歳に達したとき、親類・
知人が集つてお祝いをする。

男子が相当する年令になると、親・親戚が嫁を探して

ロ、婚

適当の者があると、身体・血統・人物などを調べて本人が見合いをする。本人の意に叶えば、適當な媒酌人を選んで嫁方へ交渉をし、話しが円満にまとまるとき結納の式に移る。

結納は、吉日を選んで媒酌人が、婿方むこがたを代表して嫁方よめがたに至り、結納の印きしとして帶地代おびじだいを納める。帶地代は家の格式により異なる。なお、同時に祝いとして子産婦こんぶ・友白賀しらが・勝男武士かつおぶしなど、縁起のよい品物を贈る風習もある。この時、嫁方では、媒酌人を饗應する。後日、嫁方より袴地代はかまじだいとして、帶地代の半額を納める風習になつてゐる。これで実質上の結婚ができるわけである。後日、家内の者が、めでたい知らせを聞くと、披露宴の前に当家に祝辞を述べに行くのが普通である。結納がすんだ後、吉日を選んで披露宴が行なわれる。嫁方はその前に嫁入仕度として籠笥たんす・夜具・布団ふたんその他の調度品を整える。これは相当の経費をかける風習がある。なお、式服を作る風習も止まない。これらは式の当日運ばれる。式には婿むぎから、媒酌人が婿を初め親戚代表を伴い、嫁方に嫁を迎えて行く。この時、お伴のつくのが風習である。嫁方では、これらに饗應するのが常である。この際、婿は嫁方の近所、近親の家に挨拶回りをする。大抵、夜に入つ

て媒酌人は嫁を迎えて婿方に戻る。この時、嫁方の客として、嫁の父親並びに親戚の代表者が来る。

ハ、葬

部落や宗旨によつて、多少の相違はあるが、形式は大体同じである。先ず死亡すると、組親（組長）に通知する。組親は組全体に通知して死亡家族と葬儀の打ち合わせをする。組親は手配を定めて関係者に通知する。訃報を知るや部落の者は悔みにいく。

死者は、一般の風習として、その枕頭に卓を置き檻ひつを立て、香を焚き、屏風は逆さに立てて近親者は通夜をする。棺に納める前に肉親のものが湯棺をする。そして近所の老婆に頼んで白衣を晒木綿さわもわたで作つてもらう。これを左前に着せ、草履、ずた袋などをつけさせ、なお、当人の日頃、好んだ物を添えて棺に納める。この時に抹香を入れる。多くは土葬であった。

葬儀は、大抵、一昼夜を過ぎて行なうが、時には数日後に行なうこともある。友引の日は、これを忌みて一日延ばすのが普通である。その日に行なわねばならない時は、日没に出棺をする習慣がある。

葬式当日は、近所の組内の人たちは、早朝から当家で働き、出棺は、大抵、午後一時から二時頃に行なわれる。

時間の勵行は、以前は不徹底だったが、勵行されて来た。

棺は、一般に立棺が多く、寝棺は少ない。出棺直前に立ち念仏を行ない、立ち酒を呑む。棺を担う者、幡持ち、穴堀りなどは、組内の者が順に行なう。出棺の時、門口で小竹の先きを、二本結んで、その下をくぐらせる風習がある。これは一種の迷信であろう。行列は、先ず高張提灯・棺・天蓋・幡・花・喪主・近親一族・知己・一般会葬者の順である。村人は、見送りのため路傍に群る。

高齢者の葬儀の時には、華籠といつて、中に金を入れて路傍の人たちに振り落としてまく風習がある。昔は、お伴は紙緒の草履を履いたが、今は殆んど用いずに普通の履物となつた。女は白の衣服に白の丸帯、綿帽子、男は羽織袴に編金をつける風習である。棺は寺に着くと、庭で左回わりを三回する。この時、堂前に蠟を灯す。棺は後向きに堂の中に安置される。僧侶が棺の前で読経して死者に引導をわたす。近親者は、棺の両側に居ならび焼香をする。次いで埋葬をするが、近親者は自ら手で土をかける。一般の会葬者は、寺で解散する。組内、近所の者は当家に帰つて夕食の饗応を受ける。時により家によつて夕食の饗応を以て忌中とすることがある。

翌日は忌中といつて、近所・組内・近親の者は、招か

れて昼食の饗応を受け、その後に墓参をする。この時、これらの人たちに引き物として品物を贈る。

喪中の家では、神棚を封鎖し、穢れの入らぬようにする。七七忌のすむまでは、神社に参拝をしない。葬儀を行なうのに必要な経費を貯えられない人たちのために無常講といつて、葬式当日、部落の全戸から若干の金銭を徴収することもあつた。

二、祭

死後の祭祀には、仏式により初七日より、四十九日、百か日に、追善の法要を當む。毎年その忌日を祥月命日として相当の祭りをする。一周忌・三周忌・七周忌・十三周忌・十七周忌・二十三周忌・二十七周忌・三十三周忌・三十七周忌・五十周忌・百周忌に近親を招いて相当の法要をする。

この他、結婚後の二十五年を銀婚・五十年を金婚・六十年をダイヤモンド婚といつて、祝宴を張る風習が近年行なわれるようになつた。男女ともに六十一歳になれば還暦といつて祝宴を聞く。七十歳になると、所謂、古来稀であるとして古稀の祝いをするところもある。七十七歳には、喜の字の祝いをする。七十七の三字を併せると、喜の字になるのでこの名がある。祝いには餅または扇子

などに喜の字を記して配る。八十八歳には、米の祝いがある。八十八の三字を重ねると米という字になるので、この名がある。その後、九十歳(牟寿)・九十九歳(白寿)・百歳……みな高令として祝宴を張り、一門・一族・子孫相集まつて賀寿の宴を開く。この外、毎年の誕生日を一生の始めとして祝賀したり、男の四十二歳・女の三十歳を厄年として、厄を除くために神々に詣でる風習がある。

(2) 民謡

- イ、田植え唄を含む田唄 田で行なわれる動作とあわせて歌う唄。田の神の贊歌として唄う。
- 田植え歌は仕事唄ではなくて、神事の唄であるが、歌詞の一部に「天じくの たかまの原に、神あれば、田の神さまの出てござれ」のように日の神の由来を語り徳をたたえているもの。
- 田植唄
- よしだでは お富士のしめを いくえ張る
七重も八重もヤー／＼ 九重も ヨイヨイ
- 朝日さす田の 面しずかに 動く笠
- 裾のあかねが 気にかかる ヤー／＼ ヨイヨイ
- 高い山から 谷底見れば 瓜や茄子の花盛り

月は山端に おかかりなさる
わたしゃ どの娘に かかるやら
口、唐白唄

- お前サ一百まで わしや九十九までノーエ
共に白髪の サー生えるまでサンマーヨー
- 富士のナ一山程 酒樽積んでノーエ
可愛いいあなたにサ一 吞ませたい
- 秋はナ一終えるしヨ一稻こきあ帰るノホエ一
つまらなくなる サンマーヨ一寒くなる
- 秋がナ一來たとて ヨ一鳥さへ啼くにノホエ一
なぜかもみじは サンマヨ一 色づかぬ
- 白のひきよさ 相手のよさよ
相手かわるな あすの夜も
- 唐白はかごでも 真棒は鉄だよ
- 唐白は サンマエー／＼ ホー／＼
- これら田植唄や唐白唄の直情素朴さは、万葉集の中の東歌のそれによく似ている。東歌を採つても、両者はよく似通つてゐるのに気つく。
- 足柄の 箱根の嶺ろの にこ草の
- 花妻なれや 紐とかずねむ
○足引の 箱根の山に 這ふ葛の

引かばよく来ね 下なほなほに

○東路の たこのよぶ坂 越えかねて

山にも寝むも 宿にはなしに

ホ、山火事

みな帶しめてな

といつたようなユーモラスの唄。

ハ、盆おどり唄

○おどれ おどれ みんなで踊れ

○山火事 焼けるな ホーホケキヨ
可愛い小鹿が 焼け死ぬぞ

稻の出穂より まだ揃つた まだ揃つた

○そろつた そろつたよ 踊り子が揃つた

踊り切れ目が ないよう

○丸く踊つた者にや 何買つてあげよ

○まげか島田か おちやせんまげか

○まげもいやよ 島田もいやよ

○当世はやりの あのいちょうがえし

○盆々とても 今日あす限り

○あすはお山の 柴かりに

○長いな 長いな 十六橋や 長いな

○お馬で行こうか おかげで行こうか

○ささらを振るには ふるいよしがござる

ありやりや きこりや りやきりやきと

二、麦つき唄 (麦を臼に入れて、つく時の唄)

○鎌倉じや、女がないとて、猿に麦をつかせる

○猿が三匹、小杵が三本、 どれもどんすの

○箱根コラサ 八コラサ

ヘ、箱根雲助唄

昔、箱根の雲助によつて唄われた民謡で、帶を尻の端で結び、先をだらりと後に垂れて自分を馬になぞらえて唄つたもの。

○箱根ナア一 八里は 馬でもナア一

越すがナア一

越すにナア一 越されぬナア一

大井川 ナア一

これは、空鶯籠からかごをかついで、平坦な山路を行く時、唄つたもの。然し、客をのせて山路を上り下りする時は、次の唄を前棒と後棒でかけ合い唄つたものである。(箱根湯本古老人の言)

里コラサ

馬コラサ

でもコラサ

越すコラサ

がーコラサ

越すにコラサ

越さコラサ

れぬコラサ

大コラサ

井コラサ

川コラサ

ト、

七種の粥

正月七日に、七種の菜（セリ・ナズナ・ゴギョウ・

ハコベラ・ホトケノザ・スズナ・スズシロ）を探り、

これらを俎板（まないた）にのせて、次の唄を歌いながら、交互にたたき、その七種の菜を粥（かゆ）に和して食べると悪病

にかかるないと、言い伝えて今に到っている。中国

から渡來の伝説で、意味は中国の鳥が渡來して、つ

いばない先に摘みとれという意味であろう。

○七種 なづな 唐土の鳥が 日本の土地へ
渡らぬ先に 合わせてバッタバタ

チ、悪魔払いの唄

子供が、正月に家々を回つて悪魔払いをする時の

唄である。

○やれ、舞いこんだ 舞いこんだ

福の神が舞いこんだ

道祖神の申すには

氏子の子どもを増やしたい
暑い寒いも いとわずに

毎晩 太鼓で にぎやかす

そのおしまいの お札には

十四日の サイトには

氏子の悪魔を 焼き払う

やれめでたいな めでたいな

○やれ 舞いこんだ 舞いこんだ

えべつさんと いう人は

一に儀を

ひんまいて

二でにつこり 笑つて

三で酒を ひんのんで

四つ世の中 よいよいと

五つ 出雲の大やしろ

六つ 無病息災に

十で とうとう 納まつた

やれ めでたいな めでたいな。

ヌ、わらべうた（飯泉觀音）

お正月さんが ござつた

どこまで ござつた

いいすみまで ござつた

なんに乗つて ござつた

ゆうずり葉に のつて

ゆうずり ゆうずり ござつた

(3) 伝説・迷信

イ、悪病除け

八月十三日よりの盆に、牛、馬を作り、十六日に川へ流すにあたり、諸病を除くように牛、馬に願うと病を除いてくれると、毎年実行する。

ロ、優霊華の花

「うどんげの花が咲くと、その家に不吉がある」

と言われている。これはうどんげの花とは仏教語で

想像の植物で、三千年にして初めて花が咲くといふ。

これは、「ウスバカゲロフ」という昆虫が夜間、灯火を求めて仏壇や器具に産卵するのだが、これを心配して一家を滅した例があり、また、動物学上からみると、「カゲロウ」の命とて、動物の中で命が最も短く、産卵後、数分にして死ぬことから不吉のきざしとされた。

ハ、風邪を引かぬ火

門松で作った道祖神小屋を一月十四日に焼き、その火で暖まるとき、風邪を引かぬとて、中にはその火を或いは灰を家に持ち帰つて暖まる。また、七所参りとて石の鳥居を七カ所にお詣りして無病と幸福を祈る風習もある。

二、悪病除け

春秋に、社日参りといつて、石の鳥居を七カ所ぐるごとに悪病を除去できるとして、年中行事の一つとする者がある。

ホ、風向きを変えること

出火のときに、女子の袂を尻上に立つと、風向が変わると云い伝えを信じ実行するところがある。

ヘ、鳥啼きの不吉

「鳥啼きが悪い時には、人が死ぬか、変つた不吉のでき」とある」といつて、非常に気にする風習がある。

ト、猫のたたりを防ぐ

路傍に死んでいる猫に、情をかけると祟りがあるといつて、通りがかりに悪口を言いつつ唾をかける風習がある。

チ、夏の病魔を除く

夏草を軒下に下げて置くと、不思議にその家には病魔が入らないといつて、種々の夏草を軒下に採つて軒下にかける風習がある。

リ、白馬を嫌う

白馬を飼うと不吉があるといつて、白馬を飼わない風習がある。

又、上棟式の祝い餅

上棟式の祝い餅を焼いて食べると、三日の内に火事になるといって、実行しているところがある。

ル、眼病全治の祈り

日蓮宗の法華經題目を唱えて、一心に信心したり、三日月さまに、お豆腐を供えて祈ると、眼病が全治するといって実行するものがある。

ヲ、種痘が軽くてすむ祈り

種痘の神様として小さな石碑がある。正月に棧俵に赤い紙をさして供えたり、餅やそばを供えると種痘が軽くてすむ。

ワ、お産を軽くする秘訣

葬式の日に寺にいき、木の台に並べて灯したロー ソクの燃え残りを人目にふれぬように持ち帰り妊娠

の傍に置くとお産が軽くすむ。

カ、悪魔よけ

一月・十二月の八日の夜、目籠を屋上に揚げ、入口に格の葉をさして置くと、悪魔よけになる。

2、信仰

(1) 庚申信仰

干支の庚申の日に行なわれる信仰行事。中国古代の道教（老子を祖とする宗教で中国に行なわれた。虚無・自然・枯淡・無為の道徳に基き、不老・長生・昇天・招福などを取り入れて一大教法となる）の説が移入され、人間の体内にある三戸虫（一匹は頭の中にいて首から上の病氣に、二匹は腹にいて五臓の病氣に、三匹は足にいて淫乱にするという三匹の虫）が、めぐりくる庚申の夜に人間の早死を望んで、睡眠中の人体から抜け出して天帝にその人の罪科を報告すると、人は生命を奪われるから、その夜は身を慎しんで徹夜せよと説き、その徹夜を守庚申と呼んだ。守庚申を三回行えば、三戸はおののき、七回行えば、永久に絶えるとされた。つまり延命息災を祈念する信仰行事であった。三戸の説は、奈良朝後期には、日本へ伝えられたようで、平安朝初期ごろから、庚申待

守三戸・守庚申という、一晩寝ずに語りあかす風が、貴族から庶民へ広がった。室町期に、僧侶によつて庚申縁起が作られて仏教色が強くなり、江戸期には修驗道や神道も加わつて多彩となり、全国的に盛んとなつて、各地に庚申堂や庚申塔が建てられ、庚申講が組織された。しかし、三戸虫の禁己は忘れ去られ、炒豆ぱりまめを食べ、女子は縫針を持たず、妊娠を忌んで徹宵して語り明かす習俗が広がつた。

西湘地方に庚申信仰が盛んとなつたのは、寛文・延宝・貞亨・天和・元禄の時代である。

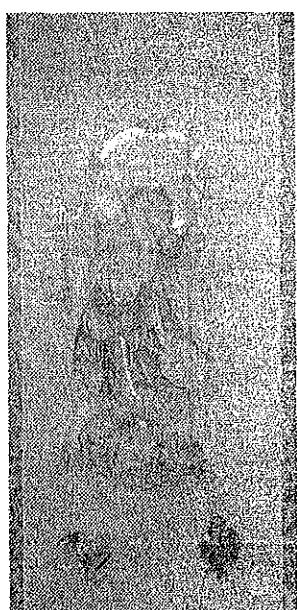
イ、庚申講

村ごとに庚申講は組織されていつた。庚申の夜は講仲間が米五合を持って宿に集まる。宿の床の間に庚申の絵姿の掛軸を掛けて、その前で飲み食いしながら語り明かした。料理は精進料理で宿となつた家では、ありつだけの御馳走を振るまつた。お産があると、この宿をさけて、次に宿を変えた。血が荒れるからといわれる。男女の交合は、忌むべきこととされ、万一、妊娠した時は、手足の数が多かつたり、泥棒の子ができるとされた。

図53は、この庚申の掛軸（上多古の磯崎ナカ氏蔵）でその情況を示す。天帝は右手に矛、左手に三本槍を持つ

て、庚申の約束を守らぬ者を踏み押さえている。腕は二本ずつあるが、頭部の背後に日輪がみえる。これは、庚申信仰は、当初は仏教とかかわりなく起つたが、庶民のつれて仏教がこの信仰をとり入れたことを示す。下方

(図53) 間に広まるに



夜行事は申の日から始まって酉の日に及ぶので、猿と鷦^{さる}を持つて來たとか、また行事は鷦鳴までといふので、その鷦をつけたとか、理くつ抜きの単純な動機から描かれたのかもしれないとする諸説がある。

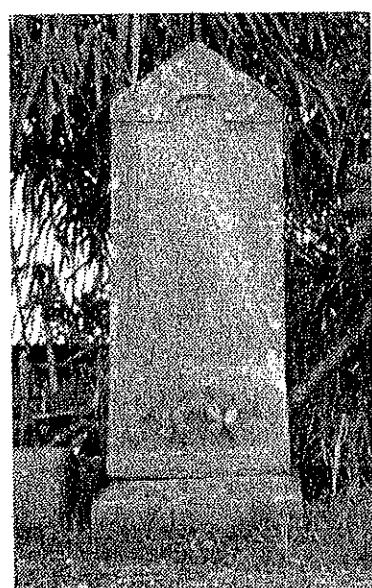
庚申講は、敗戦までは、各村とも習俗として行なわれたが、上多古では、磯崎ナカ氏を中心にして、婦人の方が、年1回、多古公民館に集合、この掛け軸を床の間に飾つて、御馳走を食べながら、お話しをする昔ながらの習俗が今もなお続いている。

ロ、庚申塔

酒匂川の右岸、飯泉橋の袂に、三体の地蔵尊と水神碑

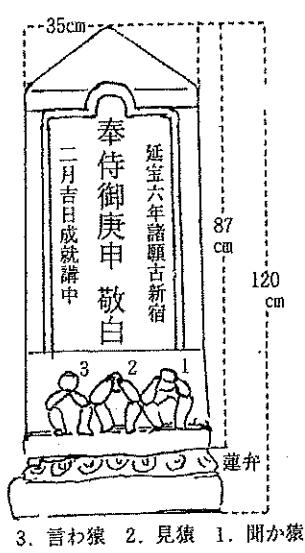
に挿まれて庚申塔がある。(図54)

刻した文字も、長い年月の流れの中で風雨で摩滅している。判読して、54図のようになる。



飯泉橋右岸の庚申塔(図54)

延宝六年二月の吉日に、小田原の古新宿



奉侍御庚申(図54)

の庚申講中の方たちが、いろいろな願いごとが成就するようにお

祭りすること

を謹しんで申

し上げること

庚申を示したこと

が分る。文中

の「侍」は祭の意である。

西湘地方で庚申供養のための石塔を村ごとに造立するようになったのは、承応年間（一六五〇年代）とされるが、塔の数は四十基。その大部分は宝永四年（一七〇七）

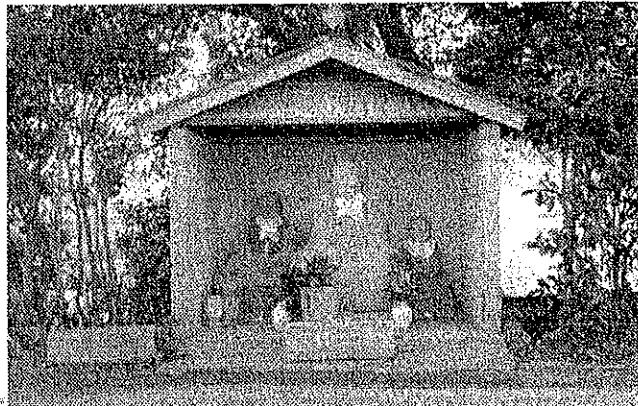
文字から、

から享保元年（一七一六）の十年間で、狩川以南は、極めて少ない。これは度重なる洪水や水害（江戸期三十六回・明治期九回・大正期一回・昭和期三回）のため、流失したり、塔を造立する暇がなかつたためであろう。この塔は、この場所が、しばしば決壊し流失するので、水害防除延命息災の願いから、小田原海岸の古新宿庚申講の講中が造立したものと思われる。

造立の年月は、二月と十一月が圧倒的に多い。これは初庚申と納庚申には造塔供養を當んだことを意味している。この時期を選んだのは、秋の収穫がすみ、米穀を神に奉納してから、田の神は山に帰り、春先の農作業のために先立つて、再び田の神として降りてくるとする日本の伝統的な作神信仰のためであろうと思う。

塔の基部に猿の三体（言わざる・見ざる・聞かざる）がレリーフ様式に彫られてあるが、塔を造立した人たちの心の中に、猿にも靈力があると信じ、山王の使者としての猿と庚申のカノエサルとは、一体のものとの考え方があつたからであろう。対岸の飯泉観音の北側にある庚申塔や池上の三ノ森の小田急線踏切の西側（芦子小の南側）の庚申塔にも猿が彫られているが、いずれも同じ考え方方に立つと思われる。

(2) 地蔵信仰



飯泉橋右岸の地蔵尊(図55)

酒匂川右岸の飯泉橋際の堤防上に、四体の地蔵尊が安置されている。三体は結跏趺坐で高さは、一〇九cm・九十cm・七十cmで、赤と白の涎掛けを首からかけており、内二体は福德円満な顔の相だが、他の一体は首をすげ替えたとみられ、顔の相はない。残る一体は高さ三十cm・僧衣をつけた立像で、全身を赤い布で包んでいる。毎月十九日には、欠かさずにお詣りをなさる女性があり、お花・お水・線香の絶えたことがない。これら地像群は、子安

地蔵であり、子育て地蔵であり、延命地蔵であつて、庶民の願望をかなえてくれる地像として信仰されたのであろう。

地蔵は、仏教でいう菩薩で、仏の次の位の方。自ら菩提を求める一方で衆生を導き、仏道を成就しようとする行者である。大慈悲をもつて衆生の苦しみを除いてくれる菩薩

として信仰されるに到つたのは、平安時代末期の末法思想が流行した頃である。末法思想は仏教で説く予言説で、正・像・末の三期があり、仏滅の後、千年あるいは五百年の正法の時は、釈迦の教えがよく行なわれ、仏果が得られる。次の千年あるいは五百年の像法の時は、正法は少しすたれても、造寺造仏は行なわれ、教えも存在するが、その後の一千年が末法の時で災厄が起り、邪惡がはびこり、争いの絶えることがなく、仏法が亡びてしまふとの考え方であるが、この予言のように、永承七年(一〇五二)に、わが国は末法の期に入つたとされる。念佛往生を主とする淨土思想は強められ、寺院の破壊焼亡、僧兵の争い、続く保元・平治の乱となつて、世の不安は、人々に深刻な悲哀や苦痛を与え、現世を否定して淨土往生をあこがれさせた。死者が冥土におもむいて地獄のえんまの裁きを受けて苦しむのを救うものが地蔵とされ、講もつくられて、縁日には地蔵を念じ、その名号を唱え、西方淨土への極楽往生を祈願したのであるが、右手に錫杖をもち、左手に宝珠をもつ姿に一定化していったのは、いつの時代であつたろう。弱きを救うと信じられた地蔵は、子どもを護り救うものとされ、子安地蔵信仰をも普及させた。さらに古来伝承してきた道祖神の信仰とも結

びつき、冥界と現実界との境に立つ地蔵は、塞の神の性格をも帶びて伝えられた。

イ、地蔵群の由来

橋際の地蔵群が、いつ、誰によつて安置されたか、資料に事欠くが、郷土史の調査研究家だつた中村英治の遺稿を紹介する形で述べてみる。

「昭和五十三年六月十七日、新編相模風土記稿を読むも、多古村の項には、堤防上の地蔵尊の記載はなく、府川村の項には『正應寺の地蔵石塚一寸八分、空海作』との記載あるのみ。同寺の略縁起には、石の地蔵尊像は弘法大師御作と伝えられるもので、称光天皇の御代（五六〇年前）、大口の堤にあられた六地蔵の一体で、大洪水によつて流され、寺の門前地先の三本柳に留り給う旨、住僧に夢のお告げがあり、元和三年（三七〇年前）に川底から、お迎えしたが、その後、この像は寺中のどこにあるのか、拝んだ人もなかつたといふ。大震災で倒れた本堂を引き起こした跡から、木の縁起札とともに、石の尊像が再び出現したもので、以来、本堂の須称壇上に奉安し、靈験あらたかなお地蔵様として、多くの人々の崇拝を集めていると記されてあつたが、小型で酒匂川の上流大口から流下して来たとは思えない程に綺麗であった。

翌年二月二十三日、正應寺住職に面会し、地蔵講の人たちと、地蔵尊由来記を聞く。「この地蔵菩薩の由来を訪ねるに、昔、酒匂川の辺、大口の堤に六道済度のため、弘法大師が彫刻し給ひ置きし、六地蔵尊なり。称光帝の頃、有縁の地に到らんため、三体が流れに入り給つて、当村三本柳という所に留まり給い、この所は地獄済度の仏地なりと。時の住僧に夢のお告げがあり、これにより、元和三年（一六一七）、当寺に安置し奉る靈驗あらたかな尊像なり。あと一体は、多古の堤に留まり、餓鬼路済度の地なりと、その処の人夢見せり、一体は修羅済度のため大海に入り給う由、申し伝える者なり」と。

多古の堤に留まつたとされる由来は、玉宝寺の住職であつた鉄英和尚や古老からも聞いて確かだが、現在の堤防上にはない。上原理平氏らは、以前からのものは、明治四十三年八月の大洪水の時に、堤防が決壊して流出したので、父の与三郎・中多古の下沢要三郎や河原の仕事仲間（当時は、堤防の補修工事は、地元の農家が請負うのが常であった）が、発起人となつて寄付を募り、再建したのが、現在の前の座にある一〇九cmの地蔵尊で、後の二体は、誰かが上げたものではないかと証言している。その一体が、首をすげかえたとされるもので、後の左

の座にある地蔵尊である。昭和十二年の頃小学生が三人ほど、現二五五号国道の今井堰の橋付近（当時は水田）で風上げをしていた時に、はずみで風が飛んで堤防上の地蔵尊裏の水田にある高圧線の鉄塔に引っかかったので、身内の者の力を借りようとしたこの時、力を貸した方が感電即死をされた。身内の高橋六郎が激怒して「お前がここにいながら、何ということだ」とて、地蔵の首をもぎとつて酒匂川に投げ捨てたことから、今のような形の首にすげかえられたと伝えられる。とんだご難だつたわけだが、異論もありすげかえた地蔵尊は別の一体だとか、旧大山道沿いの高橋六郎宅前にあつたお祖師さんを移したものだとかいわれている。

どの地蔵尊も、頭や体、手足に石などによる損傷を受けた跡が見られるが、時には修理もされたようで、昭和三十一年の地蔵尊施餓鬼供養祭にあたり、地蔵尊修理費として金七、八七〇円が計上され施工されたことが、同年度の地蔵尊施餓鬼供養祭花火寄付名簿（上原家蔵）に見える。経費内訳は次のようである。

内 訳

○セメント 四袋

一、四四〇円

○砂利運搬	一、〇〇〇円
○鳶職人代	一、七〇〇円
○コンクリート人夫手間代	三、二〇〇円
○釘・カスガイ代	一三〇円
○工事四日間の稲子代	四〇〇円

復元されたとはいえ、首をすげかえた地蔵尊は、当時のままだが、どの地蔵尊も、かなりの損傷を受けているのは、地蔵尊は子供が好きで、子供がいたずらをするのを喜び、逆に大人がこれを叱ると、却つてとがめられるとの風習によるものと思われる。三十cm大の地蔵尊は、他の三体と異なり、新しい年代に上げられたものとされている。

口、多古の松明行事

お盆の八月十三日に、各戸で迎え火で迎えた精霊さんは、十四日は家居、十五日はえん魔さまへの土産物を買いにお出かけとて、朝は小豆飯（あずきや）のお握りを三つ供え、十六日は、十万億土へお帰りになる日なので、早朝から弁当で、醤油飯のお握りを三つ供え、しばらくして送つて行き、酒匂川へ流してくるのを常とした。

夕方になると、一戸または二～三戸の共同で制作の松

明（高さ3mほど）を四十五十本、飯泉橋より上流の堤防上に立て、陽が箱根山に沈んで暗くなると、一斉に点火をし、白、赤、紫と三色の紙を貼り合わせた細長い五色旗を数本、施餓鬼壇の周りに立て、玉宝寺の住職の読経が行なわれる。対岸の飯泉でも、河岸の地蔵尊の近くに何本かの松明が点火され、夏の夜空を焦がし、川の水に映える景は、宗教的幻想の世界に入びとを誘うに十分であった。

松明は、地蔵尊とともに歴史は古く、江戸期末にも点火されたが、当時は麦稈むぎをうず高く積んで点火したといふ。茶屋利八（下多古の茶利商店の祖）の奉納旗が地蔵尊の傍らではためく中、組ごとに、お金と米が奉納されているので、その米を粉にひき、世話人が、小指ほどの団子をつくり、七・八箇ずつ紙に包んで地蔵尊に供え、参拝者にも配った。この団子を食べると子供は風邪を引かないと語り伝えられてきた。

酒匂川の水は、久しく両岸に沿つて流れていたので、大正末期ころまでは、橋も両側に架かり、中央は河原を通行したのであるが、この河原で多古と飯泉の両青年団は松明を持って集合し、喧嘩をしたものだと古老はいうが、送り火の夜のこととて、煩惱退治の演劇だつたとは

思えない。この風習は、二つの橋が一つになつた昭和三年からは、河原に降りられなくなつて、自ら中止された。

地蔵祭としての松明行事や団子祭り・花火大会・施餓鬼供養祭は、長い歴史を持つが、昭和十二年七月の蘆溝橋事件の勃発で防空演習も行なわれるようになると中止となつた。敗戦後の昭和二十三年のころ、各隣組ごとに松明を一本ずつ造るということで復活した。お盆の飾り物などを利用して積み上げ、高さ3mを誇る松明の点火は、神秘性を持った豪壮な景観であつたに相違ない。経費は、地区民の寄付によるものであつた。その内容を、資料で示してみよう。

○酒匂川堤防地蔵尊団子祭寄付・取支帳

昭和二十九・三十両年度の隣組ごとの米と金円の寄付状況・賽銭・支出状況・世話人が明示されている。

昭和29年8月16日、地蔵尊団子祭寄付・收支状況（図56）

隣組	白米	現金	賽銭	隣組	白米	現金	賽銭
1組	升 合 1 8	円 175		14組	升 合 1 5	円 100	
2	2 5	250		15の1		140	
3	8 5	330		15の2		4	
4	1 3	360		16		1 1	
5	8	240		17		1 2	
6		270		18 の1 の2		140 140	
7	5	150		19		220	
8の1		310		20		1 4	
8の2		180		21		1 2	90
9		270		22 の1 の2		340 130	
10の1	8 合 5	70		23		2 0	160
10の2	9			24			300
11		140		25			100
12	1 3	80		合計	斗 升 合 1 9 6	円 4,865	円 1,910
13		180					
別口寄付				支出		円	
○包装紙……小田原製紙				○青野屋		200	
○製粉代……山田製粉				○集栄堂		200	
○清酒一升……山田甚蔵				○丸島商店		200	
				○瀬戸酒店		500	
				○パラフィン紙		350	
						外	
世話人	○添田春原（4組） ○清水久雄（10組の1）	○星崎幸太郎（16組） ○松屋五郎（25組）					

昭和30年8月16日、地蔵尊団子祭寄付・收支状況（図57）

隣組	白米	現金	賽銭	隣組	白米	現金	賽銭
1組	合 6	円 240		14の1	合 6	円 60	
2	2 5	200		14の2	9	80	
3	1 3	220		15の1		180	
4	1 3	300		15の2		120	
5	1 4	150		16	升 合 1 8	150	
6		295		17	1 0		
7	1	180	19	18の1		155	
8の1	2	200		18の2		120	
8の2		170		19		110	
9		285		20	升 合 2 3	140	
10の1	升 合 1 0 5	110		21	15	130	
10の2	7 0	30		22の1		350	
11	9 0	140		22の2		100	
12	1 6	70		23	升 1 9	200	
13		200		合計	斗 升 合 勺 2 4 3 5	円 5,198	円 3,173
別口寄付				支出		円	
○団子用包装紙 } 小田原製紙 半紙2,000枚				○丸島商店		200	
○岩田力蔵一米5合、現金20円				○茶利商店（ローソク）		233	
				○茶高商店		200	
				○八百又		163	
				○八百正（砂糖）		220	
				○藤沢商店（酒）		520	
						外	
世話人	○山本作太郎（1組） ○藤沢祐雄（10の2組）	○神尾芳之助（15の2組） ○小菅五郎（22の1組）					

○酒匂川堤防地蔵尊施餓鬼供養祭花火寄付名簿(1)

昭和31年度、地蔵尊施餓鬼供養祭花火寄付名簿(図58)

隣組名	組長 (戸数)	白米	現金
1組	城所 (14戸)	1升4合	440円
2組	府川 (10戸)	3升	300円
3組	中山英 (12戸)	1升7合	580円
4組	下田 (12戸)	1升	780円
5組	高橋 (15戸)	2升1合	600円
6組	松浦 (14戸)	1升2合	630円
7組	宮川 (9戸)	5合	175円
8組の1	中島 (10戸)	1升	430円
8組の2	村越 (8戸)	8合	250円
9組	秋沢 (20戸)	米代 200円	400円
10組の1	木曾 (11戸)	—	390円
10組の2	山口 (10戸)	9合	360円
11組	中山英 (14戸)	1升8合	430円
12組	中山 (11戸)	2升5合	290円
13組	中山フミ (9戸)	9合	360円
14組の1	土屋 (6戸)	6合	110円
14組の2	山田 (8戸)	9合	320円
15組の1	塩見 (9戸)	—	400円
15組の2	神尾 (4戸)	4合	200円
16組	星崎 (11戸)	1升4合	480円
17組	尾板 (7戸)	9合	280円
18組の1	中山栄 (9戸)	9合	430円
18組の2	府川 (6戸)	—	200円
19組	長田 (11戸)	1升1合	330円
20組	佐藤 (8戸)	2升6合	380円

隣組名	組長 (戸数)	白米	現金
21組	田渕 (13戸)	1升5合	520円
21組の1	野頬 (10戸)	—	540円
22組	土屋 (2戸)	3合5勺	90円
22組の2	足立 (6戸)	—	240円
23組	及川 (13戸)	2升6合	600円
24組	大木 (11戸)	—	450円
25組	熊沢 (8戸)	8合	400円
上多古 岩田竹屋	(1戸)	3合	30円
合計		3斗3升1合5	a. 12,655円
地蔵尊の 賽銭上高	—	—	b. 3,730円
商店街 寄付計	—	—	c. 47,950円

(図58) の a + b + c = 64,335円 (A)

(支出内容)

地蔵尊ならびに花火大会の諸費

(1)花火大会許可手数料	40,000円
(2)警備腕章用反物・仕立て	650
(3)接待用酒代 (7升)	3,640
(4)警官弁当代	1,650
(5)米粉引代 (菊川、中山製粉)	200
(6)砂糖500匁代	298
(7)茶菓子・スイカ代	1,280
(8)青物及びスイカ代	430
(9)慰労魚代	332
(10)団子用薪代 (5把)	180
(11)ボスター代、筆墨料、宣伝費、画師	3,520
(12)花火用材木代 (5本)	640
(13)団子用バラフィン紙、ローソク、線香代	382
(14)団子用セーロー修繕費	230
(15)玉宝寺お布施料	1,500
(16)寄付金集計諸雜費	2,100
(17)寄付金掲示板・木材損料・人夫賃・片付け	3,200
(18)花火大会諸清算雜費	1,500
(19)カーバイト及び器具損料	350

合計 62,082円 (B)

○寄付金収入 (A) - 支出 (B) = 2,253円は地蔵尊縁越金とする。

○世話人～(1)神尾芳之助 (前世話人)

(2)浜野建具店 (2組)

(3)塩見八百又 (15組)

(4)及川木工 (23組)

(5)興津ベンキ (5組)

○酒匂川堤防地蔵尊施餓鬼供養祭花火寄付名簿(2)

昭和三十一年度は、多古地区として隣組単位の寄付によつて地蔵尊花火大会が行なわれたが、三十二年度は市理事者・助役・市議会・金融機関・商店・会社・工場・酒匂川漁業共同組合・地元有志の寄付によつて行なわれた。この大行事を成功させたのが世話人の神尾芳之助・八百又商店・足柄木工・一二三堂パンキ屋の四氏であつた。主な寄付者名は、次のようである。(敬称略)(1)鈴木十郎(市長)(2)原元助(助役)(3)山橋勝藏(市議会)(4)野島功謹(同)(5)井上孝之助(同)(6)小沢三郎(同)(7)小野田謙治(同)(8)奥津三郎(同)(9)中山福松(同)(10)田島政治(同)(11)小田原商店街連盟、(12)小田原砂利会社、(13)司青物市場、(14)飯泉・神尾漬物店、(15)石井建設、(16)横浜銀行、(17)静岡銀行、(18)小田原製紙工場、(19)湯浅蓄電地工場、(20)富士フィルム小田原工場、(21)日加染物工場、(22)東電西部作業所、(23)酒匂川漁業協同組合、(24)寺町亀井商店、(25)山口菓子店、(26)大坂屋呉服店、(27)竿好釣具店、(28)寺町天一店、(29)今井肉店、(30)星野履物店、(31)山金洋服店、(32)菊水酒店、(33)白金屋米果店、(34)立花商店、(35)茶利商店、(36)星崎金物店、(37)井細田医院、(38)加藤兵太郎商店、(39)大川陶器店、(40)中山洋品店、(41)梶塚薬局、(42)伊勢万商

店、(43)山崎豆腐店、(44)小砂自転車店、(45)村越商店、(46)浅見万吉店、(47)八百吉商店、(48)小沢綿店、(49)大川染物店、

(50)加藤酒店、(51)石井建設、(52)松本儀三郎、(53)栢沼米太郎、(54)青野菓子店、(55)磯崎綿店、(56)宮川魚店、(57)中山政平、(58)立木弥太郎、(59)中島稻之助、(60)丸島菓子店、(61)下田木工所、(62)副区長上原理平、(63)木村自転車店、(64)城所酒店、

(65)山室商店、(66)菊川精米店、(67)福山美容院、(68)米山木工所、(69)旭屋パン店、(70)鈴木電気店、(71)押田時計店、(72)茶尾芳之助、(73)藤沢酒店、(74)石川薬局、(75)村山商店、(76)神尾芳之助、(77)八百又商店、(78)足柄木工、(79)一二三堂パンキ屋、(80)松本儀三郎、(81)柏沼商店、(82)尾崎籠店、(83)井上庫光、(84)鈴木タシス店、(85)小沢食料品店、(86)中島自転車店、(87)梅林ラジオ店、(88)大西靴店、(89)本多時計店、(90)佐宗菓子店、(91)八百徳商店、(92)浜野建具店などで、寄付額

総額四七、九五〇円であつた。

○酒匂川堤防地蔵尊施餓鬼供養祭寄付・収支帳

昭和三十四年八月十六日の供養祭のときのもの。世話人は鈴木良平・江藤常雄・北島銀蔵・中山福松の四氏で、白米と現金の寄付状況と別口寄付と支出の状況は、次のようであつた。

昭和34年度、堤防地蔵尊施餓鬼供養祭 (図59)

隣組名	白米	現金	隣組名	白米	現金	
1組	1升	510円	20組	2升	240円	
2組	3升	300円	21組	1升		
3組	1升1合	270円	22組	2合	100円	
4組	1升5合	270円	23組	—	180円	
5組の1	2升2合	90円	24組	—	330円	
5組の2	—	40円	25組	2升2合	—	
6組の1	—	120円	26組	2升1合	150円	
6組の2	—	200円	27組	1升1合	340円	
7組	3合	150円	28組	—	200円	
8組	—	200円	29組	1升3合	200円	
9組	4合5勺	80円	30組	—	230円	
10組	—	315円	31組	1升2合	—	
11組	8合	100円	合計	2斗7升7合	5,145円	
12組	6合	—		(別口寄付)		
13組	1升2合	80円		(1)岩田力藏 米3合、20円		
14組	1升1合	10円		(2)小田原製紙 包装用紙		
15組	8合	90円		(団子用) 2,000枚		
16組	7合	60円		(3)田中組 清酒2本		
17組	1升	90円		(4)石井建設米2斗8升 500円		
18組	—	160円		(5)地蔵尊賽銭 2,450円		
19組	4合	40円		収入合計 8,115円 (A)		

(支出の部)		
1、バラフィン紙50枚	250円	
2、線香 5束	15円	
3、妻楊子 1束	10円	
4、割箸 2束	40円	
5、白砂糖 2kg	260円	
6、ローソク —	70円	
7、玉宝寺布施	2,000円	
8、丸島商店	300円	
9、新旧役員引き継ぎ	585円	
10、茶	160円	
茶利商店		
11、団子番の茶菓子代	500円	
12、旗竿代	130円	
13、団子粉代	100円 (中山製粉)	
14、タワシ代	80円	
15、団子当番44名の永水代	400円	
16、薪代	200円	
17、反省会の茶菓代	300円	
18、佃煮代	200円	
19、ジュース20本	720円	
20、お供物	200円 (八百両)	
21、茶菓代	90円	
22、酒 1升	485円	
合 計	7,095円 (B)	
差引株越金 (A-B)	= 1,020円	

松明行事・団子祭・施餓鬼行事は、江戸時代末の文久二年（一八六二）から、行なわれていたと推測される。

それは極めて大胆だが、この年に、茶屋利八（下多古の茶利商店の祖）が、堤防地蔵尊に、その名を入れた奉獻旗を寄付したことが、前述の団子祭・施餓鬼供養祭寄付の帳簿に記録されていることから、言えよう。これらの催しは、時に中断されはしたが、戦後の東京オリンピック（昭三十九）の年までは行なわれた。団子は昭和三十年より袋詰めの駄菓子に代つているが、長い歴史を持つこれらの行事が、酒匂川の飯泉橋の両岸の部落で、共に行なわれて来たことに、大きな意味があつた。昭和四十年からは、各戸が上げた団子・線香のある地蔵尊に、玉宝寺住職の読経がすむと、各戸が上げた精霊さんへの飾り物は、川に流さずに市の清掃者によつて一括処理され、更に自治会委員によつて、徹底した清掃がなされる。残された地蔵様の前には、果物・酒類・花卉類が山程に上げられるのである。

(3) 道祖神

人間が集落を形成して、社会生活を営んだ原始時代から、自分たちの仲間の生活の安全を守るべく、そのムラに邪靈悪鬼が立ち入らぬように遮ぎり、はね返すための

呪物を境界に置いた。例えば陽物を据えて、他から入り

こむ魔障を退けようとした。道祖神として、陰陽石を置いたり、男女二体の結び合の姿をかたどつたものがあるのは、その原始的呪法からの流れである。このように、

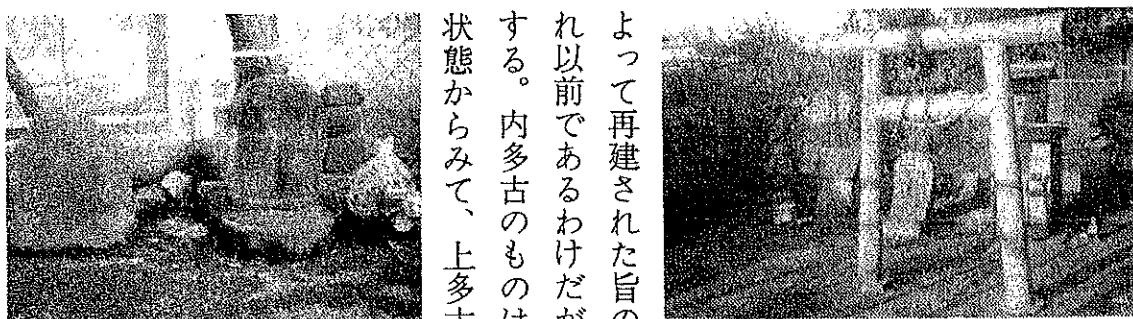
境でさえぎるサエノカミであつたことから塞の神の文字が充てられたり、サクジンに通じる石神(せきじん)とも記したが、これには陰陽石などをサエノカミにしたこともあるが、それは陰陽石などをサエノカミにしたこともあるが、それがなまつてシャクジとなり、社官司・遮軍神・守公神とも書かれた。日本書記などは、フナド神と表わしているが、フナドは道の分かれる地点でサエノカミと同一視された。旅人がこうした地点を通過するとき、この種の神に手向けをすることも習いとなつて、柴を折つて捧げもした。平安時代になつて都市的発展が見られ、疫病の流行に敏感となつて、道祖神を辻に祭り、内域を守ろうとしたが、この時の道祖神は男女の姿態をありありとかたどり示したもののが多かつた。地方の莊園にも、土地境界を道祖神の所在を指標にして示すことが行なわれた。道祖神は小正月に行なわれ、早くから若者や子供組の行事となつていた。小正月の火祭りが道祖神の前で行なわれ、ドンド・左義長・三九郎などといわれ、虫送り・疫神送りなど、村内から主に嫌うべきものを送り出

す場にされてきた。

多古には、上多古と内多古に、それぞれ二体ずつの道祖神がある。形状・大きさ（高さと幅）・銘文などを表にしてみると、次のようになる。

内 多 古 (扇町3-65)		上 多 古 (多古35)		所 在 地		形 状	材 質	高 さ cm	幅 cm	銘 文	備 考
石 文 字 塔	自 然	浮 彫 立 像 合 掌 型	浮 彫 双	石 祀 型	浮 彫 双	根府川石	根府川石				
安 山 岩		根府川石		安 山 岩							
50.0		42.0		73.5		60.0				明治22年1月 再建講社	
37.0		30.0		43.0		38.0					
道祖神	が 並 ぶ										上多古の道祖神遊 園地内にあり、右 側に稻荷社・念佛堂・屋台倉庫・左 側に五輪塔が並ぶ 白山中学校運動場 の西側の道路沿い にあり、右に、短 歌の碑、五輪塔、 南無阿弥陀仏の碑

浮彫双立像合掌型は、性的なイメージを双体道祖神として現わしているが、信濃（長野県）・上野（群馬県）・甲斐（山梨県）・駿河（静岡県中部）・相模（神奈川県）にかけて多く分布し、小田原市内では道祖神の六割を占めている代表的形式である。水ノ尾・谷津・中島を結ぶ線から北側に見られる道祖神である。



上多古遊園地の道祖神(図60)

石祀型道祖神は、南伊豆に多く分布するが、市内では、ほとんどが、祀内に双立像や奇石を安置しているとされるが、ここはどちらをも安置していないようである。

これら道祖神の創立が、いつかは定かでないが、上多古のものは明治二十二年一月、講社によつて再建された旨の銘があるので、最初のものは、それ以前であるわけだが、三丁河原開発の江戸末期と推測する。内多古のものは、共に銘はないが、損傷や磨滅の状態からみて、上多古のそれよりかなり古い時代に創られたと思われる。

それは、わたしども祖先が莊園のころ、屋敷ノ内・白山などに居住し、土地の境界をなす地点であつたことや、右側に並ぶ自然石の碑文の年号からである。この碑の表は、「世の中をなににたとへむ うきはしの 雲の

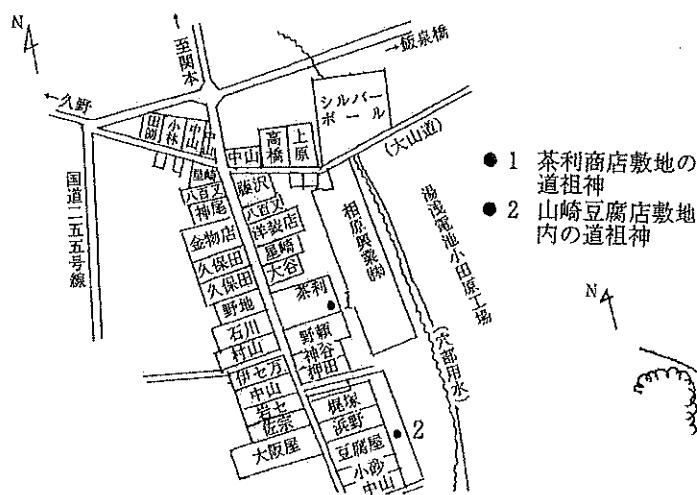
まにまに 行きわたるらん」の短歌。裏は次の漢詩が年号と共に刻まれている。

夢在一老人頃作這詠來
予服膺之此有年矣又幸
迷生者欲成小筏于到彼
岸而遂不得止也以垂有
永已矣時明和丁亥孟冬

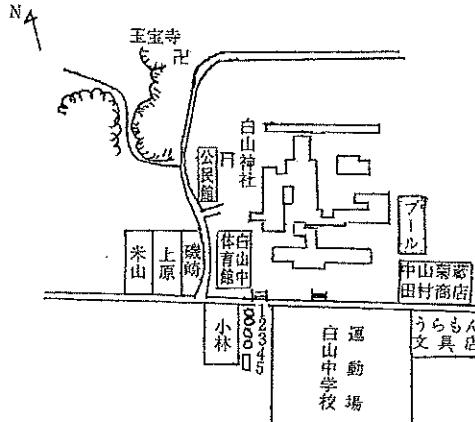
碑文の意味は、「迷える者つまり自分は彼岸に小さな筏につて行こうとするが、近づくことができぬ。なかなか悟つて往生できない」という意味の漢詩である。

詩の末尾の明和丁亥とは、明和四年(一七六七)。小田原藩主忠顯の時で、今を去る二二二年の昔であるが、この外、下多古には、茶利商店の屋敷内(文久年間の建立とされるが、現存しない)と山崎豆腐店の裏庭にある。これは同家三代の定雄が、明治初年以来、地続きの田渕宅(砂糖問屋をして栄えた時期もあつたが、大正期に没落して、土地は石川薬局の所有となつていて)の庭にあつたものが久しく放置されていたのを昭和四十五年に自宅裏に移築したものである。同家は湯浅工場の前通りの甲州街道(現小田原・山北線)を穴部堰(昭和九年に湯浅工場寄りに移築された)に面し、大山道も近く、交通利便の位置にある。久しく多古村所属であったが、明治

下多古道祖神近傍図(図63)



内多古道祖神近傍図(図62)



No.1、自然石文字塔(道祖神)

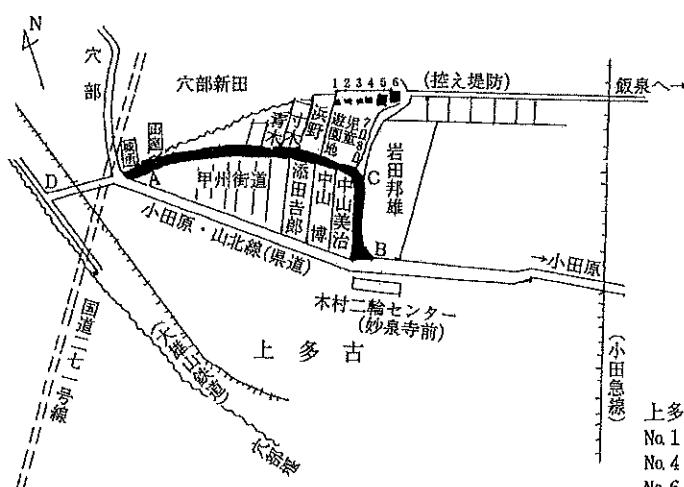
No.2、浮彫双立像合掌型

No.3、合掌の地蔵(?)～像名不詳

No.4、五輪塔

No.5、南無阿弥陀仏碑(安政5年9月1日、念仏講がこれを建つ)

上多古道祖神近傍図(図64)



上多古道祖神遊園地の近傍図説明

No.1 (五輪塔)、No.2 (石祠型道祖神)、No.3 (浮彫双立像)

No.4 (稻荷社)、No.5 (念仏小屋・2間×2間)

No.6 (屋台倉庫)

No.7 (南無阿弥陀仏の碑、安政5年9月、講中が建つ)

No.8 (道標、右小田原道、道了大橋現道、左飯泉・国府津道)

○甲州街道(図表のA、足柄往還ともいう。C点は角ばっていて、竹を積んだ馬力が曲がり切れずに、困んぱによく落ちたので、ぎっくり曲がりと呼ばれた。昭和38年にA-B間の、小田原・山北線の県道が完成した。

○国府津・飯泉道もこのC点に始まる。関本方面からの巡礼街道である。飯泉の渡しもこの道を遡る。

○控え堤防～大口の堤が決済すると、上多古は、その濁流で水浸しによくなつた。だから、堤防は、東の飯泉橋際より延びて、妙泉寺の穴部用水の位置(D点)まで、築かれていた。

初期に事情があつて、湯浅工場入口までの数戸とともに、井細田に編入して今日に至っている。

下多古の二体は、上多古・内多古のものと同様の浮彫双立像合掌型であつたようで、土地の神としてお祭りするというより、家運隆昌を図つて建立されたものであつた。今は、「道祖神」と銘打つて近代的様式の姿で、同家裏手に、豊川稻荷社と併置されてある。

イ、道祖神祭り

郷土多古をこよなく愛し研究もした中村英治の遺稿には、次のように記されてある。

「新年を迎えるに当たり、一夜飾りはするなどと言われていたので、各家庭では十二月三十日までに歳神を飾り、七五三縄を張り、門松を立てた。年が明けると、四日は、寺の年賀の日で、僧侶が新年の挨拶に来る前に、各家では門松を取り片づけたので、両地区とも、數え十六歳が餓鬼大将となり、内多古では、その指図でオンベ紙（お供え餅の下に敷いた半紙）とオミキ（神酒、俺は大正十二年に餓鬼大将となり、金額は五厘か一錢（同期の磯崎岸雄は三・五錢と主張）をもらいながら各家を廻った。門松は大きいので、ズーズーと道路を引きずつて、サイトバライの場所に集め、十四日夕刻からこれを燃した。

上多古では、各家が門松をサイトバライの場所に持参したので、餓鬼大将が中心となり、その松を道祖神の周囲に小屋のようになつて、そこで太鼓の練習をした。燃すのは十四日の夕刻であつた。小屋の周囲には、竹竿に奉納道祖神と書いた幟（ひざ）（赤・青・白の三色の紙をつなげて、奉納道祖神と書かれたもので、年月日の入つたものもある）が建てられたが、茶利商店があげた幟は、布製の染めぬきで年月日も入つていて、ひときわさえていた。各家から頂いた金銭は、餓鬼大将が保管をし、夜間に太鼓の練習をしたので、ローソク・木炭そして駄菓子（これは練習後に分ける）を買うことにあつた。各家から頂いた金が少ないと、道祖神を石や木や竹で叩いたりしたが、上郡酒田村のようになつて、道祖神を荒縄でぐるぐる巻きにした後、青竹や棒切れで力一杯叩きながら、「明日天気にしつくろ、しなけりや縄をほどかねえ」などと言つて願いごとを繰り返すことはなかつた。

燃料は、お飾り・大神宮など神様に供えた道具類・お札・臼・道具の古いものなどで、夕刻三時頃から燃した。各家で神棚の下に飾られたダンゴの木（蘭の形のダンゴ・宝船の形のダンゴ・飾りの花・里芋・人参などを飾りつけたもの）も運ばれて火にくべる。くべたものを食べる

と風邪を引かないとか、子どものない人は子どもに恵まれるとされたが、書初めの場合は、空に舞い上ると、字が上達するなど言われたものである。

太鼓叩きは、三か所で行なわれた。内多古の米山宅・中山正人宅の北側で茶利商店の建物のあるあたりにあつた建物・下多古の茶利商店の穴部用水に面した建物など、いずれも、農家が共同で建てた大きな水車で、自家用精米をしていたカラウス小屋（約四坪ほど）を使用して、

木炭で暖をとり、餅を焼いて食べたりしながら、先輩の指導で猛練習をした。特に笛は、名手と言われた田渕角徳次郎（小田原離子多古保存会の二代会長たる田渕角三の父、高田村の生れ、大正四年六月十七日没、八十一歳）の熱心な指導で上達が著しく、後年に小田原離子として、県の無形文化財に指定されるに到つたが、このことは、白山神社の項で述べたい。

この一月十日は、早朝から世話人や当番に当つてゐる組の人たちが準備して、午後三時頃、造花や提灯で飾った山車を屋敷ノ内^{だらし}の上原理平氏の敷地内から引き出して、内多古通りを、今はなくなつた出戸橋を渡り、左折して上多古へ。そして、昭和五十三年の頃、閉鎖した小田原製紙工場前で、上多古の山車と落ち合い、暫くの間は、太鼓の叩き競演をした。

先輩の田渕金一・同久三・土屋政春・添田春原の皆さん^{はるもと}の言によると、製紙工場創設前は、この落ち合^うう場所は玉宝寺の入口であつたという。やがて上・下に別れ、内多古は旧大山道にも入つて、それから井細田境まで来る。戻つて、内多古の中山福松宅（現当主美平氏）の敷地内に引き入れて終つた。この山車の運行中に、全家庭から、金錢・酒・菓子・おにぎりなどが寄付され、他部落からの見物人もあつて賑わいを見せた。

山車を引いたのは、昔は小正月の十四日だつたが、笛の名人の田渕徳次郎が、十四日に他地区に笛吹き指導に行くために繰上げて十日に行ない、上多古はこれに同調したのであつた。

山車を引くときは、いつも両地区が一しょだが、共に古記録がなく、あるのは上多古、昭和十一年から、内・下多古は昭和十六年からで、戦前は毎年のように引いたが、都会で山車を引かずに、子どもだけで荷車を二台直結して、太鼓・笛と叩き牛をのせて地区内を廻つたこともある。

戦後の物資不足の時期は、道祖神祭りも中断され、交通事情の急速な変化で、ほとんど行なわれなくなつた。しかし、戦後二十年を経て、復活の動きを見せてきたが、

無形文化財として県の指定を受けた小田原囃子が、多古の道祖神の歴史と共に繼承され、發展してきた経過を考え、垢ぬけした道祖神祭として成長させたいと感じてやまない。」と。

口、道祖神祭りの財政運用

道祖神祭りの財政運営は、次の覚え書きによつた時もあつたことを記録したい。

覚え書き

本道祖神の基本金は、氏子内の特志家の寄付に依り、造成し、これに、年々利殖し、昭和七年一月、金二八七円五三銭となり、同年五月、内多古氏子より、肥料資金とし、借り入れ使用なしき旨の申し込みに依り、表通りの氏子、度々協議の結果、本基本金及び從来より、内多古氏子に於いて保管に係る基本金とを合し、金三三五円六銭を折半し、金一六七円五銭ずつを保管し、以後、必要を生じたる場合は、各折半負担となすこと、時の年番を以て内多古と協定を遂げたり。

以上

昭和七年五月十九日 年番代表 山尾良太郎
表通り協議 責任者

村山銀蔵 野頼幸太郎 久保田伊八

中山九蔵

久保田吉五郎

中山光太郎

加藤廉作

小杉喜代次

星崎幸太郎

○前保管者 久保田伊八様より

●昭和七年一月十五日、満期となるべき伊豆銀行足柄支店定期預金二〇三円一七銭の証書を申し受く。

●昭和十五年一月十五日に到り、利子六円六一銭加算し、今年の道祖神様費用金七円五十銭、年番へ渡す。差引

金二〇二円二八銭。昭和十六年一月十五日期日の定期預金となす。

●昭和十六年一月十六日到り、利子は金七円七銭加算し、

今年の道祖神様費用八円、年番へ渡し、差引二〇一円三五銭、昭和十七年一月十五日期日の定期預金となす。

●昭和十七年一月十六日に到り、今年の道祖神様費用を往還・内多古折半して金六円四十銭、年番中山房太郎氏に渡す。定期預金利息は金六円三三銭領収せしめため金二〇二円二八銭定期預金となす。

(伊豆銀行足柄支店、昭和十八年一月十五日満期なり)

●昭和十九年一月十五日、同二十年一月、同二十一年一月、同二十四年一月、同二十五年一月、同二十六年一月

月、同二十七年一月の記録を略す。

●その後、利息を加算して、昭和三十一年六月二十六日、

現在にて静岡銀行小田原北支店定期預金証書三六五号
金三一〇円となる。

●昭和二十一年六月二十六日より同三十四年五月六日ま
で利子三一円、合計金三四二円。昭和三十四年五月六
日引出し、横浜銀行足柄支店普通預金分、通帳一九六
二番。

名儀人 多古道祖神世話人

中山房太郎 山田甚蔵

上原浅吉 中山光太郎

この通帳、昭和三十四年五月六日現在一六三八七円な
りしが、本日三四二円を加えて、預金高は一六七二九円
となりたり。

昭和三十四年五月六日現在、保管者、中山光太郎記

ハ、道祖神花車格納庫の移転新築

格納庫は、従来、白山神社参道石段の向かって右側に
あり、昭和二十七年に新築したが、高所にあつた白山神
社境内を切り下げる、低い位置の現境内とし、切り通し
も、中央部を低平にし、幅を広げて大型トラックでも自

由に交換できるよつになつた。更に神社境内には多古公民館が、小田原市第四十八番目の施設完備の公民館として、昭和三十四年に完成したので、神社で神前結婚式を挙げて公民館で披露宴を開く家庭も出てきた。また神社境内に自動車を乗り入れる道の計画ができ、所有者の田淵角三氏より、花車の格納庫寄付の申し入れもあつたのを機に、話しを進め、その土地を玉宝寺に差しあげ、代換地として切り通しの寺の土地を十坪ほど頂き、多古自治会の経費で飯山組（鴨ノ宮）に請負わせて移転を完了した。

この從来の格納庫は、高く改造して二階とし、昭和三十五年に発足した小田原囃子保存会は、この二階に置くこととし、大工頭梁藤沢由蔵氏が請負い施工した。改造費用は、道祖神会計より次のように支出された。

・大工手間賃	一七、一〇〇円
・ブリキ手間賃	一、六〇〇円
・木材代	七、一〇〇円
・金物代	一、七二九円
・総 計	二七、五二九円

なお、のぼり竿一本は、下田製材で用材としたが、そ
の製材費は、同氏が寄付した。

道祖神花車格納庫の移転により、白山神社境内に自動車の乗り入れ道路も、昭和三十六年度夏に着工し完成を見た。

二、上多古の道祖神祭り

上多古の道祖神祭りも、江戸時代から行なわれたが、

近年の状況は、地域の大人が主体をもつた運営をしている点にある。道祖神世話人会が、各組長宛に次の通知を出すことから始まる。

上多古道祖神祭り祭典のご通知

上多古道祖神世話人会

各組長殿

本年は、大祭に当たりますが、小祭をいたし、左記のように行ないます。皆様、ご近所お誘いの上、ご参拝下さいますよう、ご案内申しあげます。

ドンドン焼

- 1、一月十四日 火入れ式 午後三時 消火は午後八時
- 2、一月十五日 午前八時より午前十一時まで
屋 台
- 3、下水道埋設工事のため、屋台を引きませんのでご承知下さい。

使役のお願い

4、祭典準備のため、年番、世話人、隣組長（組内より一名）使役をお願いします。

十四日、午後一時三十分までに、道祖神へご参集下さい。

昭和六十二年一月五日 記

ドンドン焼の正月飾りは、子供たちが各戸より集めたが、大人の手でなされ、火入れ式も、消火も日程のように進行する。屋台は隔年引く慣例となつた。諸経費は、各戸から百円ずつ拠出で運営してきたが最近は自発的寄付が多く、これによつて運営されている。

(4) 地神講(じんこう)

古の講は、一郷一村が、毎月、日を定めて寄り合い、相親しみ学問ある人などを招いて、三神の託宣または公儀よりの御壁書などを読ませて、謹んで聴いたり、その宗門の出家を招いて経文の一句をも講談せしめ、あるいは、その宗門の教えの忝いことを講じさせてこれを聴き、または、面々相互に信心の志を語つて本心の誠を失わないように願う。これを講といつた。古語の一匁をも講談するからであるが、近代の講は酒を飲み、世の取り沙汰さまざままで、誠をたてるの助けある

はなくして、口論・放逸の仲立ちとなることが多かつたと言われる。要するに、その精神が村の地域の人々の一つは信仰信心であり、二つは互いに親睦を図ることを目的としたのであつた。

多古の地域に昔から行なわれた講の種類は、次のようである。

(1) 富士講、稻荷講、伊勢講、秋葉講のように、衆を結び、錢を集めて参拝または供物調進を目的とするもの

(2) 会費当番制度を以て行なう。その土地・その生活に關係の深い庚申・山の神・地の神・水の神などを祭る神祭り。

(3) 仏教に関する觀音講・念佛講などの仏心から出發したもの。

(4) 同じ信仰でも、かなり自分の職業的意識から行なう太子講・エビス講など。

地神講は、上多古、内多古ともに、江戸期末の寛政の頃から盛んで、各戸が交替で年番を勤め、空くじのない福引を抽いたり飲食をして楽しんだが、時には講師を招いて農事研究もした。春秋の彼岸の頃の社日（春分・秋

分に一番近い戌の日で、春の日を春社といつて種まきをし、秋の日を秋社といつて穀を刈りとり田の神を祭る）の日をこれにあてたが、一つの信仰行事なので、信仰物を絵で表現した「地神講の掛け軸」（図65）を床の間に飾り、豊作を祈願したのである。



掛け軸(図65)
地神講の掛け軸
柄は、カラーで美しいが、無署名で、
掛軸の地神の図

発行した寺社の名前も記されていないが、この種の掛け軸は、江戸末期より明治初期にかけてが多いので、購入場所は、小田原城下町の仏具商ではなくて、松田の觀音さまや大口神社の祭祀のとき、大道商人から購入されたものであろう。地神の図柄はカラーで男神と思われる。左手は宝瓶に花を盛れるを持し、右手は掌を外に向か膝に当てている。絵姿の上の漢詩は次のようにある。

地天專主五穀豐熟生長糲育一切衆生。

其恩其徳如父如母至心敬礼供養奉仕。

百穀成熟草木繁茂蚕糞成就綿綢。

充满富貴能比能病長寿諸災消除大願円満。

○ 三六円 コンニヤク代(二個分)
○ 七〇円 天ぷら代

信仰行事の中心として挙げられるものには、掛け軸の外に、自然石を利した地神塔がある。池上の眼藏寺南側稻荷社の近くの地神塔がそれである。上多古や内多古には、この種の地神塔があつたと思われるが、地形の変動で埋没したり、洪水で流失しているのであろう。

上多古の地神講は敗戦後の今日も、講仲間によつて継続維持されている。二年に一度であつたが、最近一年に一度秋の社日に、年番持ちまわりで行なつてゐる。講仲間は昔ほどではないが、商人と農家が一しょである。地神講会計簿(添田春原氏蔵)によると

現在の講中は、添田春原・磯崎武雄・添田吉郎(勘太郎氏長男)・中山耕平・添田好雄の五氏が春秋の社日のとき講を持つてゐる。

地神講と深い関連を持つのが、鉢無尽である。これは室町時代からおこり、頼母子講と殆ど同義に用いられた。無尽の仕組は、親と称する発起人が、数名から十数名の仲間を集めて組合をつくり、運営されるが講中は定期的に会合し、一定の掛金と合力錢(当日の飲食代・宿代・雜貨など)を出し合い、この掛金の合算された額に対しても組合員が入札・抽せんなどで、一人の落札者を決定する。落札者は、入札の権利を以後は失ない、掛金と落札金の利子を負担する。以後は未落札者のみが入札権を持ち、講中全員が一回ずつ落札することによつて無尽の一回は完了する。完了すると、そのまま二回目無尽を始める。近接する穴部・蓮正寺・久野・池上・井細田・今井なども、地神講と鉢無尽は多かつたようである。

戦後の農業は機械化が進み、鉢の比重が小さくなつた

支 出	当番 磯崎武雄
講員氏名	津田茂三郎・城所吉五郎・土屋正造
	中山峯太郎・添田勘太郎・中山正平
	磯崎政五郎・磯崎武雄・添田春原
	添田好雄・中山守之
○七六八円也	酒一升五合代
○一五〇円也	口代
○四五円	豆腐など

ので、鍬無尽は廃止となつたが、敗戦までの農業では、鍬は最も使用した農具で消耗も激しかつたのであるが、現在のように使い捨ての社会ではなかつた。刃の欠けた鍬や曲つた鍬は鍛冶屋で打ち直し、柄が折れると棒屋ですげ替えて使用したが、その修理代も不足勝ちだつたら、不良品となつた鍬も無理して使用したのである。これでは農作業の効率低下となるので、農耕の神である地神と鍬無尽は強い結びつきをしていたと考えられる。

(5) 馬頭観音講

多古の馬頭観音講は、江戸時代の終りころには、すでに行なわれていた。田場所であるから農耕用（特に水田耕作）には、馬は欠かせない大きな財産でもあつた。この馬が事故死・病死あるいは軍馬として微発されて、死にかかると、飼育農家の人がとは、愛馬の靈を慰める心情から、馬頭観音を信仰し、馬頭観世音の碑を建てたり、講中を結成していく。

馬頭観音は、牛・馬の家畜を救済するばかりでなく、人間の災難・厄除け・流行病を退散させるものとして、信仰する人びとは増加し、本県内では、足柄上郡・同下郡・中郡を中心として、広く農家・酪農家や商家に広まり、県外では静岡県駿東部・山梨県南部地帯に拡大して

いつたが、これら多くの馬頭講の中で、よく団結し、まとめていたのは、多古の馬頭講であつたといわれる。この講中は、本尊として静岡県駿東郡小山町の和泉山円通寺に祀られている鬼鹿毛馬頭観世音をお迎えしたのである。鬼鹿毛とは、鎌倉管領に仕えた家臣小栗判官重公の愛馬の名である。

小栗判官重公は、鎌倉管領の立派な家臣であつたが、山名・一色の二人の武士にざんげんされて、水戸の在に移つた。後、怨みを晴らさんとして江戸に出る途中、暴れ馬の騒ぎに逢い、持ち主の横山前生から「この馬を乗りこなす者があれば、馬も娘の照天姫も差し上げる」と持ちかけられ、判管は見事に馬を乗りこなした。約束どおり判管は馬と姫を手に入れたが、尾張の国にある間に、毒酒を飲んで重い皮膚病にかかつた。熊野権現の湯に入れば、治ると人に勧められ、四ツ輪の荷車を作つて熊野権現で湯治をして完治した。将軍義教に謁して経過を話し、仇討ちの許可を得て、山名・一色の二人を亡したのであつた。将軍義教が富士の巻狩に行くことを知つて富士に向かつたが、新芝村の横山の地先へ差しかかつたとき、愛馬の鬼鹿毛が死んでしまつた。そこで、この地にて手厚く葬り一堂宇を建てて馬頭観音を祀り、鬼鹿毛

馬頭観世音と称し、寺号を鬼鹿毛寺としたのであつたが、ここにお詣りすると牛馬も人も無病息災になるとされ、参詣者が後を絶たなかつた。元禄十六年（一七〇三）の大地震で、寺は埋没の悲運にあつたので、現在の高台に移動し、寺号も円通寺と改名した。

同寺四世の器外隆道和尚（現在は隆一老師）の代から
は、盛んで、敗戦のころまでは、多古の牛・馬のある家
に見えて、馬屋祈禱を年三回（正月・五月・九月）は行
なつた。多古の講中は、内多古・下多古も上多古のそれ

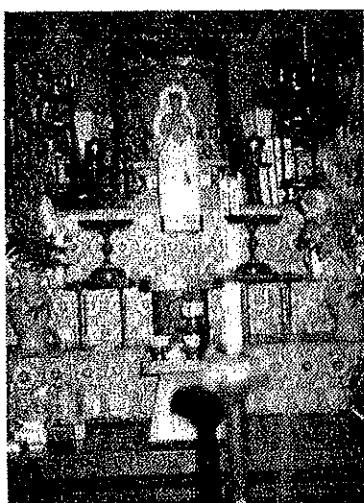
に合流し、多い時には、三十名前後の講仲間を教え、講中の元締めとなる者を講元と呼んだが、最初の方は、下多古の関野伝蔵・次が上多古の中山峯三郎・その次が内多古の中山福松の諸氏であった。円通寺の七世隆一老師が敗戦後、多古の講中の馬屋祈禱をした時は、二十七・八戸で、農家だけでなく、魚屋（玉宝寺前の黒柳）も講

清江先生集

添田春原氏蔵(図66)

中で、料理はこゝからとつた。馬頭講のときは、年番の家に講中が集まる。床の間には、

「鬼鹿毛馬頭尊」の軸物（同寺四世隆道書）を掲げ、牛馬の安全・講中の平和を祈り、懇親の実をあげたのである。家畜は、始めは馬が多かつたが、牛を飼う家が増加してきた。馬は使うほど、「値段が下がるが、牛は使うほど値段が上がる」との現実問題からであつた。敗戦後の昭和三十年ころから農業の機械化が進み、牛馬も激減し、講も四十年ころから解散し、掛軸を同寺に返納する講中が相次いだが、今日、なお、鬼鹿毛馬頭尊を信仰して同寺を訪れる方は、後を断たない。



圓通寺本尊(図67) 堂の本尊を示す。図は、圓通寺本秘仏で、金箔の木像。六十年に一回の開帳で、最近では昭和二十七年である。

矢倉沢の地蔵堂には、この本尊のご分霊があり、鬼鹿毛地蔵尊の碑も明治期からあって、足柄上・下郡の信者は、明治期からよくお詣りしたといわれる。

念佛講中が歌つて詠歌に引用される歌「とふとやと、あらしばやまを、ふみわけて、まいりおがみて、ぼたい

いのらん」は、同寺四世器外隆道の作とされる。図表の
中本尊の左右の肩に示された短歌がそれである。敗戦後の講
歌がそれである。敗戦後の講
仲間は次の皆さんであつた。

(図68) お札

中山峯太郎・中山一桜・大黒屋（黒柳魚店）・磯崎武雄・
中山正平・磯崎政五郎・山田甚蔵・中村英治・田渕角三・
中山福松・米山茂政・上原理平・添田好夫・添田春原の
諸氏。

(6) 富士講

富士講は、江戸時代から江戸を中心として、関東周辺農村に繁栄したもので、宇宙の中心である高峰の富士山を崇め、家業を営み、父母わが身を大切に、諸法を守り、奢りの心を抑え、身分相応の生活をしながら、正直に生きていくことを目的とした互助組織であつた。富士の浅間神社に参詣し、白装束・白鉢巻の先達を先頭にして、六角棒を手にした講中一行は、六根清淨を唱えながら富士山頂を目指し頂の浅間神社に参拝したのである。

富士講の開祖は、長谷川角行といい、天文十一年（一五四二）長崎生れの人で、富士山頂を極めること二十八回、道中めぐり三十三回、余日は富士山で修行して浅間大菩薩の神示を得て、独自の教義を編み出して布教に専

念したという。主神は、元のチチハハ様、南無仙元大菩薩・南無長明光仙の三神で、元のチチハハ様は、天地万靈の父母を示し、仙元大菩薩は女神であるところから、木花咲耶姫のご変身と解される。南無長明とは、天の三光といつて、日月星を神格化したものである。この三神によつて、生物は創造されたと説かれ、そのいるところが富士山頂であるとしている。多古の富士講は、明治になつて作られたが、その先達は添田妻吉（添田春原氏の祖父・天保十二年十月二十八日生まれ、大正十三年没。享年八十三歳）であつた。青年時代から富士登山をよくし、先達の資格もとつていた。毎月定例の拝み、正月・五月・九月の拝み、山開き、富士登山等各種の行事の外、病氣平癒・地鎮祭・上棟式の祈禱を行つたようである。講中は二十名程はいたといわれる。

講の重要な行事とされている富士登山は、御師穂積館（神宮が信者を宿泊させるには、旅館営業の許可を必要としたので、旅館を兼業した）を利用して登る関係で須走口から登つたが、御胎内めぐりを加えて、下りも須走口を使用している。服装は、白装束に白鉢巻、草鞋に六角棒、それに七日分の食糧を携帶して足柄街道 関本 山北 小山と鮎沢川沿いに御殿場から須走口に出て登山。浅

間神社では、着用の白衣に浅間大社の朱印を捺してもらうことを例とした。この白衣と登山の諸記録は、今も同家の蔵の中に、黄色の袋に入つた桐の箱に保管されてある。

多古の富士講で特筆すべきは、講中で富士山須走口の五合目に杉苗千本を移植したという事実である。時は明治九年夏のこと。多古の地から杉苗を分担し、背負つて上述のコースを須走口に出ての移植作業であった。秀れた発想に立つ植林であり、まさに快挙であつた。行を共にした講中の諸氏は、次のようにあつたといわれるが、その後、数回に亘り、この快挙はなされた。

○添田妻吉（上多古、添田春原氏の祖父）

○中山峯吉（上多古、明治十六年多古村戸長、同二十二年二川村助役、同三十三年より二川村長を歴任）

○岩田力三郎（上多古、岩田マサ氏の祖父）

○磯崎藤次郎（上多古、磯崎武雄氏の祖父）

○上原市太郎（内多古、上原理平氏の祖父）

○磯崎伊太郎（内多古、磯崎峯雄氏の祖父）

○加藤兵太郎（下多古、加藤栄造氏の祖父）

○北島竹三（下多古、北島澄三氏の祖父）

○山崎喜平（下多古、山崎豆腐店の先祖）

移植の事実を録した塔は、妻吉代表が家に持ち帰つて蔵に保管したが、関東大震災にあつて破損。しかし同家が保管し今日に到つてゐる。

富士信仰は、上述のように江戸時代の後半、江戸を中心として関東周辺の農村に栄えたが、富士の片参りは忌避された。それは富士の主神は大山の主神たる大山祇の娘木花咲耶姫なので、娘の所に詣でて父の所に詣でないのは片手落ちで、不吉とされたので、富士に参つたものは必ず大山に登る慣習があつた。相模ではこの道を富士往還道路と呼び、関本—吉田島—三角土手—金手村堤—町屋—神山下—松田山の裾の上茶屋を経て葛蒲から大山へ参詣したのである。

富士講は、維新の神仏分離令が出てから教会組織となり、明治十五年には公許を得て扶桑教となつた。

(7) 大山講

イ、大山信仰

大山を水の神・豊作の神・豊漁や海上守護の神とするもの。除災と商売繁昌の神とするもの、祖靈・神靈の鎮まるものと考えて山の靈気に触れたいとするものなどから、農民・漁民・商人・職人・武士などが信仰した。と

くに農民には別名雨降山と呼ぶように、雨風に關係深い山として信仰された。漁民によつても海上安全や農漁祈願も盛んで、相模灘の沖合からは、格好の山として利用されたためか、漁に驟雨が必要なためか、相模湾周辺の漁師に信仰されて、毎年期日を定めて（六月二十七日から七月十七日までの二十日間）登拝する場合と、大漁・不漁の時に行く場合とある。不漁が続くと休み、網元や船主が網子や船子を連れてマンナオシに参り、大漁には大漁のマイワイを網元や船子に着せて、一同が揃つて登拝する。田子村と呼んだ平安時代に、大山に登拝した祖先のことを見たと、中村英治氏（故人）が語つたことがあるが江戸時代からは、登拝者の数は激増している。

一定の年令になると、登拝する風習も地元伊勢原を中心にも広がり、三歳・七歳の頃に親につれられての登拝をする所もあつたが、多いのは十五歳前後であった。大山帰りは一人前として認めたのである。

口、大山講

関東一円から大山に登拝する人びとの通る道は、自ら一定し、要所に道標が立てられ、大山道と呼んだ。江戸時代の始めに、大山の麓に移住させられた妻帶修驗者や

僧・神職は家を構えて御師となり、各地に大山信仰を宣傳し、信仰圈の拡大を図つて大山登拝の講を組織した。

大山道の研究家たる佐野弥太郎氏（伊勢原）が、「御師數と檀家數との関係」の論説で「多古村、御師數一・檀家數十・田子村、御師數二・檀家數三十二」と述べているが、多古村と田子村の何れが、この多古村なのか判らぬが、多古村には平安時代から大山講はあつたと思われる。明治初期の大山講は関東地方一都六県と周辺の福島・新潟・山梨・静岡・長野の諸県に亘り、講數は千二百、戸数七十万戸で、この中、本県は九十五%以上の町村に大山講があつた。内多古の磯崎伊太郎（峯雄氏祖父）や上多古の磯崎藤次郎（武雄氏祖父）らの組織した多古の大山講もその一つであつた。

御師と講員との関係は密で、御師は暮れ・正月・春に自分の担当の地域の講を回つて、主な家で祈禱し、神札を配り、見返りに初穂の献納を受けた。神札を配るとともに、土産として福餅・せんべい・茶・箸などを用意していった。遠方のときは、講元に泊つた。

ハ、大山道

多古の講中が大山詣でのときは、下多古の出戸橋が起點（この位置に柳の巨木があり、目標として好都合）で

あつた。ここで穴部堰と甲州街道を横切るところ（現、藤沢商店と中山たばこ店との間）から、大山道は始まる。風土記に「甲州街道より東へ分る。幅九尺点である。大山道の研究家たる佐野弥太郎氏の著書「大山道」に「小田原よりの大山道の一つは、六本松通り大山道で、小田原城を中心とした宿駅より、甲州街道を北上し、多古村より東に直接、酒匂川の飯泉の渡しを渡り、坂東五番の飯泉観音（飯泉山勝福寺・真言宗）の門前町を通り、千代・高田村を経て梅の里の曾我別所に到り、六本松のある山頂に到る……」とあるが、この道は、東海道前川村向原よりの大山道に中村郷の久所で合流する。

また、一つは、飯泉観音の門前町たる飯泉村より、成田、延清、西大友—下大井—山田—篠窪—渋谷……蓑毛（みのげ）より大山に到る」と記されている。

下多古の大山道の入口の左側、中山たばこ店の角に約三十—四十cmの自然石の道標の正面に（図69）
「右い津み道」、左側面には「左い沙意
大山道 沈道」の文字が彫られてある。ここから右へ進むと飯泉村へ、左へ進むと井細田村へ行くことを示す。裏面には「大和屋文蔵母」と刻まれてあるが、これは飯泉観音の門前町として隆盛であつたころの宿坊の

一つが大和屋で、この主人文蔵の母が道標として建立したものであることを示している。文蔵親子も飯泉村の大山講の講中であつたことは、想察に難くない。

飯泉観音は、坂東五番の靈場として著名であるのみか、応永年間（一三九五—一四二七）小田原城築城のときに、城を鎮護する道場として皇室より飯泉山勝福寺の勅号を賜わり、歴代城主の帰依を受けたこともあって、門前には宿坊や商店が立ち並び、諸国からの巡礼が後を絶たぬ程に繁盛した。大和屋もその一つであつた。

だが、飯泉への道を大山道と呼称するのは、別的事情に依るものである。新編相模風土記稿（天保十二年脱稿）に、「多古村（太古牟良）は、江戸より行程二十里二十町、家数五十一、東西三十町、南北二十町、甲州道（現、小田原—関本線）が、村の中程を貫く。幅二間、当村人馬の組立てをなせり。南は小田原宿へ一里。北は上郡塚原村へ一里継ぎ合えり。大山道は甲州道より東へ分る。幅九尺」とあるのは、それを裏づけている。古来からの根強い大山信仰の農民・漁民・商人・職人・武士たちが、大山講を組織して参詣した道は、関東地方のいたる所にあるが、その起点となる位置には、大山道の道標がある、道は大山道と呼称したのである。

(8) 伊勢講

慶安三年（一六五六）に、伊勢参宮のため箱根の関所を通った人たちは、一二、五〇〇名で、この中で小田原藩領のものは、二三一八名を数えたといわれる。（内田哲夫編、年表小田原歴史）。そのころ、多古村は戸数がまだ、四五戸ほどであったが、これに参加した人はあったと思われるが、伊勢講を組織して伊勢参宮をしたのは、文化・文政のころ（一八〇四～一八一七）であった。国内で旅が庶民のものとなつたのが、このころで、特に文政の「おかげ参り」は、文政三年（一八一〇）の三月から六月までの四か月間で、当時の日本総人口約三千万人（江戸の人口百万人）の十三%に当る四百万人が伊勢を訪れたといわれる。（N H K の資料では十七%の五百万人ともいふ）。

講仲間は十五～二十人が一団となり、「おかげ」という「ひしゃく」を手に出身地を印した笠をかぶり、宿駅に泊りながら上り下りをした。近世空前の庶民の大移動ともいえる現象を生じた原因は、伊勢神宮への限りない信仰心にあつた。内宮は皇室の祖先たる天照大神を奉祀する皇大神宮であり、外宮は国民すべてに衣食を幸い給う神たる豊受大神を奉祀している。生涯に一度は伊勢参りをしたきとの願いが伊勢参宮となつたが、これに誘われるよ

うにして・金毘羅詣り、成田詣で、さらに江戸・京都・大阪への旅が全国的規模に広がつたのである。

伊勢参宮のためには、多古村の人たちの最初の壁は箱根関所の通過であつたが、このためには、名主の関所役人あての通行許可依頼の手形を提示する必要があつた。その手形は、次の様式である。

奉差上手形之事

相州足柄下郡

多古村

百姓 太平外

拾九人

右之者共、当子正月五日出立二而伊勢参宮
ニ龍越候間、何卒以御慈悲、御関所無相違
被為遊御通可被下候様、偏ニ奉願上候依之
手形奉差上候 仍而如件

嘉永五年

子正月五日 右村

名主

市五郎印

相州箱根

御関所

御役人衆中様

は「この神がツキヨミノ尊に殺されたとき、その首すじには牛馬なり、額に粟、眉の上に蚕、眼の中に稗、腹の中に稻、陰の中に麦・大豆・小豆が生じた」とあって、もともと五穀以下すべての食物と蚕桑を掌る神であつたことが分かる。

文中の読みがなは、便宜につけたが、名主市五郎は、多古村の素封家だった中山家の祖。その長男峯吉（天保十二年生れ）は、二川村の村長・助役や本県町村長会長をし、孫の市蔵は足柄村の村長をした程の名門であつた。

伊勢詣では、江戸時代末の東海道の宿駅を利用して、徒歩による二十日前後を要する旅であつた。伊勢詣でから帰ると、村人も出迎え、講元の家で酒宴を張り、伊勢神宮の神礼や土産も配られたが、特に旅の見聞談は想像をこえた楽しいものだったので、同行者は、その生涯にわたる親密で義理深い交際を保つた。

伊勢講がいつまで存続したのかは、定かでないが、東海道線開通の明治二十二年ころまでであつたろうか。

(9) 稲荷講

イ、 稲荷信仰

神代の穀靈神たるウガノミタマノ神を主神とする祭祀の信仰で、農耕と密接な関係を持つてゐる。この神はスサノヲノ尊の子で保食神などの別名がある。日本書紀に

京都の伏見稻荷は、渡来人の秦氏の氏神で、都が平安（京都）に移つてから、その勢力と政治力によつて稻荷信仰も増加したが、やがて弘法大師（空海）が東寺を賜わるに及んで、その鎮守神として仰がれるに到つた。また、その真言密教の影響を受けて、狐を札拝して福德を求めることが行なわれ上下に信仰されていった。平清盛が狐を信仰したことから、異常な出世をしたことは源平盛衰記にも記されている。

中世は、稻荷神は広く国内に流布したが、京都中心の都會地では、商工業・貨幣經濟の發達で町人の繁榮をもたらすものとして、伏見稻荷社は厚い信仰を受け、狐は尾の形が如意宝珠に似ている所から、縁起のよいものとされた。後北条氏が小田原城内に稻荷社を勧進したが、後に現東町に北条稻荷として城の鎮護と住民の永安を祈願したのは、この末期のころである。

近世の江戸時代になつて稻荷信仰は隆盛をきわめ、江

戸では田沼意次の出世が、その屋敷内の稻荷社の靈験と伝えられ、武家が屋敷神として小祀を設けただけでなく、授福開運の神として宣伝され、町家商人のこれを勧進するものが多く、城下町小田原と周辺も、その例外ではなかつた。

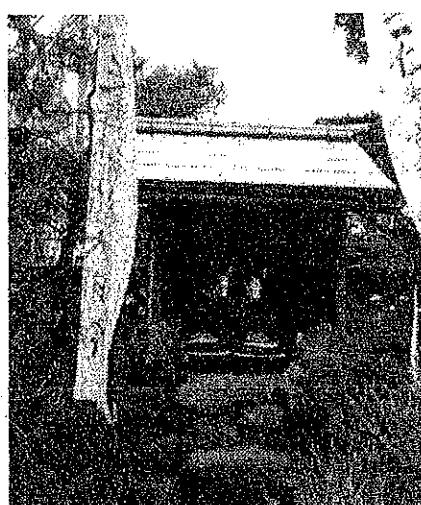
稻荷社の分布をみると、東日本に多く、西日本は近畿の一部と九州だけである。

口、稻荷講

多古の稻荷は、先きの敗戦までは、大方の家にあつた。いざれも屋敷神として祀られてきたが、伏見稻荷の影響が濃いのは、伏見出世稻荷（上多古・磯崎莊覚氏宅）と呼称する所にもみられるが、二月の初午を祭日として祭る慣習のことからいえよう。祭日を二月初午以外の秋の十、十一月を選んでいる土地も全国には多いが二回の祭りを支える根本的信仰は、山の神と田の神の交替するという伝承によると思われる。

稻荷社のある家では、二月初午の日は、「正一位稻荷大明神」、「正一位延寿稻荷大明神」などと墨書した幟を二本立てて、赤飯・油揚げ・おかしらなどを供えて祭ることを例としている。

農耕の予祝祭としての意味を持つてゐるのである。



稻荷祭りは、敗戦の頃までは、上多古・下多古・内多古にそれぞれ稻荷講が組織され、加入者は順に宿と中山美平氏宅稻荷講が組織され、

北島澄三氏の所蔵する「昭和二年二月初午改め、正一位上の山稻荷神社」（綴り）によると、講仲間は土屋源右エ門・中山栄之助・田渕作太郎・北島竹藏・中山二郎・田渕太平・小林芳蔵・藤沢徳蔵・石田鶴吉・椎野茂吉・山口平吉で、新規加入者は、二円八十銭の講貢を出して仲間入りをする旨が記されている。かつては、講仲間が世話をとなつて稻荷社の祭りも営んだが、敗戦後は北島家が単独で二月初午の日に、ささやかに幟を立て、赤飯を炊いて供え、お詣りする程度の行事となつている。

この北島家は、かつては、多古丘陵東端の山下の地にあつた多古学校（現足柄小学校の前身、明治九年四月、池上の眼藏寺内にあつた成美館より、校舎を新築して独立した。）の跡地の西側の位置にあつたが、当時は、初午

の日には、講中の名入りの幟一本が立てられ、赤飯・おかしらが供えられて、お詣りの子どもには、赤飯のお握りやお菓子などが振るまわれ、子どもたちも、太鼓を叩いて離したものであつたという。いつ山を下りて現在地に移つたのかは、定かでないが、震災後の昭和五年の頃であつたようである。同家の過去帳によると、元禄八・同十四・天明四年などの死没者の名前が記録されているが、繁蔵（明二五・二没）・竹蔵・銀三・澄三（現当主）の名が明記されており、同家による稻荷の祭りは、古い歴史を持っていると推察できる。ご神体は「正一位稻荷大明神」と書かれた板片で、明治二十四年^の六月四日、持ち主北島繁蔵の銘がある。

上多古の稻荷講も、江戸期からあつた。戦争中に中断したが、戦後復活し、二月の初午の日に御嶽の系統の神主を招いて、正一位上多古稻荷神社祭典として次の三神を祭る。

○豊川稻荷（太田姫の命）……商売繁昌の神

○伏見稻荷（稻田姫の命）……豊年満作の神

○笠間稻荷（作屋姫の命）……白雀厄除災難の神

ほとんどの家が加入し、経理は会費制による。会長・副会長・世話人（十二名）の組織で運営されている。今

年（昭六三）は、三月の初午の日に行ない、神主がみえて祝詞をあげた。祭壇は設けなかつたが、野菜・稻荷など供え物をあげ、世話人が寄つて御神酒をいただくという趣向であつた。

上多古遊園地の建設寄付にあたり、この稻荷講の淨財で念佛小屋が建設されている。

昭和六十三年度の役員は、会長（立木弥太郎氏）、副会長（磯崎ナカ氏）、世話人（一寸木博光氏ら十二名）である。

(10) 賴母子講

下多古の北島澄三氏所蔵の「仲間賴母子講」によると、昭和二年二月の初午より同二十年二月六日の初午までの間、講が行なわれたことが判る。加入仲間は土屋源右エ門・中山栄太郎・田渕作太郎・北島竹蔵・中山二郎・田渕太平・小林芳蔵・藤沢徳蔵の八名で組織され、運営上、次のような規約が設定されていた。

即ち (イ)、本講は一回、金五円掛のこと

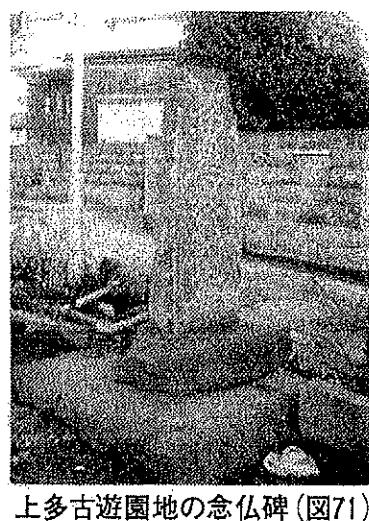
(ロ)、当選者は、金一円掛増のこと

(ハ)、当選者は、二名以上の保証人を立てること。
の三点で、世話人と講中と呼ばれる仲間で組織されていて、当選者は抽せん・入れ札などの方法で金品の給付を

受ける。一度当選すると義務のみを負担し、各講員が、すべて当選または落札すれば講は終りとなる。無利息で融通する互助的な信用組合ともいべきもので、小規模な庶民金融機関としての機能を持つていたのである。

頼母子講は、また無尽講とも呼ばれたが、上多古や内多古でも、江戸時代後期からは行なわれたようで、金錢以外の農具（鋤・マンガなど）や日常生活用品としての米・麦・穀（もみ）・萱（かや）などの講も行なわれたと思われる。

(1) 念仏講



(図71) 碑の念仏地遊古上多

上多古遊園地に、「南無阿弥陀仏」の文字が刻まれた板碑状の碑（高さ一・六

m・幅〇・五m・材質は根府川石）があ

る。その裏面には、

安政五戌年九月仏日、當邑中が建立した旨の文字が刻さ

れてあるが、内多古の白山中学校運動場西側の道祖神の隣りにも、これと全く同じ形態様式の碑がある。とともに、

江戸時代末の安政五年（一八五八）に村の念仏講仲間により立てられたものである。

多古の念仏講が、いつ頃から行なわれたのかは、定かではないが、鎌倉時代後の浄土教系統の念仏講と関係が深いとされる。内多古の地は、鎌倉時代にも行なわれたとされるが、上多古では、江戸時代末から盛んで、世話を人二人によつてすべてがとりしきられた。五穀豊穰と無病息災を祈つての念仏を、念仏講仲間が唱えるのであるが、年二回、田植えの終つたあとの七月一日は、お願い念仏として、また、秋の取り入れのあとの十二月一日は、お札念仏として、ともに数珠（じゅず）を繰りながら唱えて、今日にいたつている。念仏小屋が、昭和四十五年にできる以前は、念仏講仲間の家を互いに宿として念仏を唱えたが、小屋の完成後は、食費や食べ物を持ち寄つて行なわれ、今日にいたつている。

このお願い念仏とお札念仏の外に、老女たちによつて、不幸のあつた家の葬儀の晩に念仏を唱えることを例とした。また、これとは別に、お月並みといつて月に一度、日を定めて輪番に当番の家に集まり、鐘を叩き、鈴を鳴らしながら念仏を唱えることを永いこと行なつてきたのは、下多古で、その三淘（さんぱう）念仏讀は次の九項である。

最初に、次の懺悔文（ざんげいぶん）を三回、節をつけて唱える。

我昔所造諸悪業、皆由無始貧贋癡。

從身口意之所生、一切我今皆懺悔。

次に、光明遍照文を一回、節をつけて唱える。

こうみょう へんじょう ジュツボウ せかい
ねんぶつ すじょう せつしょう。

次に、般若心経を一回、唱える。

次に、南無阿弥陀仏を十回、唱える。

次に、南無觀世音菩薩を六十回、唱える。

次は、南無地藏大菩薩を六十回、唱える。

次は、次の大悲文を三回、唱える。

なむ だいひ だいひの かんぜおん ばさつ

しゅじ じゅざい ごしゃく しょうめつ

みだ びょうどう そくしん じょうぶつ

終りに、次の願以此功德の文を唱える。（結びの、南無、

阿弥陀仏は三回唱えて 終る。）

願以此功德、平等施一切。

同發菩提心、往生安樂國。

南無阿彌陀仏。

この念佛讚は、觀念佛の念佛のむづかしさを音声発声という体の行為でやわらげて、等しく無心の境地にいたらんとするもので、口称称名の念佛である。音声を以て神とし、声に大きな力を認めて修行の方法としたのは

印度であるが、この印度では、昔から念ずることと唱えることとは同一だとする思想があつた。これが、空也（融通念佛宗の開祖）、惠信を経て、法然（淨土宗の開祖）に受けつがれ、口誦念佛を根本とする淨土宗が開かれ、さらに親鸞の淨土真宗が生まれていつたのであるが下多古のこの念佛讚は、昨今は、不幸や法事のあつた時に唱えられるのみとなつた。

(12) 題目講

この項は、郷土史研究家だった中村英治の遺稿（昭和五十七年七月二十六日、多古のお題目講として記録したもの）を記したい。

いつから始められたか、講中の人に判らない。月々、講中の各家が順番に宿となり、日蓮上人の命日（十月十六日）の前夜がお待夜なので、講の日は前日の十四日が建て前だが、宿の都合で自由であり、夕刻より集つて自家中所持の日蓮上人の掛軸を床の間にかけ、白米飯か五目飯・煮豆・芋の煮ころがしを供えて、お題目を唱えたのである。本年八十一歳の小林サダ氏は、もう当時のことはよくは覚えていないが、北島のお婆さん（孫娘の千代子さん五十六歳）が「お婆さんは、二十三年前に八

十二歳で死んだか、主人の健康がよくなかったので、中山におこもりをしたこともあるが、よく記憶しており、その指導で、讃歌・方便品第二・如来寿量品第十六運想を三回唱和したが、一人が数珠をまわして、回数を数えており、規定の回数になると、鉢を合図に休息し、お茶を飲んだり、最後は少し早い調子で唱えて終り、豆腐の味噌汁で夕食をとつたが、経費一切は宿の負担であつたと話された。

いつ中止になつたのかは定かない。誰もが一様に戦争で物がなくなつたのでと言つてゐるが、田渕サヨ（六十一）氏は「わたしが嫁いだのは、昭和十五年一月十五日で、その後三回ほど宿をした記憶がある」と。中山キヨ子（五十九）氏は「わたしが嫁いだ十八年四月から、月並講のあることは聞いていたが、既に行なわれていなかつた」と。また、柳川八千代（六十七）氏は、「わたしが嫁いだ昭和十七年七月のころは、まだお題目講はやつていたので、十八年になつてから中止したのではないか」と。誰もが記憶が不鮮明で分からぬが、太平洋戦争で物資が不足し、戦況不利となつて自粛し、十八年中頃から中止したと思われる。

宿から宿へと申し送りをしていた古い箱を高橋六郎（故

人・下多古）宅で見せていただいたが、この蓋には、題目講・大正十三年十月八日、寄付田渕宗太郎と書かれてあり、中には壊れた六本の団扇太鼓と同じ大きさの締太鼓が一本、念佛用の鉢（裏面に上多古講仲間と記されてある）と、大正八年十月二十五日、無常講残金十三銭。小林又藏領……昭和四十年十月一日、土屋雅夫死亡のとき無常講廃止」と記入された半紙を綴じた帳面に二尺四方ほどの模様のついた布と白布を縫い合わせ白布に墨で次のように書かれていた。

俗名	亀次郎事
秋光院日明童子の供養の為	
明治四十四年十二月二十五日	

足柄村多古 平井俊昌

十三～十四軒あつた講中で、他の地区に転出の家もあるので、現在は十一軒となり、葬儀や法要の時だけ、お題目を唱えており、昭和五十三年に太鼓を買い換えて復活させる話も出たが、まだそのままの状態にある。

この題目講では、外に次の方たちの語りも聴いた。

○土屋政春 ○田渕徳三 ○田渕角三 ○田渕富子

重なる洪水が障壁であつた。堤防なくして上多古の開発は不可能であつた。ここでは、大口土手の築造、酒匂川両側の堤防の築造、右岸堤防の築造、妙泉寺の創建、添田氏や磯崎氏一族の開発、穴部堰・妙泉寺堰の開さく、三丁河原の開発について述べたい。

十、上多古の開発

1、序として

古老の昔語りに、「上多古ができた時は七戸で、今の山神社の東北の位置にあたる旧住居地（上山神）から移り住んだ人たちだつた。添田富右エ門・竹屋の本家の陣太・岩田力三郎・磯崎藤藏・鶴井の伝さん・それに磯崎政五郎や中山福松の祖先だつた。」とあるが、その一人岩田力三郎については、岩田マサ氏が「祖父の力三郎が明治四年に前住居地の妙泉寺の土地を売つて現山王森に移り住んだ証文を持っている。」と証言している。

永享二年（一四二九）六月には、同じ妙泉寺の地に同名の日蓮宗の寺院が創建されている史実は、当時すでに、この地に、わたしたちの祖先が居住していたことを裏づけているものであるが、彼らが、旧住居地帯から低地に進出できなかつたのは、酒匂川・狩川の乱流であり、度

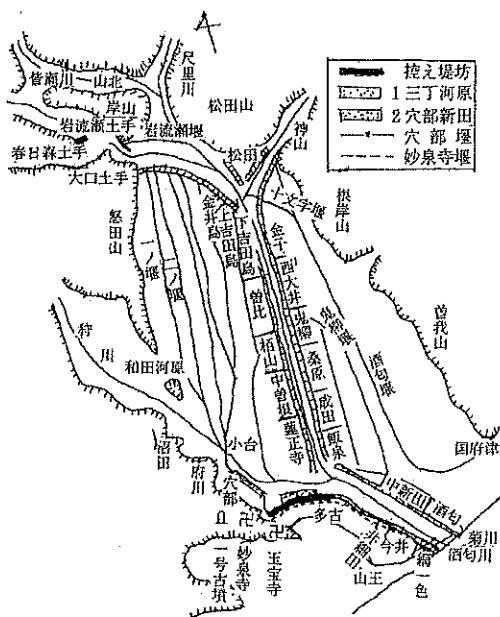
（1）大口土手の築造

天正十八年（一五九〇）、後北条氏が秀吉に亡ぼされ、家康は譜代の重臣たる大久保忠世を小田原城主として任命し、四万石の知行、足柄平野の地を与えた。大久保氏は平野開発による米作り政策こそ最高の使命とし、酒匂川移動計画・灌漑用水計画を立案し、忠隣の時に完成をさせた。忠世は文禄二年（一五九三）に岩流瀬土手を築造し、忠隣は慶長年間に大口土手（慶長五年か七年に着工し、同十四年一一六〇九一に完成）を竣工させた。大口土手は、平野全域の用地用水の確保と西側平野への亂流を防止して酒匂川を中心移すという二つの目的をもつて築かれたのであつた。工事に長年月を要したのは、築かれた土手は、高さ七・二m、幅の延長九三〇mという大規模のものであつたからだが、この土手の安全を図るために、上流の岩流瀬がらせに土手を築き、更にその上流の春日森に土手を築くという二重の構えを以て大口土手の

長期に亘る安全の備えをした。

(2) 酒匂川両側の堤防の築造

大久保藩の築堤は、その後も積極的に進み、宝永四年六月（一七〇七）には、図72のように酒匂川の堤防は完成し、川としての形態も整った。が、同年十一月二十三日に宝永山が噴火し、翌五年六月二十二日に大雨が降ると、酒匂川は大洪水となり、足柄平野の西部に噴火の降雨を押し出すという特殊な洪水により、岩流瀬とともに、築造後、百年は安泰だった大口土手も決壊した。大口から西側平



宝永4年6月の村々の土手と堰(図72)

野・狩野の莊十三か村の全領域を侵害し、降砂を押し出し、沼田から府川の間で、狩川に合

穴部・多古・井細田・町田・今井・山王原・網一色・飯泉・鴨宮という古代と同じ流路を流れた。しかも、この年から二十年間は、酒匂川は狩川へ流れこんでいたのである。

享保十一年（一七二六）五月、幕命により田中丘隅が大口を締切つて文命東堤（大口）、文命西堤（岩流瀬）を築いたが、寛政三年（一七九一）八月六日と、享和二年（一八〇二）六月の大洪水は、ともに多古・井細田・町田・今井・山王原・網一色の村々を流下した。穴部新田や三丁河原がこの川筋であったことは、いさまでない。

酒匂川の川筋の急所は、六ヶ所で、左岸は全手三角土手・鬼柳土手・飯泉土手の三か所、右岸は多古土手・中曾根土手、大口土手の三か所で、その補強工事はよく行なわれたが、第一の急所たる大口土手が切れると西側平野の大部分が水害となり、東側平野の田地用水は断水して旱害となるので、補強工事には格別の意を払つた。六つの土手には、一・二・三体の地蔵尊が安置されてあるが、災害防除・人身安泰・家内安全を希求してやまない住民たちの心情の表出であろう。

(3) 酒匂川右岸の堤防の築造

宝永四年（一七〇七）当時の堤防の大きさは、敷一二・

五m、高さ三・六m、馬走四・二mであった。右岸の各村の持ち分の土堤は、川口から次のようである。

○網一色村	四六四・一m	○今井村	一一七七・五m
○井細田村	二八〇・二m	○多古村	一三〇四・九m
○蓮正寺村	一三〇四・九m	○中曾根村	一五八五・二m
○柏山村	一六七八・〇m		

網一色・今井・井細田・多古村と、それぞれの持ち分の堤防の長さは、合計三三八二・二mで、この地点が飯泉橋右岸の地蔵尊の位置（喰違いという地名）である。

(4) 狩川堤防と控え堤防

宝永四年に酒匂川本流の土手が築造された時に、狩川堤防も築造されたが、翌五年の史上最大の洪水で決壊した。その後、享保年間（一七二六～三五）に田中丘隅が、大口を切り、東西の文明堤を構築した時に再構築されたが、地形的に低い位置にあるので、決壊はしばしばあつた。控え堤防は狩川堤防の控えとして享保年間に築造されたと推測される。磯崎治左エ門（莊覚氏の祖）、同八兵衛（直造氏の祖）、同藤兵衛（武雄氏の祖）、岩田小左衛門（上多古）、茶屋根彦左衛門、同半六（同）らの頃である。現穴部坂より東して穴部公民館までの控え堤防もこの頃だつたと思われる。明治四十三年八月の狩川洪水

の時に、多古・穴部の部落が難を免れることの出来たのは、これら控え堤防のお陰であつた。こうして上多古の開発は、控え堤防の内から外に向かられたが、その地域が三丁河原である。

以下、妙泉寺の創建、添田・磯崎氏一族の開発、穴部・妙泉の両堰の開さく・三丁河原の開発に触れたい。

2、妙泉寺の創建

千代の蓮華寺の配下寺院台帳に「妙泉寺の当時（明十八）」の情況は、大恩山・妙泉寺・檀家四六戸・境内の官有地は反別七畝二斗九升七合六勺。所有畠反別一畝二歩。地価金五十錢。宗務院上申の歳入金十八円五十三錢。宗門等級丙二等。本堂庫裡合併。毘沙門堂。開山は知恩院日僧、永享元年六月創立。文明二年四月十六日、七十歳にして遷化。」とある。寺号は大恩山妙泉寺で、開山は知恩院日僧、創立は永享二年（一四二九）六月のことであることが伺える。

妙泉寺が上多古の地から、現在の本町三ノ十三（御幸ヶ浜）に移転した年月は定かではないが、小田原北条二代の氏綱治世の初期のことではなかろうか。後北条氏の都市政策、戦略的見地から、強制的に五百坪程の土地を

与えられて移転したのであつた。移転先の御幸ヶ浜は、海岸線に沿つて、妙泉寺・妙経寺・蓮昌寺・正恩寺・徳常院などが立ち並び、一見して海岸防備を思わせる寺院配置である。

開山日僧は、応永七年（一四〇〇）の生れ、高僧日蓮（承久三年生れ、一二二二）の法の弟子として修行を積まれ、二十九歳の若きで請われて、妙泉寺開山となられた。法の師日蓮は小田原はもとより全国各地に広く錫をとどめており、その法華經こそ釈尊の真意を伝えるものであり、真に人を救い、世を導くものであるとの考え方には立つて活動した。洪水など酷しい自然との戦いをしている上多古の人たちにとつては、救世主的な方であつたに違いない。まさに、日僧の活動は上多古の人たちの心田を開発したのであつた。二代の玄亮院日妙上人も、よく初代日僧上人の遺志を体して精進されたが、権力者の指示で小田原に移つたのは惜しまれる。当時の墓地は埋没して、今は地下にあるが、発掘されれば、新しい史実も発見されるであろう。

3、添田氏一族の開発

名刹玉宝寺の羅漢像を造立寄進した智鉄・真澄の二人

は、共に北九州の添田村の添田氏の子孫。智鉄は本家の生れで俗名は喜平次といい、安永五年十月六日に、真澄は分家の生れで同七年七月一日に没している。享保十五年（一七三〇）將軍吉宗の頃、上多古の農民であつた二人は、相次いで出家し、智鉄は、松浦肥後守を始め、広く十万の篤信者から、淨財の寄進を得て、羅漢像の造立を発願した。松浦肥後守は外様大名なので、参勤交代には小田原を通る。従つて譜代大名の小田原藩主大久保氏に取り入るために、領地内の羅漢像設立の寄進をバックアップする必要があつたといわれる。造立百七十体にして智鉄は不幸にも病没したので、真澄が出家して智鉄の遺志を継ぎ、二十八年の歳月を要して、十三世隣堂魯洲大和尚のときには完成した。時に宝歴七年（一七五七）であつた。玉宝寺門前の小田原藩処刑場では、多くの罪人が長い年月にわたり、昼夜十一時の寺の鐘を合図に処刑されてきたという因縁があり、酒匂川・狩川の洪水のたびに多くの人畜の水死を目のあたりにして、後生を弔い、供養することこそわが使命と考え、農業から転身し出家したのである。彼らの農業は油菜栽培による油商もしていた。上郡松田の最明寺（北条時頼ゆかりの寺で、文明元年一一四六年今の大井町金子に移る）のお祭——

毎年四月十日、菜種油を用いた灯明の下で、上・下両郡や秦野から多数の善男善女が集い、夜を徹して念佛を唱え踊りをした——に菜種油を商っていた。このお祭は近年、松田町自治会が、最明寺屋敷跡で行っている。

○添田氏の源流

この添田氏の源流は、遠く豊前の國の添田村（現、福岡県田川市添田町）にある。唐津市立図書館長富岡行昌氏（郷土史研究家）の調査報告に「添田氏は福岡県田川市添田町（江戸期は豊前国添田村）の出身。添田町は九州の修験者の靈峰とされている英彦山の山麓にある。この英彦山は、真言密教的な寺院で、戦国時代は山法師や修験者が沢山いて権力を振るつており、添田氏も修験者の流れを汲む氏族で、戦国時代末期は豊後（大分県）の豪族たる大友宗麟（一五三〇—一五八七）の幕下で活躍したと思われる。」とあつた。

宗麟の祖は、小田原市東大友の出身たる大友能直（一七二〇—一二三三）で、頼朝に仕えて重用され、文治年中（一一八五—八九）藤原泰衡を征して功があつたので、豊前・豊後の守護となり、鎮西奉行を兼ねた。その後えいが宗麟（一五三〇—八七）で天文十二年（一五四三）ポルトガル貿易を約し、キリストを尊信し、教会堂を建

て、天正十年（一五八二）には、ローマに少年使節を派するなど異色の戦国大名であった。さかのぼるが、天文十九年（一五五〇）父義鎮が横死すると、直ちに兵を起して逆臣を討つて後を繼ぐ。翌二十年には、菊地義宗を討つて肥後を併せ、豊前を略して筑前を奪つた。永祿二年（一五五九）には、子の義統に府城を譲り、城を臼杵に築いてこれに拠つた。天正六年（一五七八）、兵を率いて日向に入り、島津宗久と戦つたが利あらず。秀吉と結び、その九州征伐に当り先駆となつて力を尽している。

添田氏が大友宗麟の幕下となつたのは、天文二十年に宗麟が肥後を併合し、豊前・豊後を略した頃と思われる。（仮説）。それは添田氏が英彦山修験者の流れを汲む氏族であり、験力や権力をもち、その上、英彦山は豊前・豊後・筑前・筑後の四か国に接する戦略上の位置にあって、非常の場合には即戦可能な集団なので、幕下に欲しかつたと思われる。この祖が、前述の智鉄・真澄らの五世ほどまえの方であろうと推論するのは、宗麟の没年と智鉄・真澄の没年との関係からである。

添田氏が、上多古に定住したことについては、次のような説（田川市立図書館長の古賀英治氏）もあることを

付記したい。

○もし、宗麟の幕下であつたなら、その息義統が水戸の佐竹義宣にあづけられた時、多くの家臣が途中まで見送り、中には水戸まで送り届けた家臣もいるので、その帰還に水戸と連絡ができ、秀吉の眼をはじかない距離にある小田原に住みついたのかもしれない。

○松浦肥後守（玉宝寺の羅漢像を寄進した大名）が、自身が外様大名なので、参勤交代のときに小田原を通るについては、譜代大名である小田原藩主の大久保氏に、取り入る必要があつた。そこで領地内の五百羅漢造立のバックアップをした。そして、仏像造りに詳しい英彦山（天台密教）修験道の関係者を連れてきて彫らせたのではないか。だから、小田原の添田氏は、もとは九州の人で松浦肥後守の関係で小田原に定住したのではないか。

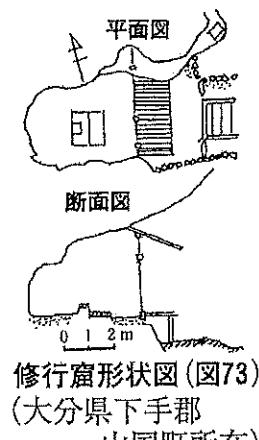
他に三・四の説を頂いたが、定説は不明で今後の研究調査に待つが、ここでは、上多古の添田春原氏宅の伝承に基いて述べた。

（注1）英彦山修験者の修行

鎌倉時代までの修験者の初期的修行形態は、岩窟に籠居してひたすら経文を読誦し、仏果を待つという形で現

われている。般若窟に籠つた法蓮が、籠居十二年間、「一心不乱一字一句散心なく金剛般若經を読誦、十二年間如法如信只一巻を読得、三所權現の法樂を八幡大菩薩に祈誓」したけつか、八幡大菩薩の示現を得て、それと驗比べをしたり、同じ般若窟に籠つた一人の臥験が、一千日間臥伏の修行を遂げたのち、窟の前の切口三尺ほどの桜樹を左縄右縄に練りあげる験力を發揮して、木練上人の名を得た、といつた類のもので修行によつて験力を会得することが眼目となつてゐる。

英彦山四十九窟は、山麓を含めて英彦山全体に弥勒淨土の曼荼羅を描き、山内外に散在の岩窟を四十九院に擬したものが、一つひとつ名を付けてある。この窟の名と守護神をあげることは、省略し、窟の形が修行窟の典型を示すものをあげる。英彦山修験の修行窟である。山国町西方で日田郡との境の大将陣山の八合目付近。前面に扉がはめこまれ、不動尊を安置して「お不動様の岩屋」と呼ばれている。窟の中ほどに、守護神とおぼしき像が刻されてある。高さ四十cmの立像である。幾日もここに



英彦山四十九窟 (図73)

修窟形状図 (図73)

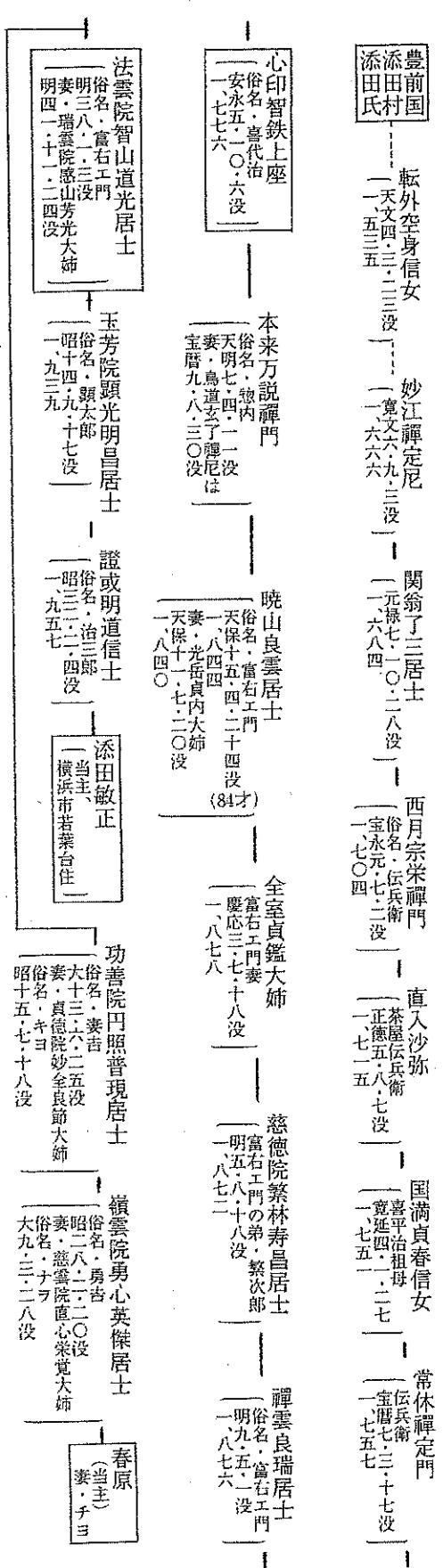
町西方で日田郡との境の大将陣山の八合目付近。前面に扉がはめこまれ、不動尊を安置して「お不動様の岩屋」と呼ばれている。窟の中ほどに、守護神とおぼしき像が刻されてある。高さ四十cmの立像である。幾日もここに

籠つて守護神と対しながら、ひたすら真言を唱える修験者が用いた修行窟である。

英彦山の修行は、鎌倉時代までは、こうした窟に籠居する修行を本体としたが、後には三峰修行のように集団を組んで山林を歩き、行場を移動しながら修行を積む方式をとつていった。

近世になると、英彦山——宝満山の修行路が開かれ、胎蔵界に英彦山、金剛界に宝満山、両界の境に中央神山を設定している。回峰修行で、多古の玉宝寺も修驗道時代には、箱根権現——坊所——諏訪原——白山権現・玉宝寺——飯泉山勝福寺——国府津山——大山阿夫利神社——丹沢山——矢

○智鉄（俗名、喜平治）の家系



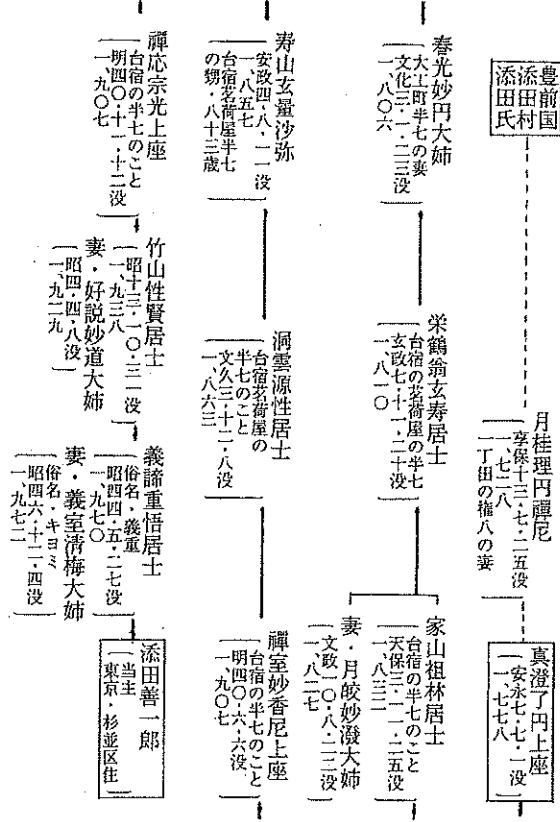
倉沢権現—三竹権現—諏訪原—という回峯行の修行の一
地点であつたが、後に述べたい。

(注2) 智鉄・真澄の家系

智鉄・真澄は、兄弟ではなく、添田氏の本家と分家の関係で、ほぼ同一世代を生きた人たちである。豊前の国・の添田村の出で、戦国大名の大友宗麟の命で東国に出向した祖から、七世程の子孫に当たる。玉宝寺の過去帳および整備した台帳により、両方の家系を示すと次のようになる。添田春原氏は、祖父が、その兄富右エ門（油屋の屋号）より分家をした孫に当たる。（不明の者は、戒名に依った）

○真澄の家系

真澄は、玉宝寺の羅漢像の造立に当り、出家して真澄と号したが俗名は分らない。添田本家の系統では正徳五年八月七日（一七一五年）に没した茶屋の伝兵衛（法名は直入沙弥）のときに、本家より分家したものと思われる。



4、磯崎一族の開発

上多古の開発は、磯崎氏一族もその一翼をなしている。磯崎家秘蔵の先祖書き（巻物で、昭和の始め、菩堤寺たる玉宝寺二十六世の鉄心和尚が原本を書写したもの）に次の記録がある。

「祖ハ磯崎主水宗晴、姓ハ藤原氏。北条家譜代ノ家来タリト離モ、氏直公ノ落居ノ後、浪人仕り候処、大久保加賀守忠隣公ヨリ扶持ヲ賜ハルトイヘドモ、サセル奉公モ、コレナキ故ニ定ヲ逃レテ、慶長年中（一五九一）一六一四）ニ、相州足柄下郡多古村ニ芝切シテ農業ニナル。年月ヲ経テ、万治年中（一六五八）一六六〇）小田原城主稻葉美濃守正則公、検地ノ定ニテ持高五七石九斗八升トナル。年貢、諸役等、高ニ応ジテコレヲ勤ム。右ノ田畠三子。二從ニテ配当シテ世話ヲ逃レ、慶安三年（一六五〇）七月二十八日、八十七歳ニテ卒ル。法名「默庵宗觀居士」、同村玉宝寺ニ葬ル」とある。

後北条氏（早雲・氏綱・氏康・氏政・氏直）に仕えた譜代の家臣として、かなりの祿を受けたが、天正十八年（一五九〇）の小田原の役で主家が滅亡したため浪人する身となつた。しかし、その人物を見こまれて、小田原藩主忠隣ただちかに召し抱えられたが、させら奉公もないままに、

慶長年間（一五九六—一六一四）に、足柄下郡多古村の農となつた。まだ三十三歳であつた。

万治元年、藩主稻葉正則が二か年に亘る領地の検地（万治惣檢地）を行なつた時、宗晴の持高は、五十七石九斗八升とあるから、相當な大地主となつたわけである。多古の刑場の監理人の役職を勤めながら、子弟と土地の開發に当つたのであるが、時を経て、その農地を三子二徒に分け与えて、八十七歳を一期として他界した。

この三子二徒については、菩堤寺の過去帳や聞きこみによつたが、詳細は不明である。三子とは、現当主の磯崎武雄氏（上多古三二七。祖をたどると、豊吉—藤次郎—藤藏—藤藏—藤藏—藤兵衛—藤兵衛—宗春）と同莊覚氏（上多古三三七、祖をたどると、政五郎—藤三郎—彦太郎—治左兵衛—治左兵衛—独照安月信士—治五右兵衛—治右兵衛—助兵衛—勘兵衛—七左衛門—宗晴）及び同義明氏（田島一五〇三番地に現住。父豊吉より祖をたどると、宗晴までに九代程の祖がある）の三氏の祖であり。その菩堤寺は、三氏いずれも天桂山玉宝寺である。また、二徒とは、一人は井山匡明氏（多古三三六、祖をたどると直造—彦七—綱五郎……八兵衛—八郎衛門……があげられる）、残る一人は、調査しているが判然し

ない。

某歴史学者が磯崎武雄氏の祖は、大阪夏の陣（一六一五）の後に、故あつて多古の地に落ちついたもので、大阪方の石田三成の家臣であつたが、敗戦で首を刎ねられる前に助命されたものとの説を立てているが、確たる史料もない俗説に過ぎず、同家の祖が、磯崎主水宗晴であることに疑惑をばらむ余地はない。

これら一族が、上多古の開発に当つたのであるが、大久保忠隣の大口土手の築造がなされたとはいえ、洪水ごとに決壊して、水は低い地形の西部よりを流れ、また、狩川もよく決壊するので、その開発は非常な苦労を伴なつた。上多古の地形は、穴部の台地が東方に延びて（控え堤防の方向に）おり、狩川の堤防との間は、かつての狩川の流路となつていた低地で、南側は穏やかな傾斜をしている扇状地があるので、農地の運用には客土が必要であり、用水は穴部堰や妙泉寺堰がまだ開発されていない時であつたから、水田經營は、余程の苦労をしたに違ない。また、これら開発者はいずれも、水害を防ぐために、住居の北側に真竹の林を構築した。莊覚氏の祖の場合には、屋敷の北側に南北五米、東西は数十米の幅に現穴部堰の第二水門の位置まで真竹を栽植した。この水防

林の中についた樺の木は、今は樹令四百年を数え、目通り二・八一米もある巨木として成長し、亭々として聳え、昔ながらにその偉容を見せていく。

磯崎義明氏の祖は、上多古に土着した三子の一、一人だつたが、何代か後の子孫の時に、故あつて田島に転住して今日に及んでいる。

当時の多古村の住居地帯は、主に一号古墳の北東部の妙泉寺周辺から穴部にかけての台地および屋敷ノ内・白山・山下の地にかけての内多古であつた。内多古は、住居数が最も多かつたことは、過去帳からも推論できるが、名主として活躍した中山・土屋の両氏（中山氏は後になつて九蔵の時に、足柄住還に出て米穀商を営み、かなりの大地主であつた。当主は繁三氏である。土屋氏は長屋門のあつた家としても知られ、当主は桂一郎氏である）の祖も、上多古の開発・狩川の堤防や控え堤防の築造に参画したことは、いうまでもない。

5、穴部堰と妙泉寺堰の開削

上多古における磯崎一族の開発は、新田の開発に外ならない。北条氏滅亡の後、代つた小田原藩主は、酒匂平野の開発、治水事業にも積極的で、初代忠世^{ただよ}による春日

山土手や岩流瀬土手の築造、忠隣による大口土手の築造や酒匂川堰の開さくなどは、その一例である。忠隣が次の治下となつて五年、再び番城として諸大名が交替して小田原城にあつたが、次いで稻葉氏の治下に入つて慶安三年（一六五〇）には、中曾根村の伝左エ門が穴部新田を、飯田岡村の喜左エ門は清水新田を開発という快挙をなしている。この慶安三年は、奇しくも磯崎主水宗晴が他界した年であるが、開発者たちが最も心を痛めたのは、用水の問題であった。それは、穴部・清水新田・穴部新田・多古・井細田・今井・町田・中島・山王原・網一色の十か村も同じ扇状地の農村として切実な生活課題であった。磯崎主水宗晴も、水路を作つて田・畑に水を引くということは、強く考えていたが、それを果せないままに他界した。この願いは、小田原藩の取りあげるところとなつて、穴部堰が開さくされたのである。

開削の時期は、久しく元祿の頃とする説があつたが、網、一色村の村鏡（現東町三ノ十二・和田登氏藏）に「寛文十二年壬子年書き上げ」とあり、元祿時代には既に用水は開削されていたことが分る。寛文十二年（一六七二）は、上多古の開発者たる磯崎主水宗晴の他界より二十二

年後であるが、この間の開削であると推論する。

(注一) 忠隣の改易・慶長十八年の大久保長安事件の発覚、翌十九年には、小田原城に預けられていた馬場八左エ門が、忠隣の叛意を家康に訴えたことが原因で改易を命ぜられ、近江国中村郷に移された。慶長十九年のことである。これにより小田原城は番城時代→阿部城主時代→番城時代→稻葉城主時代を経て、後期大久保藩時代(忠朝に始まり忠礼まで)になる。

藩主稻葉正則は、寛文十二年に相模国の各村から村鏡(村の明細帳)を提出させているが、その現存するものは他になく、多古村と似た村事情なので、その写しを抄録したい。

綱一色村の村鏡(抄)

○北の方入込の田畠

一、先高 武百六拾五石武斗九升五合
一、今高 百九拾六石五斗六升九合

但シ、田畠茶屋敷・寺社免とも

一、田畠 捨三町九反九畝拾三坪

内 畑 四町六畝武拾武坪

田 焙反拾坪

畠 三反三畝廿六坪

田 焙反九畝拾壹坪

一、田 九町四反八畝拾五坪 麦地

一、^①井堰 壱口、穴部堰、府川村下ヨリ上ヶ七ヶ村寄仕

候 道法壹里

一、内セキ壹口今井村ト寄合ニ仕候 但し苗代水植水共

二

○薪萱草苅申山

一、箱根山 此ノ山ニテ萱薪かたしき竹草苅申候

一、底倉山 此ノ山ニテ同断、道法三里半ヨリ四里

一、久野山 此ノ山ニテ苅千草かり申候 但シ 久野荻

窪・井細田・多古・今井・町田・中島山王

原・川東入込ニ苅申候 道法壹里半ヨリ武里

一、石橋山 此ノ山ニテ草苅申候 道法武里半ヨリ四里

一、米神山 此ノ山ニテ苅千草苅申候 道法三里半ヨリ

四里

○百姓御役目

一、村次人足在在江御用御奉公衆小田原酒匂村鴨宮村迄

付出シ、山王原村ト両村ニテ相勤申候

一、御材木御蔵小人足御材木御奉公衆御触次第出シ申候

一、酒匂仮橋人足 但シ梶入人足斗御触次第毎年杯米
五合ヅツ出シ申候 但シ壱人ニ御扶

一、河原道作り人足 道御奉公衆御触次第山王原村ト当
村ニテ出シ申候

一、船繼人馬 御触次第 每年出シ申候

一、御藏普請人足 但シ カヤ、ナワ筵、ぬか下敷者毎
年出シ申候

一、町道り人足 酒匂川村又ハ山王原村ヘ持通り仕候

一、御鷹番 八月朔月ヨリ四月迄、山王原村ト両村ニテ
武人ヅツ毎年出シ申候

一、井堰人足 但シ穴部堰 但シ牛木ハ從御公儀様被下
(流れの向きを変えるために、入れる枠組を牛といい、
これに石をのせて固定する。これに使う木を牛木とい
う)

一、御鷹寄馬 酒匂川村又は山王原村迄御用次第出シ申
候

③ 寛文十二壬子年書ゲ

一、禪宗儀翁派稻荷山呑海寺本尊弥陀仏作寺知不申候
一、開山ハ萱隱和尚ト申ス沙門、大永七年ノ開闢仕候年
代合百四拾七年ノ寺ニテ御座候 萱隱 ヨリ当住七代
其ノ外他山ノ僧御座候 本山ハ湯本村金湯山早雲寺

元祿二年九十五年ニ成

一、法華宗妙性山常劔寺本尊ハ釈迦多宝 〔作者知不申
候開山日朋ト申沙門慶長三己亥年間開闢三年代合七拾
四年之寺ニテ御座候 日朋ヨリ当住迄二代其外他山之
出家御座候本寺ハ下総之国中山村法華経寺〕

○宮数式社

一、氏神御靈宮 御神躰木神

村初ヨリ氏神ニテ御座候 此社開基何年共知不申候宮
立長四尺五寸横三尺但シ大板ふきニテ御座候延宝七年
六月吉日ニ拝殿仕社内南北三拾間東西十六間大松壱本
廻り壱丈五寸、但シ松木雜木

一、新田宮 神躰幣昂此社開基何年共知不申候 併テ新
田義貞公末之御子此所ニテ御生涯とぞ申し侍り候へ共
しかと致知不申候 社内南北六間東西三間、大権壱本
廻り壱丈壱尺五寸

中略

一、当村者先年北条氏直様御知行所、其以後天正十八年
庚寅年より慶長十八癸丑迄一拾四年、大久保相模守様
御知行所、其後元和元己卯年より同四子午年迄四年、
近藤石見守様御知行所、同五己未より同九癸亥年迄、

五ヶ年阿部備中守様御知行所、其後御領所ニ罷成寛永
甲子年より同三丙寅年迄二ヶ年守屋作太夫殿御代官
所、同四丁卯年より同九癸申年迄五ヶ年八木治郎右エ
門御代官所、同十癸酉より享保六辛丑迄五拾三年、
稻葉美濃守様知行所、同七庚寅年より当御領主に罷成

候

総人數合式百八拾九人内男百五十七人、女百二十九人、

出家三人

一、家数合、内名主壹軒、百姓十四軒、僧在家三拾二軒

木挽壹軒

一、馬數 九疋 百姓僧在家店借り共に御役勤申シ候者
以下は、残りの中田・下田・中畑・新田・河原田畑・
下々田・下々畑・についてその面積を表記。

○酒匁川歩行渡り川越賃錢定

一、水 マタ切り時ノ事

馬壹疋荷物共二川越賃壹人式拾文

手引壹人二川越賃同断、商人荷物川越賃壹人十
七文

一、水 アバラ下ヨリ横帶切之時ノ事

馬壹疋荷物共二川越賃壹人三拾五文、手引壹人
川越賃同断、商人荷物川越賃壹人四拾文

一、水 乳切ノ時ノ事

馬壹疋荷物共二川越賃壹人五拾文

一、水 乳切ヨリ上ノ時ノ船越賃ノ事 水主拾三人乗
一、船壹艘借り五百五拾文、商人荷物上同断、壹人武
拾式文

一、荷物壹駄 百拾式文

一、乗物 壱挺 二籠式拾四文

一、商人 荷物 壱駄百拾九文、長持壹牧百拾四文

一、商人 壱人三拾文

ペ

右者、寛文九酉年十一月朔日二、稻葉美濃守様御定被
下、此ノ証文ハ山王原・網一色・酒匁村の三か村にこ
れを通、拝領仕リ候

網一色境

一、当村ヨリ小田原宮ノ前ノ札辻迄 道法拾五町

一、同所ヨリ東酒匁川迄

道法拾五町

一、同所ヨリ西山王村迄

家続

一、同所ヨリ南海場迄

道法二町

一、同所ヨリ北今井村迄

道法六町

一、百姓家続、西ヨリ東迄、長武町式拾間、南ヨリ北迄
横五間

(以上)

この村鏡に記載の①②③即ち井堰壠口、穴部堰、府川

村下ヨリ上^あゲ七ヶ村、寄合仕候、道法一里」「井堰人足、

但シ穴部堰、但シ牛木ハ從御公儀様被下」そして「寛文十二年壬子年、書き上^あゲ」の三点より、穴部堰が寛文二年（一六七二）には、既に用水としての機能を果していたことが伺い得る。妙泉寺堰も、次いで開さくされたが、その水路は妙泉寺（穴部堰の第二水門）より控え堤防の南側を東して足柄住還に出て、住還に沿つて南下、

現小田急線ガード下より東して住還を横切り、控え堤防（昭和四十五年より市道〇〇〇九道路と改称される）沿いに、旧小田原製紙工場（現・グリーンタウン）の東側を南下して、堤防沿いに、井細田・今井を経て、網一色で酒匂川の合流するこの二つの堰によつて米作は増加し、元祿十三年の多古村の村高四四七石となつた。

穴部堰は、その後、狩川の流れが変動したため、穴部村で堰を入れていたのを上流の飯田岡（大雄山線の飯田岡駅の南側）に変えて堰入れ、灌漑用水としての機能を果して今日に到つている。

6、三丁河原の開発 (1)、その足跡

三丁河原は、西の穴部新田と同じように、昔の酒匂川、狩川の流路であつた。慶長年間に小田原藩主忠隣によつて大口の土手が築造されて、酒匂川の本流は北の十文字の方向に変つたが、洪水でこの土手が決壊するたびに、地形的に低い西部の山地沿いのこの川筋を流れるのが常であつた。

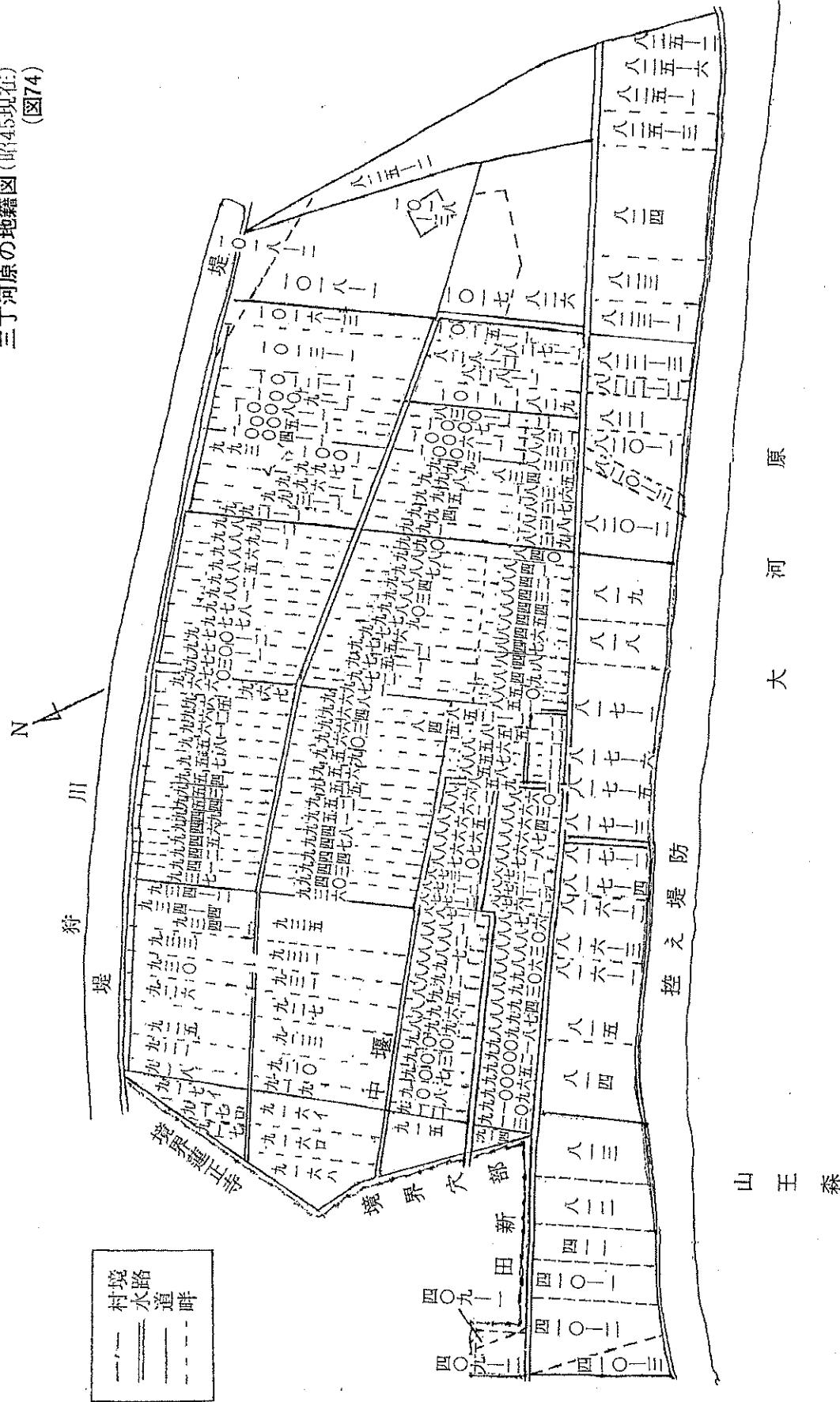
三丁河原の表層三～四尺の下部は、黒い砂の層で狩川系の砂であり、控え堤防（昭和四十五年四月より市道に認定されて、市道〇〇〇九道路と改称）の芯も黒い砂である。これは酒匂川の砂が白色であるのに比して狩川系であることを実証している。

穴部村も多古村も、この川筋の南側になるので、狩川の堤防がないと、川筋の開発は不可能であり。住居地帯を守るためにには控え堤防が必要であつた。

慶安三年（一六五〇）に、中曾根村の伝右エ門がこの穴部新田を開発したことは驚嘆に値するが、穴部堰が開きられるまでは、灌漑用水には苦労をした。

三丁河原が穴部新田より開発が遅れたのは、一つには狩川堤防の決壊ごとに、流路となつたためであるが、上

三丁河原の地籍図(昭45現在) (図74)



多古開発の添田一族や磯崎一族によつて、しばしば開発は試みられたが、失敗の繰り返しであつた。

享保十一年（一七二六）、田中丘隅が大口を切つて文明堤を築き、次いで狩川堤防を築造すると、小田原藩は本格的に三丁河原の開発にも乗り出し、河原を七畝割にして開拓者を募り個人に渡した。中掘を間にして北側の地味のよい土地と南側の粗い土地を組んでの七畝であつた。これに参加した開拓者は次のような方で、昭和十五年度より三か年に亘り県が買収するまで地権者であつた子孫を持つものもあつた。

○内多古久保田利左エ門、久保田三右エ門

上原仁兵エ、中山九右エ門ら

○上多古磯崎治左エ門、井山八兵エ

岩田小左エ門、茶屋伝兵エ

中山治五右エ門、添田喜平次

磯崎治五右エ門、磯崎藤兵エ

北島幾右エ門ら

耕地化するのに最も苦労した地帶は、地籍図でいうと、穴部新田よりの中堰以南の九一五・九一四・九一三・九一二から東して八六〇、八六三さらに八一九・八二〇、八二一から大河原の低地につながる場所で、凹地帯であ

り、不毛の地であつた。開拓者たちは、互いに相談を密にしながら（彼らは寄り合いぶつたと称した）、盛り土をして、土地を生かすことに苦心をした。後になつて、太平洋戦争下に、足柄国民学校高等科生徒が暗渠排水工事の奉仕作業をしたのもこの地帶であつた。大河原の今は土屋水道工業のある東側と西側も川筋で水たまり（土地の人はフケと呼んだ）の場所なので、幕末から明治、大正にかけて蓮田になつていたが、水田となつたのは、昭和になつてからである。

三丁河原は、明治四十三年八月の洪水のような大きな被害を受けて、祖先伝来の田畠を流失することはあつても、復旧させ、時間の流れの中で、開拓者の知恵と努力によつて、地味の肥えた土地として生長し、拡張されいつたが、次のような自然の恩恵もあつて良質の米が大量に収穫できるようになつたのである。

○酒匂川の逆流による土と肥料分の堆積の繰り返しによる肥沃化

○上流からの運搬、堆積する沖積土（エゴミと呼んだ）による肥沃化（その地権者は、うちのおかまだと称して大切にした）

○戦後の砂利採取によつて、河原が乾燥するので、良

質の米が生産される。

耕土の消長や所有者の変動はあつたが、敗戦（太平洋戦争）後の農地改革までは、中山市藏氏の三反歩、岩田元吉氏の二反歩、添田春原氏の八反歩が多い方で五反歩以上は一人か二人しかなく、大方が小作人で零細農家が多かつたが、農地改革による自作農創設で小作人のすべては自作農となつた。多古の大地主だった中山市藏氏（元村長）は、地籍九六六・九六七の合併田、九六八・九六九の合併田・八五一・八五三の合併田や八一四・八一九・八二〇・八七六・八七七の田のすべてを解放したが、敗戦という現実がもたらした悲哀史であつた。

(2) 終末処理場建設の波

高度経済成長期に入つた昭和三十八年、三丁河原の一角（扇町六一八二六）に、屎尿処理場施設として、高速化処理場が次の年次計画で建設し操業を開始した。

第一次	（昭和三十八・三十九年度、化学処理場建設）	工事・建設費	一三五、六七七、〇〇〇円
第二次	（昭和四十一・四十二年度、一次処理増設工事・建設費）	五六、三八〇、〇〇〇円	一一二八
第三次	（昭和四十四・四十五年度、さ泥焼却炉増設工事・建設費）	九五、〇〇〇、〇〇〇円	一九・一五

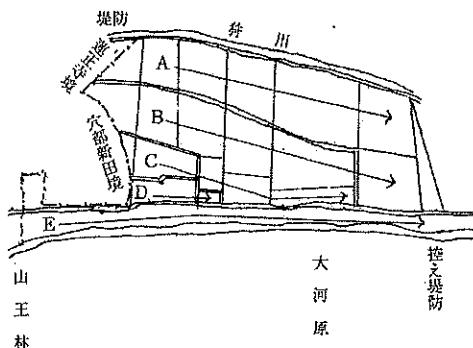
しかし、三市（小田原・南足柄・秦野）と四町（大井・松田・山北・開成）による下水道計画が進展しないために、昭和四十六年に到つて、県が酒匂川流域下水道化に乗り出したのであつた。

○右岸終末処理場建設の経過

年月日	要項
昭和四六・一・二七	
一一二八	右岸終末処理場建設の件で、県土木遠山次長外一名と小田原市荒井用地課長外四名が、当四十四区自治会長の村山啓造氏宅を会場に説明会
一一二九	当自治会役員会
一二一〇	区民総会を開き、反対委員会を結成し、委員長は自治会長が兼ねることを決める。
一二一一	多古公民館において、県土木四名、市三名、および足柄支所長の来会による説明会を開く。 〔区民一、四一八名、地権者二六名〕
一二一二	県土木と市役所に陳情書を提出
一二一三	村山啓造氏任期満了につき、自治会長および反対委員長の職を内藤隆全氏が引き継ぐ。
一二一四	都市計画法により計画が決定される。
一二一五	下水道法により事業が認可される。 都市計画法により事業が認可される。
一二一六	区民総会にて、再度反対委員長を指名する。
一二一七	反対委員会の席に、中井市長が説明に来会。
一二一八	建設が着々と進行するため、区民総会で委員長辞任。

(3) 三丁河原の地権者の地籍

昭和五一・四・一	任期満了に伴い、自治会長は下沢連蔵氏となる。
八・二	小田原市都市計画審議会は、市長に対して、三丁河原に終末処理場を建設することを了承した。
九・七	県の地方都市計画審議会も、知事に対して、同じよう了承する旨の回答をした。
一〇・一	県は建設大臣の許可を得て、流域下水道の終末処理場として、三丁河原を法の上で決定した。
一一・二	区民総会において、反対委員長に、地主代表の磯崎武雄氏が、副委員長に自治会代表の村瀬菊雄氏と、生産組合代表の中山一桜氏を選出する。
一一・二	臨時区民総会において、客観情勢を判断して建設されることを前提とした対策委員会に切り換えることを決定する。
一〇・二	(反対運動は、事実上、不成功となる) 対策委員会の中に、地権者部会、公害対策部会、環境整備部会の三分科会を設け、分科会ごとに研究する。
一〇・二	四十四区自治会長兼右岸対策委員長代理下沢連蔵名で、長洲知事に対し、右岸終末処理場建設計画につき抗議書を送る。
昭和五三・三・一〇	事業が認可される。
四・一五	区民総会において、要望書の原案が承認される。
五・一八	その議決により、県市に要望書を提出する。周辺整備対策の一環として公民館の改築となる(五十五年八月)。
一一・二七	四十四区自治会長兼右岸終末処理場対策委員会代表下沢連蔵氏の名において、要望書を県知事長洲一二殿あてに提出する。
	本県長洲知事より、四十四区自治会長兼右岸終末処理場対策委員会代表下沢連蔵氏あてに、回答が届く。



三丁河原地籍図略図 (図75)

県の土地収用委員会が、土地収用法に基いての三丁河原の収用は、昭和五十五年度の始めより同年五十七年度に終つたが、収用価格は坪二十万円以上といわれる。地権者五十四名の内訳は次のようにある。

○扇町多古 三十七	○穴部新田 四	○蓮正寺 三
-----------	---------	--------

地籍表に、神奈川県・小田原市・国鉄・東電・建設省・西川組とあるのは、昭和三十年代以降に買取し地権者となつたもので、() 内に前地権者名を示す。

三丁河原の地籍図を図のようには、A・B・C・D・E の五地域に便宜分けて、地権者を表記したい。

A 地域、狩川堤防に寄つた

地域で、地番は九一七の三より一〇一八の一

B 地域、九一六の八より
一一・二七

C 地域、九一五より八二

D 地域、九一四 より八五二の二
E 地域、四一〇の三より、八二五の五

地域	地 権 者 名	地 級	籍 地
A			
山室秀夫	九一七三、九一七一〇	九一七イ	立木友之
加藤章平	九一八一、二、三、四	九二一、二、三、四	高橋六郎
立木友之	九一八一、二、三、四	九二一、二、三、四	高橋六郎
鈴木秀次郎	九二五一、一、三、四	九二六一、二、三、四	添田勘太郎
添田勘太郎	九二六一、二、三、四	九三〇一、二、三、四	米山ハナ
米山ハナ	九三〇一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	添田春原
國鉄(添田春原)	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	國原武男
國原武男	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	田中三郎
田中三郎	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	添田勘太郎
添田勘太郎	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	添田好雄
添田好雄	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	岩田元吉
岩田元吉	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	田中三郎
田中三郎	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	中山寅五郎
中山寅五郎	九三三七一、二、三、四	九三三七一、二、三、四	九五八一、二

域	地	地	域
柳川順	九六一、一、二	奥津馨	九六二、一、二
中山友三郎	九六六、一、二	山室義一	九六五、一、二
磯崎武雄	九七三、一、二	田渕太平	九七四、二、四
柳川順	九八一、一、二	磯崎武雄	九七八、一、二
中山房太郎	九八五一、二	田渕太平	九七七、一、二
中山榮郎	九八六、一、二	柳川順	九八一、一、二
中山茂平	九八九一、三	中山房太郎	九九二、一、二
米山ハナ	九八九一、三	小林美喜造	九九三、一、二
中山房太郎	九九二、一、二	東電(小林美喜造)	九九三、三
小林美喜造	九九三、一、二	中山房太郎	九九七、一、二
東電(小林美喜造)	九九三、三	宮川テル	九九六、一、二
中山房太郎	九九七、一、二	岩田元吉	一、〇〇四、一、二
宮川テル	九九六、一、二	田渕太平	一、〇〇五、一、二
岩田元吉	一、〇〇四、一、二	田渕太平	一、〇〇八、一、二
田渕光章	一、〇〇九、一、二	田渕光章	一、〇一二、一、二
小田原市(田渕光章)	一、〇一二、一、二		

B

中山寅五郎	小田原市(岩田章太郎)	一、〇一三・一、二、二
中山元吉	小田原市(中山房太郎)	一、〇一六・一、二、三
中山春雄	小田原市(添田春原)	一、〇一八・一、三
九五九	建設省(添田春原)	八二五四・一〇一八一二
田渕光章	山室秀夫	九一六一八
田渕光章	国原義雄	九一六一二
田渕光章	山室秀夫	九一六一九
田渕光章	立木友之	九一九
田渕光章	高橋六郎	九二〇
田渕光章	鈴木秀次郎	九二三
田渕光章	添田勘太郎	九二七
田渕光章	米山八ナ	九三一
田渕光章	添田春原	九三二
田渕光章	田中三郎	九四〇
田渕光章	添田勘太郎	九四三
田渕光章	添田好雄	九四四
田渕光章	岩田元吉	九四七・九四八
田渕光章	中山榮郎	九五一
田渕光章	中山元吉	九五二
田渕光章	中山春雄	九五五・九五六

域地

田渕光章	柳川順	九六〇
田渕光章	奥津馨	九六三
田渕光章	山室義一	九六四
田渕光章	中山友三郎	九六八・九七一
田渕光章	磯崎武雄	九七二
田渕光章	田渕太平	九七五・一、二
田渕光章	柳川順	九八〇
田渕光章	磯崎武雄	九七六・九七九
田渕光章	田渕角三	九八三
田渕光章	柳川順	九八四
田渕光章	中山房太郎	九八七
田渕光章	中山茂平	九八八
田渕光章	中山房太郎	九九〇
田渕光章	小林堯造	九九一
田渕光章	小林美喜造	九九四
田渕光章	中山房太郎	九九五
田渕光章	宮川テル	九九八
田渕光章	中山房太郎	一、〇〇三
田渕光章	岩田元吉	一、〇〇六・一
田渕光章	田渕太平	一、〇〇七

C

小田原市(田淵光章)	中山春雄	八五九一
添田春原	八二八一	
中山房太郎	八二八二・一〇一五	
添田春原	一、〇一七・八二五二	
磯崎武雄	九一五	
岩田邦雄	九一二	
鈴木良平	九〇八	
中山春雄	九〇七	
高橋六郎	九〇三	
磯崎武雄	八九九・九〇〇	
添田好雄	八九二・八九五・八九六	
岩田元吉	八九一	
磯崎武雄	八八七	
中山一櫻	八七八一・二	
柳川博	八八二・八八一	
中山吉藏	八七〇	
中山一櫻	八七七一・二	
柳川順	八七三一・二	
中山吉藏	八六九	
米山八十	八六六	
高橋六郎	八五六	
久保田寿太郎	八六二	
高橋六郎	八六一	

域

地

中山春雄	奥津馨	八五九一
中山寅五郎	柳川順	八五六一
中山友三郎	中山友三郎	八五二一
田渕太平	磯崎武雄	八五〇
柳川順	磯崎武雄	八四五
田渕角三	磯崎武雄	八四七・八四六
中山房太郎	田渕角三	八四四
中山茂平	田渕角三	八三四
中山栄郎	中山房太郎	八四二
米山八十	中山栄郎	八四一
小林美喜造	米山八十	八四〇
中山栄郎	小林美喜造	八三九
中山栄郎	小林堯	八三八
中山栄郎	小林堯	八三七
宮川テル	中山栄郎	八三六
中山栄郎	宮川テル	八三五合
岩田保	八三二一・二、三	八三三

小田原市(中山市郎)	八二三一一、三
小田原市(山室秀夫)	八二三一八二四
小田原市(山室米太郎)	八二五一三
(株)西川組(木村定吉)	八二五一、六、五

(4) 右岸終末処理場計画に対する要望と回答

右岸終末処理場計画については、当自治会は区民の総意として、昭和四十六年以来、絶対反対をしてきた。その理由は昭和三十八年に区民の意志を無視して、一方的に建設された小田原市高速化學処理場が、当初の説明と異り、公害を発生し、市長・市議会議長により了承された具申書（注一）の意に反し、何人も嫌忌し、また公害発生の危険を予想される施設だからである。勿論、流域下水道の必要性は認識できるが公害を思い、地域発展の障害を考える時、絶対反対を訴え続けるを得ない。が、小田原市都市計画審議会は区民の意を体して三項目の付託意見をつけて、この計画を了承した。（昭和五十一、八、二、会長 池田六郎）。また、県地方都市計画審議会も同様に了承した。区民は今後に予想される障害・不安等に苦慮しつつも、その対策について、現在、将来に亘る区民の生活向上のため、県・市当局が万全の配意を約し、

誠意を以て要望を受け入れるなら、その建設計画を容認することとして、要望書提出となつた。時は昭和五十三年五月十八日、当四十四区自治会ならびに終末処理場対策委員会代表下沢連藏氏の名においてである。

（注一）

昭和三十八年十二月、具申書写し

このたび、小田原市に於て、屎尿処理場建設地として、当多古地区内、三丁河原を決定されたのであります。が、これに対し区民一同は、市当局に対し、左の事項を具申する次第です。

多古地区は、将来の大小田原市を想定しますとき、市の中心に当り、平地多く、低い丘陵は、当然本市の中心繁華街・住宅地区として、予想されるのであります。かかる多古地区に処理場の建設は、誠に遺憾であるとともに、これによつて起る区民の損害、日常生活の迷惑は測り知れないものがあると思います。市当局は、かかる損害迷惑に対し、責任を以て、善処すべきであると思います。

処理場建設決定に至るまでの市当局の態度に対しては、我々区民として納得し得ない点も多々ありました。

しかし、我々は、小田原市民としての大乗的見地から、急を要する施設であり、又、市議会も通過したことありますから、その設立に対しても、左記三項目の市長、市議会の責任ある文書に依るご回答を得られました上、容認することに致します。

記

一、処理場施設には、絶えず時代的最先端の施設維持を保ち、住民の日常生活に迷惑にならざるよう留意し、なお、これが拡張また住民の好まざる他の施設をしない。

二、処理場周囲の民有地の価値について、常に留意し、市当局は責任を以てその開発を計り、所有者の同意があれば、適当な施設を誘致し、その価値の低下せしめないよう、特に留意してほしい。

三、今後、多古地区の発展のため、必要な施設については、優先的に考慮し処理場のあるため、発展の阻害されないように留意してほしい。

昭和三十八年十二月

屎尿処理場対策委員

上原理平・柏木平吉・加藤栄造・立木弥太郎
中山春雄・中山耕平・村山啓造・下田顕三

磯崎武雄・中山朗・上原政吉・磯崎峯雄
田渕角三・米山周藏

外、区民一同

紹介議員 中山福松議員

小田原市長 鈴木十郎 殿
小田原市議會議長 山橋勝蔵 殿

右、お申出について、了承いたします。

昭和三十八年十二月七日

小田原市長 鈴木十郎
小田原市議會議長 山橋勝蔵

県知事あての要望書は、総括的のこと(五項)、対公害関係(六項)、対地権者関係(二項)、対環境整備関係(二項)の四項より成り、下沢連藏代表あての回答は、同年十一月二十七日に要望の項目別になされてるので、それを併記したい。(○印は回答)

I、総括的のこと

1、本要望の前提として考へるべき点は、具申書に依り、市が了承した全事項を誠意をもつて実行する。

○処理場建設に当つては、市とも調整を図り対処して

ゆく。

2、県市当局は、都市計画審議会の付帯意見については、

忠実に遵守し、積極的に配慮すべきである。

○付帯意見については、遵守し積極的に進める。

3、建設する水槽の高さは、先きに提出の抗議書の意を汲み、極力低くする。

○昭五十三・二・十六付けで計画覆蓋高さについては

回答したが、実施に当つては、極力低くする。

4、この施設の建設が原因の公害その他の問題については、県・市は全面的な責任を負う。補償問題も含む。

建設中の事故問題も本項に該当する。

○工事中の事故等を含め万一事故が発生の時は、貴対

策委員会と協議し、地区の各位に迷惑をかけないよう対処する。なお、井戸枯れ等について事前調査の協力ををお願いする。

5、建設工事の実施は、当自治会・対策委員会と密接な連絡をとり、委員会の意見具申は誠意で対応する。

○工事実施では、自治会・対策委員会に工事内容等の説明をし、誠意をもつて対応する。

II、対公害関係

1、高速化学処理場に依る臭気公害の軽減、改善が先決

問題で、終末処理場（新施設）に対する住民独自の規則を実施するため、住民を主体とした公害監視委員会（仮称）の設置を認め、大気の清浄上の基準を定め、

これに合致しない時は、速かに設備の改善命令を県市に通告するが、県市はこれらの通告に対する義務づけを認める。

○終末処理場（新施設）は、公害関係の諸規程を守り、

大気汚染を発生させぬような設備とする。また、要望の公害看視委員会の設置等は、小田原市を含め、貴委員会と今後協議していく。

2、汚泥焼却施設は、左岸の酒匂地区に設ければ充分であり、右岸地区には建設しない。

○次の第3項の要望と同じく、施設は狩川沿いに建設する予定であるが、汚泥焼却設備の設置は、最善の設備をするので協力を願いたい。

3、沈澱池・バッキ槽等に設備される臭気排出口は、狩川沿いに設け、施設内の排臭機關の故障等による異常事態が発生の場合でも、臭害が地元住居区に及ぼぬよう、設計上の充分な配慮をする。

○要望に添うよういたします。

4、本施設の建設では、総体的に狩川沿いに建設し、現

在の副堤と施設の間は、最少二十米の間隔をとる。

○施設計画の中でも可能な限り要望に添うようにする。

5、将来、公害問題に不安を感じた時は、前Ⅰ項に記し

た公害監視委員会の立入検査等は自由に行える。

○ご要望の対公害関係第Ⅰ項の回答、後段のとおり協議事項とする。

III、対地権者関係

1、地権者へのすべての交渉は、団体交渉とし、将来に亘る相互信頼の関係に、好ましくない結果をもたらす個人折衝は絶対に行わないこと。

○原則的には、要望に添うよう努力するが、補償等個々

の条件が異なる時は、個人折衝となるので、理解を願いたい。

2、用地の買収価格は、絶対に左岸地区より上廻らねばならない。

○用地の買収価格は、適正価格で対処していく。

IV、対環境整備関係

1、茅ヶ崎市柳島地区に建設されている下水道研修センターのような施設を建設し、市の管理による老人福祉センターとすること。

○処理場施設の内で、要望のような施設の解放を考え

る。施設の有効利用を図るために、管理は市とも協議してゆく。

2、多古公民館の改築費を支出すること。

○地区公民館の事業は市の所管に属するが、流域関連

市町とも協議し、要望に添うよう努力する。

3、当区山王森あるいは大河原地区内に公園を設置すること。

○要望の公園事業は市の所管に属するが、流域関連市町とも協議し、要望に添うよう努力する。

4、足柄小学校にプールを建設する。

○プール建設用地の確保は、旧校舎の立体化により捻出したものだが、早急に建設の考えである。(市)

5、穴部川の護岸工事等整備を速かに完備し、穴部より五百羅漢前に至る間に側道を設置されたい。

○護岸整備は、昭和四八年度より継続事業として、現在も施行中だが、今後も事業の促進に努力する。側道設置は、用地買収、物件の移転補償等が伴い、技術的にも問題箇所があるが、地元関係者や関係機関と協議して早期に着工できるようとする。

6、処理場内の排水路は、両側に充分なものを造り、副堤はその価値を失わぬようにする。

- 市と協議して要望に添うようにする。
 - 7、処理場内に本堤と副堤を結ぶ道路を造り、地区民が自由に散策できるようにする。
 - 覆蓋土を利用し、散策道の設備を図る。
 - 8、狩川本堤の補修整備を上流まで完備し、散歩道または、サイク・リング道とすること。
 - 狩川改修は、小田原地区、松田地区とも国庫補助を受け、事業を進めると共に、県費改修費も投入して改修を進めているが、今後も事業の進捗に努める。
 - 9、副堤の整備をし、並木等を植え遊歩道を造る。
 - 市と協議して要望に添うようする。
 - 10、県道東側道路（小田原製紙関係）を整備すること。
 - 継続事業として施工しているが、製紙周辺は用地買収および塚等の移転を要望とするので、関係者の協力を得つつ整備促進を図る。
 - 11、県道東側道路と副堤とを結ぶ二本の道路を新設すること。
 - 要望に添うようにする。
- 12、上多古地区廃堤東側水路・道路を新設すること。
 - 小田急線との横断箇所に問題があるが、他は官地利⽤して要望に添うよう道路整備を進める。
- 13、処理場施設に関し、雇用の場合は地元民を優先のこと。
 - 職員の採用条件に適合する希望者については努力する。
- 14、施設内における売店・出店等は、地元業者を優先利用すること。
 - 要望に添うよう努力する。
- (5) 結び
- 要望書は、その結びとして「以上具体的な要望を列記したが、本施設が後世になって地区民の生活基盤をおびやかし、あるいは区民の非難を浴びるなどがあるとすれば、それは計画施行者たる県当局の責任である。故に事業の遂行に当つては、地区の要望をよく理解され、誠意を以てこれに対応し、絶えず密接な連絡をとることを要望する」とある。
- これらの要望事項は、逐次実現をみているが、現時点（平成元年八月末）において、既に実現をみたもの、進行中のもの、これからものを記録してみる。

(イ)既に実現をみたもの

(a) 足柄小学校のプール建設

環境整備関係の要望事項の第四項であるが、この建設が実現し、昭和五十四年八月十日には竣工式を挙行。明治の開校以来、地元民の教育尊重という伝統的精神からの実現ともいえよう。

(b) 多古公民館の改築

環境整備関係の要望事項の第二項の実現である。

現公民館の前身は昭和三十四年九月二十五日に竣工落成式を挙げたばかりだが、文部省告示の公民館建築基準を満たさぬ建築であつたこともあり、主に三丁河原の終末処理場建設の代償として建築されたのであつた。基準を上回る堂々たる建物で、地区社会教育活動の拠点として活動も活発である。昭和五十五年八月の完工。

(c) 市道○○○九道路の改良工事

江戸時代から控え堤防として、多古以南の住民の生命財産を守ってきたが、市道と散策道とに分ける工事が、昭和六十三年度市予算でなされ、翌平成元年三月末に完工。松並木、桜並木、つつじの群落そして花壇つきのカラーフィルアーチの歩道など粧い新たに新

鮮な感覚を与える道路となつた。

飯泉橋寄りの堤防西側に、長い間、鎮座していた地蔵三体・庚申塔・水神碑は、二つの道路に挟まれた形で西向きに安置されているが、激しく往来する人車の安全と平和を祈つてあるかに見える。

(ロ)現に進行中のもの

(a) 穴部堰の護岸工事および側道の設置のこと

穴部堰が下流農業地域にとつて母なる川であることは、今も変わりはないが、その護岸工事は、昭和四十八年度より継続事業となつていて。穴部より五百羅漢までの側道は技術的にも問題の地点もあるが、地元関係者と関係機関の協議による早期の着工が図られている。

(b) 下水道研修センターの建設

位置は高速化学処理場の北側、市道○○○九沿いで、建設は急ピッチで進められ、平成二年一月には完成の運びである。

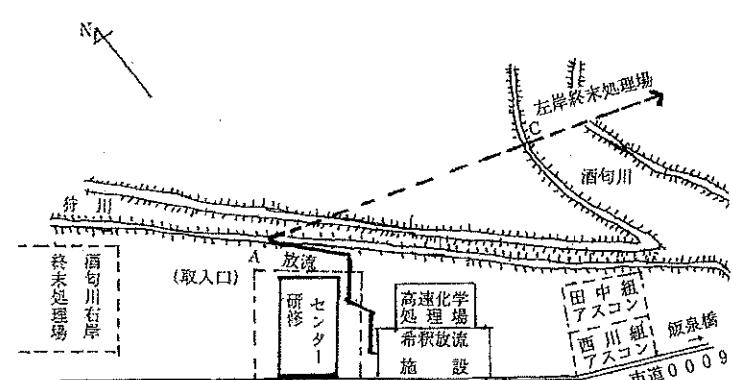
ここは、先年までは地元多古に多くの地権者を持つ有力な農業生産地域であったが、右岸下水道処理場建設のために本県が買収した地域である。市はこの一画二三七〇〇m²を借用して、研修センター完成



(図76) 酒匂川下水道研修センター

までの暫定施設として多古運動広場を設定した。即ち少年サッカー場、カラーブル装をした硬式用、全天候型テニスコート四面、七十台収用の駐車場を整備して昭和六十一年五月にオープン。広く市民に解放し人気を博していた。

この敷地内に平成元年度、県は三億円の工費を以て研修センターを建設し、完成後は「多古しらさぎ会館」の愛称のもとに小田原市が管理運営することになる。そして流域下水道の受益者団体となる小田原・秦野・南足柄の三市と開成・大井・松田・山北の四町の下水道担当職員の研修に利用されるが、実質的には地元区民が利用する福祉施設となる。それは、地元民の要望に応える県市の基本的な姿勢に基くものである。建物は鉄筋コンクリート造りの二階建てで、一階は二百人収容の大會議室を始め・小会議室・和室・事務室・ホール。二階は図書コーナー・ラウンジ、調理室兼多目的室など豪華な施設である。

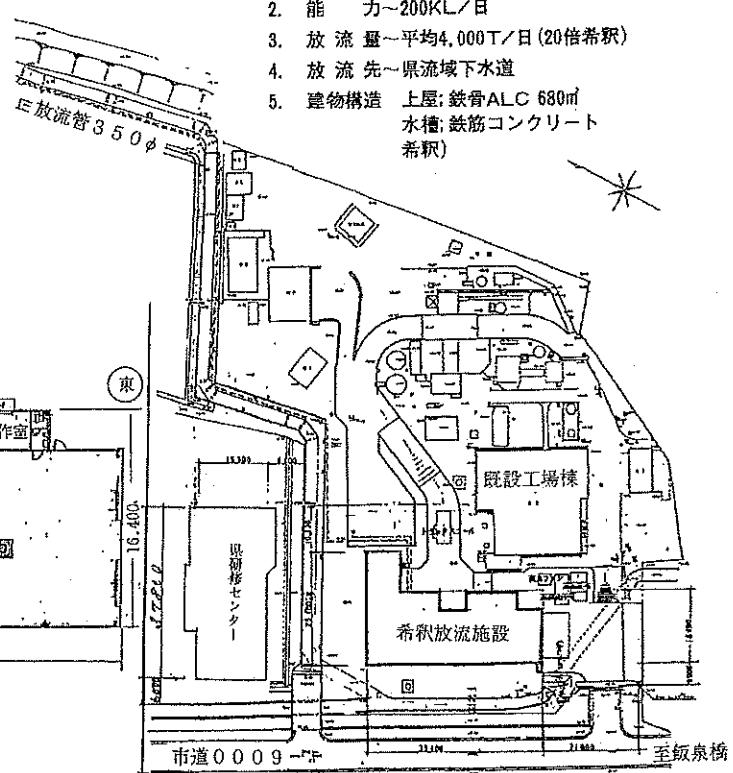


屎尿希釀放流施設関係要図(図77)

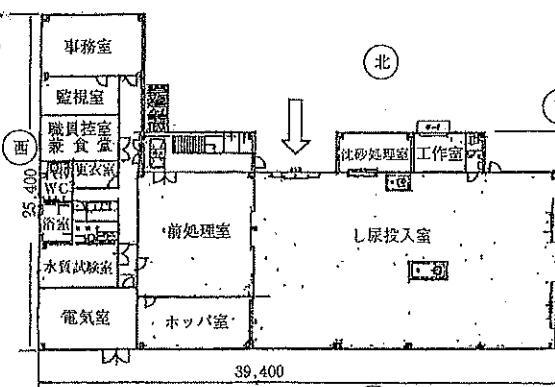
既設の高速化學処理場（昭二八完工）は老朽化しており、将来除去されるが、この施設と市道〇〇〇九との間に、市予算五億六千万円を以て平成二年三月末までに完工する。市の独自予算で建設するので、県が既に施工した下水道施設（図の取入口A—C以下、左岸終末処理場）を利用してこれに流しこむのである。

屎尿希釈放流施設全体配置図(図78)

- 施設概要
1. 处理方式～前処理希釈後放流
 2. 能力～200KL/日
 3. 放流量～平均4,000T/日(20倍希釈)
 4. 放流先～県流域下水道
 5. 建物構造 上屋：鉄骨ALC 680mm
水槽：鉄筋コンクリート
希釈)

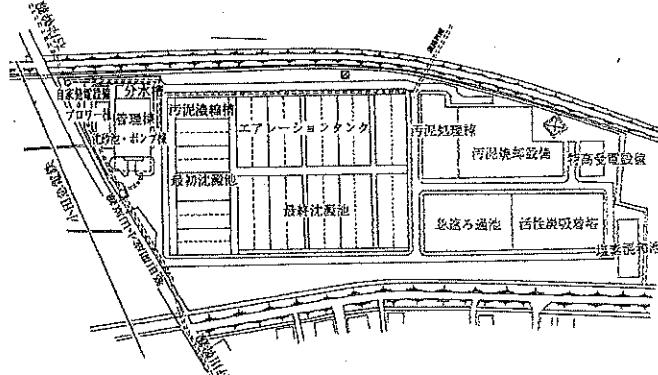


1階平面図(図79)



- 放流管は、狩川・酒匂川の川底から二
三m下の砂利層に
傾斜をつけて埋設し
てある。

- 右岸終末処理場の建設
- (イ) これからもの

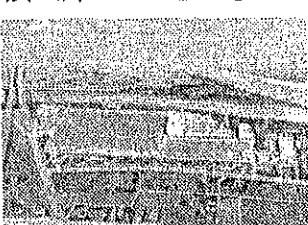


酒匂川流域下水道扇町管理センター平面図(図80)

酒匂川流域下水道は、酒匂川流域の三市（小田原・秦野・南足柄）と四町（松田・大井・山北・開成）の区域を対象に、昭和四十八年度から事業に着手した神奈川県の流域下水道である。

終末処理場の酒匂管理センター（所在は西酒匂一丁目、敷地面積は約九・八ha）は、昭和五十七年十二月から処理開始し、平成元年十月現在、一日最大四万一千m³の処理能力を有し、小田原市と大井町の一部を使用開始している。

右岸処理場は、研修センター隣接の多古運動広場より北に、面積六・七haを敷地とする。地番は扇町六丁目である。数



扇町管理センター
完成予想図(図81)

年前まで多古・穴部・蓮正寺の人たちが地権者であった所である。地権者数は八十二名であったが、多古のそれは七十%をこえる。

平成二年より設計にかかり、着工は平成三年春。関係市町の人口増に即応して逐次に施設を拡充していく。工費は四九〇億で、五年ごとに見直しをして完成させる計画であるが、完工目標の年次は平成十二年（二〇〇〇）で、二十世紀の末年ということである。

この外、総括的関係・公害関係そして環境整備関係の要望の中で実現を見ないものは、時間の推移の中で、解決していくものである。

終末処理場建設という人間の社会生活での基本的問題の解決のために、地区民の要望を整理され、地区将来の発展という視点に立って、十余年に亘り県・市当局と接渉を重ねられて、要望の実現に尽力された終末処理場対策委員会（代表、下沢連蔵氏）の功労は、誠に大きいものがあつた。

研修センターの開所式を挙行する本年十一月二十五日には、新装成った建物の玄関に下澤代表の揮毫になる「多古しらさぎ会館、右岸処理場対策委員長下澤連蔵書」の

標識が山橋敬一郎市長の「酒匂川下水道研修センター、小田原市長山橋敬一郎書」および長洲一二県知事の「しらさぎ、神奈川県知事長洲一二書」のそれと共に見られる。その功労を偲ぶに足る記録といえるであろう。（平成元・八・五完稿）

十一、白山神社

白山神社は、多古の鎮守の神、また産土の神として尊崇されて久しいが、その總本山は遠く越の白山（主峯は御前峰・二、七〇二メートル）で、白山比咩神が領有していたとされる靈山であり、信仰の山である。

民謡おわら節のはやし文句に「越中で立山・加賀で白山・駿河の富士山 三國一だよ」とあるが、これは三つの山とも名山中の名山だという一種の山岳贊歌である。そして万葉集や古今和歌集以下の勅撰集にも歌われてきただが、はるかないにしえから日本の名山であつたことに違ひはない。しかし、この白山も、やがて、神仏習合の山となつていく。この開山が泰澄和尚で、時は平安初期

のころ、白山の頂上にも神を祀るほこらが造営され、山麓の登山基地には、山岳宗教の布教活動の本拠地となる宗教村落が形成された。加賀馬場（白山本宮で、平安末後は白山寺として史上に現れるが、その後身が鶴来町にある白山比咩神社）・越前馬場（中心は白山中宮で、平泉寺が平安時代から長く勢威を保つたが、明治維新の廢仏棄釈で衰え、今は旧境内に白山神社が鎮座する）・美濃馬場（白山本地中宮と称し、長滝寺が中心をなしたが、今は同じ所に白山神社が鎮座する）の三地点である。平安時代から鎌倉時代にかけて、白山で修行した修験者たちは、加持祈禱師・呪者として各地を廻り、庶民や武士の間に尊敬を受けるようになり、鎮守の神として白山比咩神を奉斎させたのであるが、その数は現在二、七〇〇社を数える。多古の白山神社はその一つなのである。

1、白山比咩神の性格

白山比咩神社は、石川県石川郡鶴来町にあつて、手取川の右岸に当り、白山支脈の末端に位置する。縄文式文化の遺跡地で、山麓には早くから集落が営まれたが、住民が水とかかわる地点で、水の平安を祈つて祭られたもので、水神的性格を持つている。

2、泰澄の伝承

白山を開いた泰澄の伝承も、海民の白山信仰にかかわるものであるとされるが、白山と言えば泰澄、泰澄和尚といえれば白山信仰というように、両者は密接不離の関係で結ばれている。

奈良時代初期の僧といわれる泰澄は、有名であるがその事跡は、当時の文献には殆んど現れない。知りうるのものは、鎌倉末期の「元亨釈書」と「泰澄和尚伝記」によつ

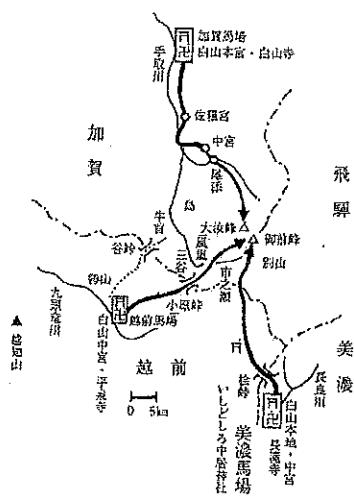
るが、この中で白山比咩神は白山権現に衣替えをさせられているが、目立つのは水神の性格である。義經記の中では、竜宮の女神となつていて、「泰澄和尚伝記」では、白山権現は山上に出現の時に、まず緑の池から九頭竜形で現われ、泰澄に眞の姿ではないと責められて、十一面觀音の姿を現わしているが、池から出るというのは、水神の性格である。むかし、日本海を行する船は、小河（松任市の小川）の白山総門沖を通る時は、帆を下して白山を拝することが例であるという。白山比咩神の水神的性格は、湖沼河海を生活の場とする海民の信仰に由来していると思われる。

てである。元亨釈書は、三善清行の息たる淨藏の口授を門人の神興が筆記したものと原拠としたものだが、これが「泰澄和尚伝記」である可能性が強いとされる。原本を忠実に模したとされるが、泰澄の没した神護景雲元年（七六七）より一九〇年後の作品で、この前のものはないので、これによつて泰澄の経歴や人物をみてみると、次のようにある。

(1)、白山の修験者泰澄は、「越の大徳」と呼ばれ、白鳳二年（六八二）六月に越前の国麻生津村に生まれた。父は船頭の三神安角といい、母は伊野氏である。

見て神童と驚き、十四歳（六九五）の時に初めて十一面観音の靈夢を見て、越知山（福井県）に棲み、修行し呪行を積んだ。

(3)、その睨驗力は、次第に世に知れ、大宝二年(七〇一)二十一歳の時、文武帝の勅使の伴安麻呂の下向を迎えて、鎮護國家の法師に任せられた。この年に能登島(石川県)の臥行者^(まわうしゃ)が弟子となり、この臥行者が出羽(山形)の船頭神部淨定^(さよだい)に船中の米俵を越知山に飛ばし集める靈力をを見せたことから、彼も泰澄の弟子となつて淨定行者と称した。泰澄三十一歳の時である。



白山三馬場要図(図82)

（本地は十一面觀音）天嶺禪定に達し、
する祈りをこめた。

泰澄は、ここで養老三年（七一九）に至る一千日の修行を積み下山した。こうして、同四年後から他の修験者たちが修行のため登拝するようになつた。

(5) 四十一歳（養老六年）に、元正天皇の病氣の折に淨定と共に参内して神力を示し、護持僧となつた。

(6) 五十五歳の天平八年（七三六）には、唐より帰朝した玄昉を訪ねて大陸将来の經論五千余巻を調べ、とくに十一面經を授けられた。

(7) 天平九年（七三七）には、折から流行の瘧瘧を一面法によつて治癒させた功により大和尚位を授与され、以後は泰澄和尚と号した。

(8) 七十七歳の天平宝字二年（七五八）より、最初の修行地たる越知山にこもり、神護景雲元年（七六七）、称徳天皇の木塔百万基造立の誓願に応じて、一万基を勵進し、この年三月十八日、八十六歳で入寂した。

以上が「伝記」の大要だが、没後一九〇年を経た平安中期の古典なので、泰澄を権威づけるために、多少の誇張もし、修飾もして作られたものであろうと推断するが、越前の人で越前馬場に属した傑物だったことは確かなことである。

3、泰澄の伝承にみる神仏習合

泰澄の祈念によつて現れた白山の神は、在来思想としての形はとつていらない。主峰の御前峰に鎮まるのは、伊弉册尊で白山妙理大菩薩と号し、頂上の緑の池では、最初に九頭龍形で、次いで真身の十一面觀音菩薩で現れている。大汝峯の神は大己貴命で老翁の形をとるが、本来の姿は阿弥陀如来である。別山では宰官の姿で現れた神は、小白山別山大行事と名のり、真実の姿は聖觀世音菩薩だと告げた。いずれも二種類の形をとる神々であるが、これは白山の神は神仏習合の状態であつたことを示している。つまり泰澄の説いた白山信仰は神仏習合の信仰であったわけである。しかも、更に注目されることは、伊弉册尊・大己貴命・小白山別山大行事が、それぞれ貴女・老翁・宰官の姿で現れたことが示すように、いずれも仮の姿—即ち垂迹神に過ぎないということである。そして御前峰の神の真実の形は十一面觀音であり、大汝峯の神のそれは阿弥陀如来。別山の神は聖觀音が真身であつて、この三尊が白山神の真実本体すなわち本地仏であるとしていることである。だから白山信仰というのは、漠然たる神仏習合の対象に捧げられる信仰ではなくて、はつきりと在来思想の神を垂迹神に、仏菩薩を本地仏と

する本地垂迹説にもとづく典型的な神仏習合であった。

知れない。

4、神仏習合の二つの方向

神仏習合は、すでに早く奈良時代から認められるが、それが明確な形をとつてくるのは、平安時代に入つてからである。本地垂迹説にもとづく垂迹神と本地仏の関係が明確に成立するのは、平安時代の末といわれている。しかし、前述のように、白山神は「垂迹神と本地仏が確定していく、それが「泰澄和尚伝記」にも現れていることから、その成立の平安時代の中期までさかのぼるとの説もある。

この伝記には主神の御前峰の神について、伊弉册尊・

も重なり合つたのである。

白山妙理大菩薩・九頭竜王・十一面觀音の四種の神仏が出てくるが、この基本となるのは貴女形の垂迹神たる伊弉册尊と黃金色に輝く本地仏の十一面觀音であつて、他の二種は修飾といえるのではないか。最初から現れてくるのは、妙理大菩薩という仏教的神号であつて、これが白山における神仏習合の原形であつたと推定される。にもかかわらず、それを展開させて十一面觀音を本地仏としなければならなくなつたので、妙理大菩薩と十一面觀音の中間に九頭竜王を入れるという形に修正したのかも

加賀・越前・美濃の農民たちは、本地垂迹説という理論の上から、白山神は伊弉册尊という神で、それは垂迹神であり、本地仏は十一面觀音とか、阿弥陀如来あるいは聖觀音であると認めた上で崇敬していたのではあるまい。おそらく、その農耕生活の中から本能的に畏んで白山を仰いでいたに違いない。彼らの間には神仏の優劣もなく区別もなかつた。これが在地での白山信仰の実体であつたと思われる。

ところが、ここに一つの異変が起つた。泰澄の出現

である。越前において、民間仏教の世界に生まれ育った彼は、越知山での長年にわたる修行で得た異常な呪驗力を背景にして、越前の人々の間に積極的に白山の靈験を説いて歩いた。それまで素朴な畏敬心から、白山を仰いでいた越前の農民たちは、泰澄を通して白山神を認識し直し、その説く見地から改めて白山神に帰依していった。越前の人たちにとっては、平安中期ころまでには、白山と泰澄とは、切り離し得ないものになつたといえるだろう。

5、白山の三馬場

白山は、御前峰を主峰に大汝峯・別山と二峯に分かれるととはいえ、加賀・越前・美濃の国境に聳える峻岳である。この三地域は互いに孤立し、独立した地域だが白山をとりまく舞台として加賀・越前・美濃の三国が歴史の表面に現れるのは平安初期である。長寛元年（一一六三）のころにできた「白山之記」によると、天長九年（八三二）に白山へ登拝する三方の馬場として加賀馬場・越前馬場・美濃馬場が、それぞれ山麓の北・西・南の三か所に白山登山道の基点として開かれたと記されてある。馬場は各地域の白山信仰の中心で修行の道場があつた。

○加賀馬場は、白山本宮が中心で平安末後、白山寺として歴史に現れる。この後身が白山比咩神社である。

○越前馬場は、白山中宮が中心で、平泉寺が平安時代から長く勢威を保つたが、明治初年の廃仏棄釈で衰え、今は境内に白山社が鎮座する。

○美濃馬場は、白山本地中宮と称し、長瀧寺が中核をなしたが、今は同じ所に白山神社が鎮座する。

中央での本地垂迹説にもとづく理論的な神仏習合は平安貴族の間で非常な勢いで信じられ、平安中期後は神仏習合の理論なしでは、中央の仏教界を考えることはできぬ状態となつていった。この仏教の中心が天台・真言の大寺で、わけても王城鎮護の延暦寺の勢力は強大であった。

白山では、泰澄伝説の権威によつて越前馬場が白山信仰の主導権を握るようになり、地元以外の地方でも人々は、越前馬場の平泉寺は、その中心として認められるにいたつたが、やがて平安末期からは、仏教界の最高権威である延暦寺と結びついて、各馬場の中心の寺は、延暦寺の末寺あるいは別院となつていった。

6、白山信仰の分布と伝播

白山神社分布府県別一覧（図83）

白山比咩神社の戦前の調

査によれば、全国における白山神社の都道府県別の分布は、別表の通りであった。

○西日本

られ、信濃に入ると戸隠山・蓮台寺（長野市）には泰澄
伝説もあるので、この分布は、越後から荒川・千曲川・
利根川に沿つて入つたものと思われる。東海地方における
分布は、石徹白御師や長滝寺諸坊の活動によるものと
して、よく知られている。

ぶ濃い分布は、海民によつて港から川への筋をたどつたものとされる。

	山三岩滋宮東茨福柄千静山秋群長崎富石愛新福岐
	梨重手賀城京城島木葉岡形田馬野玉山川知渴井阜
	二二二二三三四四四五五六七八九九〇〇五三三三一二四五 五六七七〇〇一二四三六六六三六二六六〇二二一五
計	広岡島香鳥愛山長大鹿高和大青兵熊京佐徳奈神福 児歌 島山根川取媛口崎阪島知山分森庫本都賀島良川岡
二七一六	二二二三四六六六六七七九九〇一一二四五一

山形県は、最上川に沿う

信仰圏から外れた形であるが、その中では福岡県が目立つ。かつて豊前（現福岡県）には求菩提山など、いくつかの山に白山権現が祭られていた。英彦山も十二所権現の一つに白山大行事を祭つていた。これらは宇佐に入つた天台宗の影響と考えられている。宇佐八幡では延喜十九年（九一九）正覚寺の建立の時、白山権現の天童が飛来したと伝えられている。島根県は白山神社の最も少ない県の一つだが、その二社は、ともに隠岐の島にあつて海上守護神であることを示している。

余日の鎮守が白山社であつた。

中尊寺の白山信仰は、山形の最上川を逆上つて入ったものといわれるが、奥州の藤原氏は白山を厚く信仰し、主峰御前峰の十一面觀音は秀衡ひでひらの寄進にかかるものであった。埼玉・長野の分布は、信濃北部から武藏北部に及ぶ。信濃への入口に当る妙高山の関山明神に白山社が祭

前記の白山神社分布表は、明治期の神社合併後の新しい社名によつてゐるが、社名を変更した多くの白山神社も含まされていることは注意したいところである。また、白山信仰の寺、泰澄の伝承のある寺や寺社鎮守の白山社も、白山信仰の伝播を示すもので、この地方では、新編相模風土記稿には、網一色（現東町）の名主剣持家の邸

内に小田原藩初代藩主・大久保忠世の靈をまつるという白山社があり、十一面觀音を置くと記されているほか、

中島（現中町）の永昌院・福嚴寺・吉祥院や町田（現寿町）の願成寺にも、それぞれ白山社が勧請されていると記されている。網一色の場合は忠世が秀吉の小田原攻めの時、在陣した所に剣持家が勧請したものである。

泰澄の伝承は、東は出羽、西は若狭・山城・大和・伊勢あたりまでに分布しているが、全国白山社の数は稻荷・八幡・天満・賀茂・神明・諏訪・熊野に次いで八位を占めている。

7、多古の白山權現の創設と由来

(1) 伝播の経路

○濃い分布の原因

上述のように、白山信仰は平安末期から三馬場（加賀・越前・美濃）を拠点として、広く東日本と一部の西日本に伝播していったが、分けても新潟から東北地方にかけては濃い分布を示している。これには次のようないふたつの原因が考えられる。

イ、越前馬場の修驗者は、その祖泰澄が船頭の子つまり海民出身の偉大な呪術者であつたように、海民出

身が多く、その布教活動は港から川への筋を辿つて、積極的かつ情熱的に勧進活動を行つた。

ロ、奥州国分寺（仙台市）や中尊寺の白山信仰は、藤原秀衡（一〇九五）一一八七、平安末期。鎮守府將軍。兄頼朝と弟義経が不和で追討となつた時に義経をかくまつたが、晩年に白山へ十一面觀音を寄進した一事をみても分かるが、越前から海路を遠く山形の最上川に出て、これを逆上つて奥羽山地を横断し、広瀬川・北上川を経ての布教活動をした。

ハ、最上川（山形）に沿う余目（あさま）の鎮守は、白山社だが、余目はもと余部と称したので、海民のために祭った神社があると考えられることから、白山信仰圏の拡大に海民の力が大きいことを伺い得る。

二、白山教団が組織され、これが天台教団を背景として政治的にも一大勢力にまで成長したこと。また、平安時代末の延暦寺の勢力が強く、白山支配を園城寺と争つたが、支配圏を得て、回峯行も受け入れ、その勧進活動は積極的であつた。

○多古への経路

多古の地には、いつごろ、どの経路で入つて来たのか。

結論を先に述べると、鎌倉時代の初期に積極的かつ情熱的な越前馬場の修験者たちが、海路を越後に出て、ここより千曲川を逆上つて南下し、笛吹川・桂川・山中湖から足柄峠を経て、多古に入つて来たと思われる。これは経路の白山社を調査すれば明らかになるが、異説として東海地方に伝播したと同じように、白山南麓の美濃馬場の長瀧寺諸坊や石徹白御師の活動によつて伝播したものとの説もあることを記しておく。

(2) 白山権現の創設

越前馬場で長年にわたる修行で体得した靈験力を背景に白山神の靈験を説き、加治祈禱をして病人を癒すなどして、積極的に勧進活動を行つたので、この多古の地の庶民や豪族山内首藤氏らの崇敬を得るにいたつた。

山内首藤氏は、既述の山内文書に「貞永元年（一二三〇）山内首藤重俊が早川荘内の田子郷、一得名の屋敷と田地を子の宗俊に譲つたとする譲状や、建長一年（一二四九）に宗俊が子の時俊に一得名の屋敷と田地を譲つたとする譲状」のことから推しても豪族であつたことは十分伺えるのであるが、この山内首藤氏らによつて鎮守の神として白山権現が勧進された。時は鎌倉時代の初期のことであつた。

白山信仰の中心は、海陸からの白山比咩神の信仰なので、白山比咩神を祭るのが筋とも思えるが、修験的山岳仏教の普遍化によつて白山比咩神は、平安中期までには妙理大菩薩と称していた。そして平安末期には垂迹思想により白山権現と通称されていたのである。権現の名のごとく、本地仏の觀音が衆生済度のために化身して権りに現れた神すなわち垂迹神が妙理大菩薩であつた。

総本山の場合、觀音は白山権現の成立後、単なる本地として当てられたものではない。觀音は民間仏教で現世利益の神（仏）であり、より直接的には危険にさらされ易い海民には受け入れ易い神であつたし、觀音の淨土たる補陀落（印度の南方にあるという架空の島）は海に近い山上にあると説かれているので、白山と結ばれ易かつたと思われる。多古の白山とその周辺の地形環境は総本山の地によく似た環境であつた。多古丘陵を半島として相模灘が入りこんで、海に囲まれた土地（鎌倉時代に入つて、現海岸線の砂丘地帯が東海道の交通路となる）であり、その外洋は海上交通も難儀であつたことから、本地仏として聖觀音を祀し、垂迹神として、総本山にならつて、妙理大菩薩の衣替えをした伊弉諾尊を祭つたと思

われる。

新編相模風土記稿には「白山社は村の鎮守なり。本地仏正觀音を安んず。」とあり、神奈川県神社誌（神奈川県神社序編）には「祭神は伊弉諾尊を祀る。」とあり、それぞれ、伊弉諾尊・伊弉册尊・正觀音を欠落しているのは、どうした根拠であつたろうか。

白山神社の代表である白山比咩神社（石川県鶴来町）

は国土万物生成の伊弉諾尊と伊弉册尊及び冥界を浄化する菊理媛命を祭るが、全国の白山神社は、伊弉諾尊と伊弉册尊の両神を祭るもの、その一神を祭るものと三様である。

(3) 多古の修驗道場

多古の鎮守の神として白山権現を奉斎させた越前修驗者ら（白山天台宗という也可）は、多古の地を白山信仰の拠点として考え、白山権現の北側の谷を降りた所に、丘陵上に山門を配した形で修驗道場を造成した。これが、玉宝寺の前身である。

室町時代の終り、長享二年（一四八八）白山神社の総本山のある加賀の国で、親鸞上人の開いた一向宗の信徒たちが、農村の窮乏を救うために立ち上り、加賀の国守富樺政親を攻め滅ぼすという一向一揆の乱があつて、こ

の修驗道（白山天台宗という也可）は急速に衰えて、延暦寺の勢力に吸収され、多古の白山権現も箱根修驗の本山たる箱根権現（神社）とのつながりが濃くなつていつたが、修驗道場だった玉宝寺は、全国の天台宗とともに、曹洞宗に転宗していった。こうして玉宝寺は、天文三年（一五三四）に創建されたのである。

(4) 神仏混同の禁止

日本古来の民族信仰の中核をなす神と外来思想たる仏とを結びつけ、一か所に祭ることを神仏混同とか神仏習合または神仏混淆といいうが、こうした考え方には、仏教が伝えられた当初、仏を蕃神・仏神として掌握しようとした理解の仕方にうかがうことができる。奈良時代初期には、神と仏との接近は、神が仏法を喜び尊ぶという形において進められ、各所に神宮寺が造られるほどになつた。更に進んで神と仏を同一のものと見る考え方がやがて平安時代の初めに見られるようになり、神を菩薩と呼ぶようになつた。中期になると神を權現と呼び、神は全く仏がこのような姿をとつて「權に現れたるもの」と、考えられるにいたつてはいる。ここに本地垂迹説の考え方が実を結んだわけで、多くは仏が本地で神は垂迹であるとする「仏本神迹」の考え方も行われた。明治維新の時、神

仏分離が行われたけれども、神仏習合の残りかずは今もなお、多く見られる。

さて、日本の神仏混同の禁止は明治元年（一八六八）三月二十八日、太政官発布の「神仏判然令」によつて始まつた。多年にわたる神職と僧職、神社と寺院の混同を改め、国家の制度としての神社を確立させようとした。

神宮寺などの別当・社僧を復帰させ、權現・牛頭天王などの仏教用語をもつて神号とする神社は、その由緒によつて改め、仏像を神体とするものは、これを取り除かせた。多古の白山権現も、この判然令によつて白山神社と改称したのであつた。

井細田の鎮守八幡社のご尊像は、梯髪形の神像いわゆる僧形八幡坐像で、神像でありながら頭を円くして僧衣を着た姿であつたことから、神仏分離の災難にあつて、凡そ一世紀の間、社外に放置の状態におかれた。この間、ご神体は篤志家の手で保存され、第二次大戦後の昭和四十五年二月、社殿の内へ遷宮の運びとなつた。白山権現の聖観音も本地仏だつたが、この難を免れたのは、氏子がひそかに保護したためであつたといわれる。

明治三年一月三日、政府はかんながらの道を布教させた。神明を崇敬すること・朝廷にご奉仕すること・倫理

道徳を明らかにすることの三か条を主内容として神社崇敬と皇室尊重を直結して、国民道徳の基本線とすることを明らかにした。こうして明治政府は全国の神社に国家的性格を与えたのであつた。

同年五月には、全国の神社を官社と諸社に分け、更に官社を官幣社と國幣社の二種とし、夫々を大中小の三等級に分けた。官幣社は例祭・祈念祭・新嘗祭に官幣を奉じ、國幣社は例祭に國幣を奉ることとし、明治五年から実施された。諸社は府社・県社・郷社の三等級とし、府社と県社は府県が崇拜する神社、郷社は産土神、村社は氏神であることを明示し、これらの格にあてはまらない公認の神社を無格社とした。

同六年七月三十日には、旧足柄県（明治四年七月十四日に小田原藩は小田原県になつたが、同年十一月十一日、小田原県を廢して足柄県が置かれ、足柄上・下・高座・愛甲・津久井・大住・伊豆一円の諸郡を含む大県。柏木忠俊知事の卓越した県政が実施されたが、同九年四月十八日、神奈川県に、但し伊豆四郡は静岡県にそれぞれ合併）により、白山神社は村社に列格されて特別の保護を受けるに至つた。明治四十二年九月には、神社の東側にあつた神明社と日枝社を合祀し、元号の改まつた大正四年

年十一月十二日には、神饌幣帛料供進神社に指定された。

このように神社に対する国家の保護は、第一次大戦終結までの約八十年間に亘り続いたが、昭和二十年（一九四五）十二月十五日、GHQのマッカーサー司令官の覚書により、神社は国家の保護を全く離れ、同月二十八日発布の宗教法人令の適用を受けることとなつた。

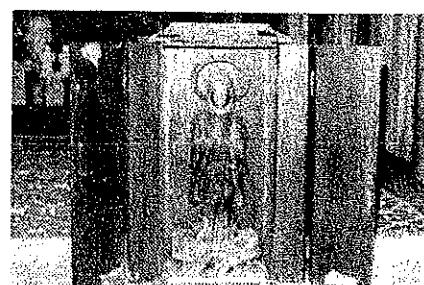
しかし、翌二十一年二月には、全国神社の総意により東京に神社本庁が設けられ、総括的宗教法人として発足した。また、各都道府県にも神社庁が置かれて、行政を司ることとなり、多古の白山神社も本県神社庁の指導を受けることとなつた。

(5) 白山神像

社殿に安置される木像は、一見して僧形に見える。奈良時代からの長い本地垂迹の思想の所産である。新編相模風土記稿（天保十二年に上梓、昌平校地理局總裁の林述斎らが十年の年月をかけて編さん）には「白山社、村の鎮守なり。本地仏正觀音を安んず。例祭九月十五日、村持」とあるが、垂迹神である伊弉諾尊を記載しなかつたのは落度と思われる。

たまたま、昭和六十二年七月四日（土）、成蹊大学教授

清水真澄氏の現地鑑定の好機に接し得ての結果は次のよ



白山神像(図84)
「白山神社のご神体であること
は、断言はできないが、そのよ
うに言ってよい。仏像ではない。
ラホが額にあれば、釈迦か如来
である。寄せ木の一木造りの神
像である。高さは四五・〇cm。
作者は不明。彫眼。両部膝箔、

着衣褐色、漆塗り、総髪を肩までおろし、頭頂には動物の頭をのせ、前額に飾りをつけていたと思われる。現在、この飾りは磨耗している。唐服を着け、胸の前で拱手している。その上に持ち物があつた跡が残っている。顔には、中世の余韻を残す張りが認められ、反りのある体軀で、着衣のふくらみとともに、この像が室町時代の後半（一四〇〇～一五〇〇）の作であることを示す。顔は漆をかけてある。金箔は後世になつて着けたものと思う。靴は軀と別の造りである。神像の本体は、約四五〇年程前のものとみてよい。台座や光背の金箔は江戸末期の作業によるものと思われる。」と。

(6) 参道

神社への道は、切り通しの道と石段の登り口までは並

うである。

行していた。石

段までの石畳の
部分は大門敷で

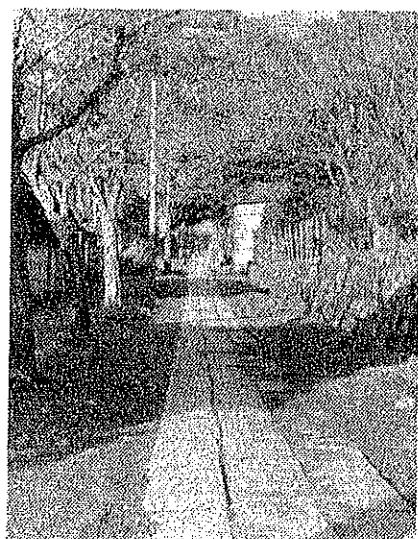
正規の参道で右

の石垣は白山中
学校の西端に当

る。石垣の先方

に見える建物は
屋台小屋で、昭和三十一年の神社の遷座の時に、保育園
の南の現在地に移築した。切り通しの道と大門敷の境は
二十cm程の石を並べ、それだけ高くなっていた。参道の
左側の桜並木は今はないが村山銀蔵氏（下多古）の寄付
になるものであった。その左側の切り通しは一間幅で、
この改修工事は昭和三十年で中島稻之助自治会長の時で
あつた。大門敷の石は再建した神社の拝殿・本殿の敷石
としたことを知る人は少なくなつた。

石段は勾配が急で、下から三十三段昇つた所に二m幅
の踊り場があり、左すれば女坂を経て切り通しに続き、
右すれば丘陵東端から大山道に続く巡礼街道であり農道
だつたが、足柄小学校建設と神社遷座のため、その跡片
もない。踊り場から上の石段は十七段で、これを登りつ



(図85) 山神社の参道(昭30)

行していた。石
段までの石畳の
部分は大門敷で
正規の参道で右
の石垣は白山中
学校の西端に当
る。石垣の先方

めると、正面に、
鎮守の白山神社の
威容を押し、左側
の崖近くに古い木
造の集会所（青年
会場と呼び、公民
館的な活動をした
施設）があつた。

神社は、丘陵上を社殿の高さくらいに削平して建立され
ていたので、右側は神社の高さくらいで丘陵に続いてい
たが、大正九年（一九二〇）の足柄小学校の校地拡張の
ため、神社と校地との境界は垂直に切り崩された。この
少し残つた丘陵の頂上に、多古城跡の空壕りがあつたが、
これは昭和三十一年の神社遷座の時に削り落して今はな
い。

(7) 社殿の再建

鎌倉時代初期に、多古の豪族山内首藤氏の寄進した白
山權現は、屋敷ノ内の東方の多古丘陵上にあつた。昭和
三十一年の社殿遷座の前の位置で藁葺屋根の祠と同様の
粗末なものであつた。鎌倉幕府は、神社の祭祀には意を
用い寺院と同じく特別の保護を加えた。貞永元年（一二



(図86) 長の石段

三二) の御成敗式目では、冒頭に「神社を修理し、祭祀を専らにす

管理されてきた。維新になつて神仏判然令が出て混同が改められ、白山神社と改称され国家的性格も与えられ村に格付けされた。

明治七年四月に、氏子の念願した社殿が再建された。再建関係者は、次の人たちであつた。

大工棟梁

北島繁次郎

脇 棟梁

小林文五郎

鳶

市川 斧吉

宮世話人

岩田長次郎

中山仲右エ門

中山 峰吉

全

田渕半右エ門

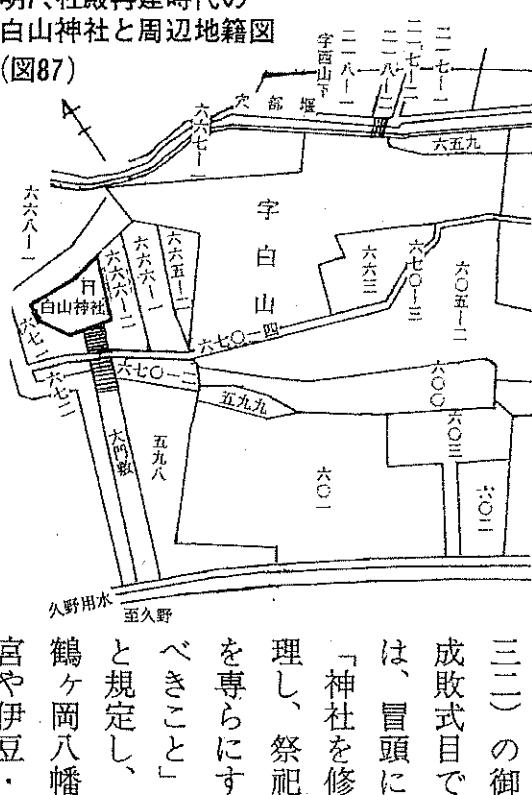
里 長

観行 祐勝

祀掌

鶴ヶ岡八幡宮や伊豆・

明7、社殿再建時代の白山神社と周辺地籍図(図87)



箱根の両権現あるいは三島大明神などをよく尊崇した。

文永・弘安の役には北条時宗が全国の大小社に敵国降伏を祈願させたことは、その支配体制を物語つてゐるものである。

室町時代は、武士の守護神として八幡宮が尊重され、幕府も寺社奉行を置いて掌握させているが、これは江戸幕府も受け継ぎ、寺社奉行は江戸の町奉行・勘定奉行とともに老中の直接支配下の重要な行政機関であつた。

創建以来、明治維新を迎えるまでの六七〇年程の間は権現として、箱根・伊豆山権現のように格別の保護を受けることはなかつたが、村の支配者の指導によつて維持

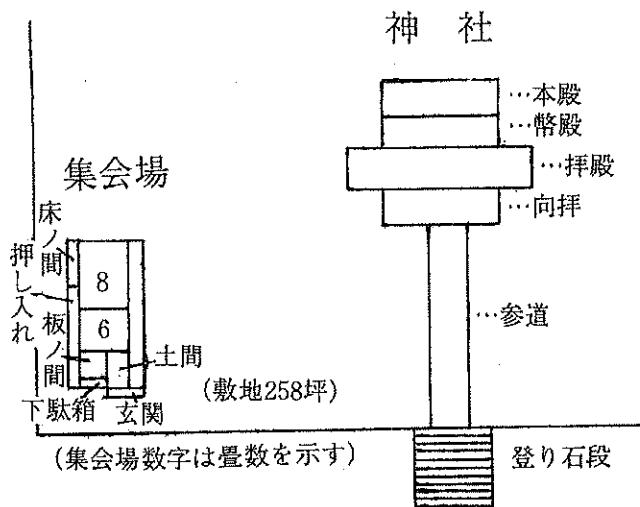
○社殿の規模	
・本殿（流れ造り）	間口一間四尺五寸
・幣殿	一・一七坪
・拝殿	六坪
・向拝	一・三三一坪

神社境内は二五八坪であるが、これは明治四十二年八月、大正十三年三月及び昭和二十四年七月の三回に亘り、帝室林野管理局及び大蔵省などから譲渡を受けたことによるものである。



大正10年ころの白山神社(丘陵上)

(8) 宗教法人「白山神社」への過程
昭和二十年（一九四五）八月十五日は、祖国日本が米・英・ソ・仏など世界の列強を敵国として戦い敗れて無条件降伏した日である。日本の政治・経済・社会・思想・教育が大きく変革する日でもあった。神社もその一つで、連合軍最高司令部（G H Q）の指令により、国家の保護



大正初期の神社・集会場平面図

(図88)

を全く離れた存在として、宗教法人令の適用を受ける法
人となつていつた。

同二十一年二月一日、白山神社の氏子総代の上原理平、
中山正平、佐久間幸太郎の三氏は、神社代務者の觀行祐
保氏と連署で、神社本庁總理代務者の長谷外余男殿あて
に、白山神社規則の承認方の申請をした。必要書類は、
白山神社規則・同財産目録と承認方の申請書であつた。
ここでは、規則と目録について述べる。

イ、白山神社規則（原文のまま、ルピーは筆者）

第一条 本神社ハ惟神ノ大道ニ遵ヒ晋ク同胞ヲシテ神恩
ヲ奉謝シ神徳ヲ奉体セシメ淳厚ナル民風ヲ作興シ以テ
世界人類ノ福祉ニ寄与スルヲ目的トス
第二条 本神社ハ白山神社ト称ス
第三条 本神社ノ所在地ハ神奈川県小田原市多古六六九
番地トス
第四条 本神社ハ神社本庁ニ所属ス
第五条 本神社ノ大祭ハ次の如シ
　　析年祭 二月十八日、新嘗祭 十一月二十四日
　　例祭 十月九日、遷座祭
第六条 本神社ノ中祭ハ次ノ如シ
　　歲旦祭 一月一日、元始祭 一月二日

紀元節祭二月十一日、天長節祭四月二十九日
明治節祭十一月三日

第七条 大祭及ビ中祭以外ノ祭典ハ之ヲ小祭トス

第八条 本神社ニ於テ行フ恒例式ハ次ノ如シ

　　春季皇靈祭遙拝、神式天皇祭遙拝

　　秋季皇靈祭遙拝、神嘗祭遙拝

　　大正天皇祭遙拝 大祓（六月一日、十一月一日）

第九条 第五条乃至第七条ニ定ムルモノノ外、必要ニ依
リ臨時祭典ヲ執行ス

第十条 本神社ハ委託ニ依リ民間神事・其ノ他礼典ヲ執
行ス

第十二条 本神社ニ次ノ職員ヲ置ク 宮司 一人職
員ノ定員ハ宮司之ヲ定ム

第十三条 宮司ハ本神社ヲ主管シ之ヲ代表ス

第十四条 宮司ハ神明ニ奉仕シ事務ヲ管理ス

第十五条 代務者ハ小田原市谷津大稻荷神社宮司トス
行フコト能ハザルトキハ代務者ヲ置ク

　　代務者ハ小田原市谷津大稻荷神社宮司トス

第十六条 宮司事故アルトキハ第十四条ニ規定サレタル
者ハ退任スルモノトス

代務者が其ノ職務ヲ代理ス

第十七条 宮司ノ進退ハ氏子及ビ崇敬者ノ總代ノ具申ニ依リ統理之ヲ行フ

第十八条 称宣以下職員ノ進退ハ宮司ノ具申ニ依リ統理之ヲ行フ

第十九条 屢傭員ノ進退ハ宮司之ヲ行フ

第二十条 事務分掌及処務ニ關スル規定ハ宮司之ヲ定ム

第二十一条 従来ノ慣行ニ依ル氏子区域内ニ居住シ本神社ヲ崇敬スル者ヲ氏子ト称ス

前項以下ノ者ニシテ本神社ヲ崇敬スル者ヲ崇敬者ト称ス

第二十二条 本神社ハ氏子及崇敬者名簿ヲ備付クルモノトス

第二十三条 氏子及崇敬者ノ總代ハ氏子及崇敬者ノ中ヨリ官司之ヲ委嘱ス

第二十四条 總代ノ定数ハ三人トス

第二十五条 總代ノ任期ハ四年トス 但シ任期中ト雖モ必要アルトキハ宮司ハ統理ノ指揮ヲ受ケ總代ヲ解任スルコトヲ得

第二十六条 總代ハ宮司ヲ扶ケ神社ノ維持經營ニ協力スルモノトス

第二十七条 本規則ニ於テ財産トハ不動産・宝物及基本財産ヲイフ

第二十八条 本神社ガ宗教法人トナリタル時ニ於ケル財産ハ別紙目録ノ通りトス

第二十九条 財産目録ハ毎会計年度修了時現在ニ於テ之ヲ調整ス

第三十条 会計年度ハ毎年四月一日ニ始り翌年三月三十日ニ終ル

第三十一条 一切ノ収入ヲ歲入トシ一切ノ経費ヲ歲出トシ歲入歳出ハ之ヲ予算ニ編入ス

第三十二条 数年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其年期間各年度ノ支出額ヲ定メ継続スルヲ得

第三十三条 必要アルトキハ特別会計ヲ設ケルヲ得

第三十四条 予算ハ總代ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第三十五条 決算ハ總代ニ報告スルモノトス

第三十六条 左ニ掲タル場合ハ總代ノ同意ヲ得テ統理ノ承認ヲ受クルヲ要ス

一、不動産又ハ登記ヲナシタル財産ヲ处分又ハ担保ニ供セムトスルトキ
二、借財又ハ保証ヲナシントスルトキ
三、法人ヲ解散セントスルトキ

第三十七条 左ニ掲タル場合ハ総代ノ同意ヲ得テ統理ノ

承認ヲ受クルヲ要ス

- 一、神社ノ移転又ハ併合
- 二、祭神又ハ神社名ノ変更
- 三、境内社ノ創立又ハ増減
- 四、境内地ノ設置又ハ増減

五、本殿、特別由緒アル建物又ハ建築優秀ナル建物（名

称ヲ示ス）ノ再築、改築又ハ模様替

第三十八条 本規則ヲ改廃セントスルトキハ総代ノ同意

ヲ得テ統理ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第三十九条 本規則ハ統理ノ承認ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年二月

白山神社代務者 勸行祐保印

全 氏子總代 上原理平印

全 全 中山正平印

佐久間幸太郎印

昭和二十七年七月二十日

設立者住所 小田原市多古六六九番地

宗教法人 「白山神社」

主管者 観行淳

口、白山神社財産目録

一、田畠合計 九畝拾八歩

一、農工債券 弐阡壹百円也

一、国 債

五百円也

氏子崇敬者その他の利害関係人各位殿

以上

この申請手続きによつて、同二十二年二月二十八日付で、神社本庁統理代務者、長谷外余男の名で「昭和二十一年二月一日付申請ノ神社規則ヲ承認ス」との承認書を受領したのである。

白山神社規則承認に次いで、必要な手続きは、先ず宗教法人法による宗教法人「白山神社」を設立することであつた。そのため

1、宗教法人設立の公告をすること

(イ) 宗教法人設立公告

このたび左記の通り宗教法人法による宗教法人「白山神社」を設立することになつたので、同法不足第五項の規定により同法第十二条第三項の規定に従つて公告します

○規則の要旨

一、本神社は伊弉諾尊を奉斎し、公衆礼拝の施設を備え、神社神道に従つて、祭祀を行い、祭神の神徳を広め、本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他の本神社の目的を達成するための財産管理その他他の業務を行うことを目的とする。

二、本神社を包括する宗教団体は、宗教法人「神社本庁」とする。

三、本神社の公告は、神社の掲示場に十日間、掲示して行う。

四、本神社に責任役員二人を置き、そのうち一人を代表役員とする。

代表役員は、本神社を代表し、事務を統理する。

責任役員は、役員会を組織し、宗教上の機能に関する事項を除く外、本神社の維持経営に関する事務を決定する。

役員会は、代表役員が招集する。

五、代表役員は、本神社の宮司をもつて充て、代表役員の代務者は、宮司代務者をもつて充てる。代

表役員以外の責任役員又はその代務者は、氏子尊敬者の総代（以下「総代」という。）その他の氏子又は尊敬者で、神社の運営に適当と認められる者のうちから総代会で選考し、代表役員が委嘱する。代表役員以外の責任役員の任期は参か年とする。

六、本神社に総代拾人を置く。総代は総代会を組織し、本神社の運営について役員を助け、宮司に協力する。総代は氏子又は尊敬者で、德望の篤いものの中から選任する。その選任方法は役員会で定める。総代の任期は参年とする。

七、本神社に職員として宮司一人、称宣一人、權称宣若干人を置く。

八、宮司が職務を行うことのできない時は、宮司代表者を置き、宮司の職務を行わせる。

九、宮司及び宮司代務者の進退は、役員の具申により、神社本庁統理（以下統理という）が行う。

十、基本財産及び特殊財産の設定、変更、予算の決定、補正並びに決算は、役員会で議決する。

十一、基本財産及び宝物を処分し又は担保に供すること、年度内の収入で償還できない借入、境内地及び境内主要建物の変更、その他の重要事務は、役

員会で議決し、統理の承認をうけ、又法律で定のあるものは、氏子崇敬者等に公告する。

十三、本神社の経費は、氏子崇敬者の拠出金その他の収入を充てる。

十四、この規則に定める氏子又は崇敬者とは、本神社を崇敬し、神社の維持につき義務を負う者で氏子崇敬者名簿に登録された者をいう。

十五、本神社は、神社本庁、神社庁及びその支部に対し、負担金を納める義務を負う。

十六、この規則は、知事の認証を受けた日から施行する。

夫、この規則による総代の選任は、本神社が宗教法人法による宗教法人として成立後三月以内に行う。

それまでは、従前の総代がこの規則による総代とみなす。

a、公告をしたことを証明する書類

昭和二十七年七月二十一日から七月三十日まで、白

山神社々頭に、左記の通り公告をしました。

記

このたび左記の通り、宗教法人法による宗教法人「白山神社」を設立することになつたので、同法付則五

項の規定により同法十二条二項の規定に従つて公告します。

(昭和二十七年七月十九日開催の氏子総代会にて左記の通り、宗教法人「白山神社」を設立することに決定しましたから、このことについて、意見のある方はこの公告掲示の日から三十日以内にお申し述べ下さい)

昭和二十七年七月二十一日

設立者 神奈川県小田原市多古六六九番地

(宗教法人) 白山神社

主管者

信者その他の利害関係各位

記 (別紙)

一、規則の案の要旨

勧行 淳印

b、代表役員の就任受諾書

宗教法人「白山神社」の代表役員に就任することを受諾します

昭和二十七年九月十日

住所 神奈川県小田原市中島一五五
氏名 観行 淳印

c、責任役員就任受諾書

宗教法人「白山神社」の責任役員に就任することを受諾します。

住所 神奈川県小田原市多古四七六番地
氏名 中山 政平 (印)
住所 神奈川県小田原市多古六七五番地
氏名 上原 理平 (印)

d、基本財産内訳書

一金 五万円也 建築物・本殿及社殿 拾坪
一金 十二万九千円也 境内土地 二五八坪
一金 三千円也 銀行預金四百円
有価証券二阡六百円

合計総額 十八萬二千円也

右は、基本財産の内容であります

昭和二十八年十二月二十日

神奈川県小田原市多古六六九番地

宗教法人 白 山 神 社

代表役員 観行 淳

右確認します 責任役員 上原 理平

e、宗教法人「白山神社」の登記事項

1、名称 2、主たる事務所

3、従たる事務所 4、地区その他準ずる事項

5、目的 伊弉諾命を奉斎し、公衆來拝の施設を備え神社神道に従つて祭祀を行い、祭神の神徳を広め、崇敬者及び神社神道を信奉する者を教化育成し社会の福祉に寄与し、その他神社の目的を達するための財産管理その他の業務を行う。

6、総代・理事その他準すべき者の氏名及び住所並びに代表に関する事項として責任役員の氏名と住所を書く。観行 淳、中山政平、上原理平の三氏

を書き添える。

7、資本金、資産の総額、金十八万二阡円

8、公告の方法 神社の掲示場に十日間掲示して行

9、包括団体の名称及宗教法人、非宗教法人

宗教法人神社本庁

10、財産処分方法 役員会の議決を経て、役員が連署の上、神社本庁統理の承認を受ける

11、解散の事由及び年月日

12、清算人の氏名、住所ならびに代表の事項

右 年月日 登記

法人成立の年月日 昭和二十八年十二月二十二

日

右、昭和二十八年十二月二十二日登記

5、謄本の認証写し

此の謄本は、登記簿に依り、これを作り、ここ

に登記簿と相違なきことを認証す

昭和二十七年八月 日

印 横浜地方法務局小田原支局

法務事務官 川瀬太郎 印

(9) 宗教法人白山神社設立

イ、宗教法人規則認証申請書

宗教法人「白山神社」を設立したいので、宗教法人
法付則五項の規定により、同法十三条の規定に従い、
規則二通に別紙関係書類を添えて規則の認証を申請
します。

昭和二十七年十月二日

申請人 神奈川県小田原市多古六六九番地

(宗教法人)「白山神社」

住 所 神奈川県小田原市中島一五五番地

主管者 観行 淳 印

ロ、規則認証書

○神奈川県知事の認証書

神奈川県指令第三五二五号

宗教法人「白山神社」

主管者 観行 淳

昭和二十七年十月二日付で申請の宗教法人「白
山神社」の規則を宗教法人法付則五項の規定に
より同法十四条の規定に従つて認証します

昭和二十八年十二月一日

神奈川県知事 内山 岩太郎 印

○神社本庁統理、鷹司信輔の認証書

小規承第二十三号

この規則を承認します

昭和二十七年十月二日

神社本庁統理 鷹司 信輔 印

八、宗教法人「白山神社」規則

条項中の十・二十三・二十七・三十条については、その後、昭和三十七年十月九日に変更承認の申請をしているが、後から述べる。

第一条 この神社は、宗教法人法による宗教法人であつて、「白山神社」という。

第二条 白山神社（以下「本神社」という。）の事務所は、神奈川県小田原市多古六六九番地に置く。

第三条 本神社は、伊弉諾尊を奉斎し、公衆礼拝の施設を備え、神社神道に従つて祭祀を行い、祭神の神徳を広め、本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他本神社の目的を達成するための財産管理その他の業務を行うことを目的とする。

第四条 本神社を包括する宗教団体は、宗教法人「神社本序」とする。

第五条 本神社の公告は、神社の掲示場に十日間掲示して行つ。

第六条 本章に定める機関の職は、名誉職とする。

第七条 本神社に責任役員三人を置き、その一人を代表役員とする。

第八条 代表役員は、本神社を代表して、事務を総理する。

責任役員は、役員会を組織し、宗教上の機能に関する事項を除く外、本神社の維持運営に関する事務を法定する。役員会は代表役員が招集する。

第九条 代表役員は、本神社の宮司を充てる。

第十条 代表役員以外の責任役員は、氏子崇敬者の総代（以下「総代」という。）その他の氏子又は崇敬者で神社の運営に適当と認められる者のうちから総代会で選考し、代表役員が委嘱する。

前項に定める役員の任期は三か年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

^a 責任役員は、後任者の就任時まで在任する。

第十一条 代表役員又は責任役員が、宗教法人法第二十条第一項各号の一に該当する時は、当該役員の代務者を置く。

代表役員の代務者は、宮司代務者を充て、代表役員以外の責任役員の代務者は、前条一項に準じて委嘱する。

代表役員の代務者は、代表役員に代り、その他の役員の代務者は、当該役員に代り、職務を行つ。

代務者は、代務者を置くべき事由の止んだときに退

任する。

第十二条 代表役員又は責任役員が宗教法人法二十一條一項又は二項に該当の時は、仮代表役員又は仮責任役員を置く。

仮代表役員及び仮責任役員は、前項に該当する者以外の役員が選任する。

第十三条 責任役員又はその代務者の進退は、神社本庁統理（以下「統理」という）に報告しなければならない。

第十四条 本神社に総代十人を置く。

第十五条 総代は、総代会を組織し、本神社の運営について、役員を助け、宮司に協力する。

第十六条 総代は、氏子又は崇敬者で徳望が高いものの中から選任する。その選任方法は、役員会で定める。

総代の任期は三年とする。但し、補欠総代の任期は、前任者の残任期間とする。総代は、後任者が就任する時まで、なお在任する。

第十七条 本神社に左の職員を置く。

宮司 一人、祢宜ねぎ 一人、權祢宜ごんねぎ 若干人
權祢宜の定数は、宮司が定める。

第十八条 前条の職員は、神明に奉仕する外、宮司は社

務をつかさどり、祢宜は宮司を助けて事務に従事し、權祢宜は上長の指揮を受けて事務に従事する。

第十九条 本神社は、宮司代務者を置き、宮司の職務を行わせる。宮司代務者を置く場合は、代表役員の代務者を置く場合に準ずる。宮司代務者は、宮司代務者を置くべき事由が止んだ時は、退任する。

第二十条 宮司及び宮司代務者の進退は、代表役員以外の責任役員の具申により統理が行う。但し、統理が必要と認めた時は、代表役員以外の責任役員の同意を得て進退を行うことができる。

宗教法人法二十條一項二号に準じ、宮司代務者を置く時は、代表役員の同意を得て具申しなければならない。祢宜以下の進退は、宮司の具申により統理が行う。

第二十一条 宮司又は宮司代理者が欠けた場合は、責任役員は、三十日以内に後任者を統理に具申しなければならない。

第二十二条 本神社の財産は、神社の名義をもつて管理しなければならない。

第二十三条 財産は、基本財産、特殊財産及び普通財産とする。基本財産とは不動産その他本神社永続の基となる財産を、特殊財産とは宝物及び特殊の目的によ

つて蓄積する財産を、普通財産とは基本財産及び特殊財産以外の財産から生ずる果実並びに一般の収入をいう。

第二十四条 本神社が左に掲げる行為をしようとする時は、役員会の議決を経て、役員が連署の上、統理の承認を受け、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手続をしなければならない。その承認を受けた事項を変更しようとする時もまた同様とする。但し、三号・四号に掲げる行為が緊急の必要に基づくものであり、又はその模様替が軽微で原形に支障のないものである場合及び五号に掲げる行為が六月以内の期間に係る場合は、この限りでない。

一、基本財産・財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二、当該会計年度内の収入で償還する一時の借入以外の借入または保証すること。

三、本殿その他主要な境内建物の新築・改築・増築・移築・除却又は模様替をすること。

四、境内地の著しい模様替をすること。

五、本殿その他主要な境内建物もしくは境内地の用途を変更し、又はこれらを本神社の宗教目的以外の目

的に供すること。

第二十五条 経費は、氏子及び崇敬者の拠出金、賽物・財産から生ずる果実その他の収入を充てる。

第二十六条 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終る。

第二十七条 一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出は予算に編入する。予算は、毎会計年度開始の一月前迄に編成する。

第二十八条 必要がある時は、役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第二十九条 予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設ける。但し、特別会計については、この限りでない。

第三十条 当該会計年度の出納は、その年度終了後一月で閉じ、出納事務は、その一月以内に完整しなければならない。

第三十一条 会計に余剰^{じょじょう}を生じた時は、役員会で別段の議決をした場合を除き、翌年度歳入に編入する。

第三十二条 財産目録は、毎会計年度終了後三月以内に、前年度末現在で作成し、役員が連署する。

第三十三条 予算及び決算は、総代会に報告する。

第三十四条 代表役員及び責任役員は、常に法令・規則

及び神社本庁の序規に従い、それらに違反しない限り、宗教上の特性を尊重し、神社の慣習・伝統を十分に考え、神社の業務及び事務の適切な運営をし、その保護管理する財産は、他の目的に使用してはならない。

第三十五条 本神社が左に掲げる行為をする時は、役員会の議決を経て、役員が連署の上、統理の承認を受け、更に法律で規定するものは、法律で規定する手続をしなければならない。

一、規則を変更すること。

二、神社を移転、合併又は解散すること。

三、境内神社を創立、移転、合併、廢祀のこと。

四、前三号の外、官司が必要と認めたこと。

第三十六条 本神社は、神社本庁の神社明細帳に登録を

受けなければならない。明細帳に登録を受けた事項に

変更を生じた時も、また同様とする。

第三十七条 本神社を崇敬し、神社の維持について義務を負う者を本神社の氏子又は崇敬者といい、氏子又は崇敬者名簿に登録する。公告の対象とする信者は、氏子又は崇敬者名簿に登録の者とする。

第三十八条 本神社は、神社本庁並びに神社序及びその

支部に対し協力しなければならない。

第三十九条 本神社に関する事項で、規則に定めのないものは、神社本庁の序規で定めるところによる。規則の適用及び神社の運営について疑義を生じた時は、神社本庁の指示を経て処理する。

第四十条 本神社の境内神社は左の通りとする。

付 則

この規則は、昭和二十八年十二月一日から施行する。この規則施行の際、現に在職の職員は、この規則の規定による職員となり、同一性をもつて存続する。

総代の選任は、現に在任するものの任期にかかわらず、本神社が宗教法人として成立後三月以内に行い、その選任が行われるまでは、従前の総代が、この規則の規定による総代とみなす。

二、規則変更承認の申請

前記の宗教法人白山神社規則は、昭和三十五年十一月八日に、神社本庁の神社規則の準則の一部改正があつたために、神奈川県神社序では神社本庁の被包括神社規則の一斉変更を行うこととなつた。白山神社では同月九日に社務所において、代表役員観行淳、責任役員磯崎峰雄、同上原理平・氏子総代下田顯三の四氏が役員会を開

き、規則変更について議決した。

変更しようとする事項は、規約の十条・二十三条・二十七条及び三十条の四項であった。即ち

a、第十条 第三項中「責任役員は」を、「第一項に定め

る責任役員は」に改める。

b、第二十三条第二項中「不動産」を「不動産（立木を

含む）」に改め、「財産から生ずる果実並びに一般の収入」を削り、第三項として次の一項を加える。

不動産の取得並びに不動産以外の基本財産、宝物その他の特殊財産の設定及び変更は、役員会の議決を経なければならない。

c、第二十七条、第二項を次のように改める。

予算は、毎会計年度開始の一月前までに編成し、役員会の議決を経るものとする。

d、第三十条 この条を次のように全面改定する。

第三十条 当該会計年度の出納は、その年度終了時現在で閉鎖し、出納に関する事務は、その閉鎖後二月以内に整理完結し、決算をするものとする。

決算については、役員会の議決を経るものとする。こうして、次の書類措置をとつた。

● 規則変更承認申請書

神社本庁統理あて

● 宗教法人規則変更認証申請書 神奈川県知事あて

● 規則変更について規則を定める手続きを経たことを証する書類 神奈川県知事あて

● 宗教法人「白山神社」規則変更決議録謄本 神奈川県知事あて

(10) 白山神社の遷座と境内地の模様替え



図は、昭和三十年秋の白山神社。遷座前で、まだ丘陵上に鎮座していたころのものである。
（図89）

イ、遷座と境内地の模様替えの大事業を遂行した事情

社殿が四十余尺（十三mほど）の高地に鎮座せられ、四隅も樹木うつ蒼として民家より離れ、人目に触れないために、浮浪人が社殿を破壊して侵入し、祭具を破壊したり、また盗み去り、時として殿内にて火を焚きて、非常の災害を思わしめるなど、社殿の尊嚴をいちじるしく害し、多大の修理費を要していること、更に参道の階段が急傾斜のため、老人・婦女子の参詣に大変不便である。

口、模様替えの手順

○ 神社本庁統理あてに、模様替えの承認の申請
昭和三十年十二月二十四日開催の役員会において左記により境内地の模様替えをすることを議決したので、その承認を申請します。

神奈川県小田原市多古六六九番地

白山神社

代表役員	宮司	觀行	淳
責任役員		中山	政平
全		上原	理平
地区代表	区長	中山光太郎	(印)
氏子総代	磯崎	峰雄	(印)

神社本庁統理 鷲司信輔殿

記

一、模様替えの概要

社殿が高地にあり、参道・階段が急傾斜のため社殿及び境内地を低くする。

一、模様替えをする部分

境内地二五八坪全般に亘り、約二間（三・六m）
切り下げる。

一、模様替えの理由（前述の事情に同じ、省略）

一、所要経費及びその支弁方法

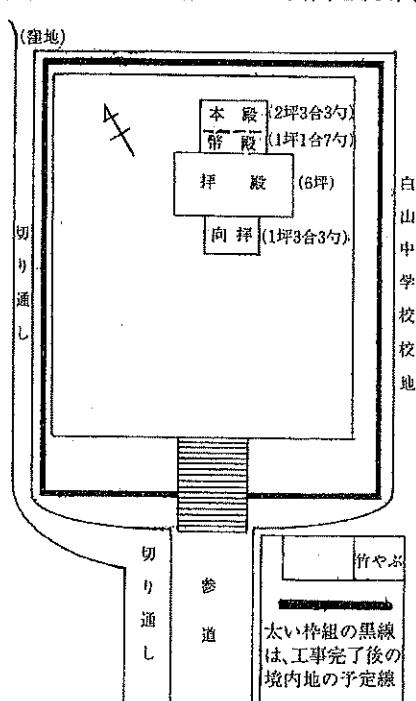
所要経費 予算五十万円

支弁方法 社殿復元費・樹木移植費・石垣構築費
土の売却代及び崇敬者よりの寄付
一、崇敬心または維持經營に及ぼす影響

境内地は、広く、また、よく整理整頓されて、一段と尊嚴を加え、また、参詣に便なので崇敬心が昂揚され、浮浪人の侵入の憂いもないでの修繕費を節約して良好な經營ができると考える。

一、役員会における議決の状況

一、添付書類
概要の説明図 一



(図90)

ハ、模様替えの承認と工事

前記の模様替え申請により、神社本庁からは、同年一月十五日付で承認する旨の許可がおりたので、工事は直ちに進められたが、区民一同の賛同を得ていたので順調であった。地上十三m程の高さの丘陵を崩して出た大量の土は、三万m³程はあつた。洪積層の赤土であつたが、客土として川東地区は、成田・飯泉方面の田に、また、町内は、中山光太郎（茶利商店主）所有の内多古の水田に運んだ。分譲価格は、一m³につき二円であつたが、工事費軽減には大きな働きをしたわけである。着工以来、六か月の日時と五十六万円の経費により、現在みる位置の境内地となつた。時は昭和三十一年七月一日であつた。

その後、三十年余を経た昭和五十五年に、社殿の損傷、屋根地の腐蝕から、屋根を銅板葺とし建物は修復するとの区民の賛同により、資金の調達は区民の芳志によることとし、次の趣意書を区の全家庭に届けて、協力方の依頼をしたのであつた。

趣意書

初夏の候、区民各位には、ますますご健勝のことと拝察いたします。日頃、自治会の運営については格別の

ご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。さて区民の殆どの方は、ご存知のことと存じますが、私たちの郷土を平和に、安らげくお護り下さつてある白山神社は、伊弉諾尊を祭神として、明治七年に日枝社と神明社を合祀し、以来百年余の歳月を経ました。昭和三十年までは十数米の高台に鎮座しましたが、区民の総意により、整地の上、現在の姿になりました。

当時、社殿の一部の改修はなされたものの、百年の風雪に耐えてきた建物には、現在諸所に損傷の状態がみられ、特に屋根につきましては、若干の雨洩りさえあり、屋根の塗り替えも、屋根地の腐蝕により不可能の状態にあります。

以上のような状況から、この際屋根を銅板葺にし、また、古来からの姿を守りつつ建物の修復を致したく、区民総会に提案いたしたところ、皆様の賛同を得、総意によりこれを実行することになりました。従つて、要する資金の調達につきましては、区民各位のご芳志を仰ぎたく、ここに趣意書をお届けして、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

昭和五十五年六月二日

（参考事項）

- 一、工事費総額は詳細は不明（屋根板を外してみなといと垂木の損傷度合も判らない）ですが、凡そ一、

二〇〇万円と目算します。

一、ご芳志は一口壱千円（口数・金額とも任意）

一、寄付金総額が必要金額に達しない場合は、自治会より、不足分を流用します。（このことは区民総会で諒承すみです）

一、ご芳志のお払込みの方法としては、でき得れば八月三日に仮公民館までお届け願いますが、当日は自治会費の納入日に当るので、隣組長さんのご協力でおまとめ下されば幸いです。

一、なお、最寄りの自治会役員、建設委員まで届けて下さっても結構です。

一、各位からのご芳志は、工事終了後、拝殿内に記録掲示をさせていただきます。

多古四十四区自治会

副 員	村瀬菊雄	（中多古）
副 員	磯崎武雄	（上 リ）
委 員	内藤匡博	（下 リ）
江藤常雄	（中 リ）	
清水 昇	（上 リ）	
山室 清	（上 リ）	
神尾信重	（下 リ）	
中島正雄	（中 リ）	

同年十月に着工し、翌五十六年五月三十一日に竣工式を挙行したのであるが、銅板葺きで新築同様の大修理をした社殿は、まさに面目一新し、莊嚴その満ちた風格のあるものとなつた。この経理は次表の通り。

計	取 入	支 出
一七三、九五六円	○寄付金 五、二〇五、一〇〇円	○工事費 八、七七七、六〇〇円
	○自治会費 七、〇〇〇、〇〇〇円	○全(柳川板金) 二、五六九、七〇〇円
	○利子 五〇、八五六円	○遷座式 四九、〇三〇円
	○雜収入 一八、〇〇〇円	○竣工式 九一、六五〇円
	○手掛外 ○境内整備費 七三、〇〇〇円	五五、五〇〇円

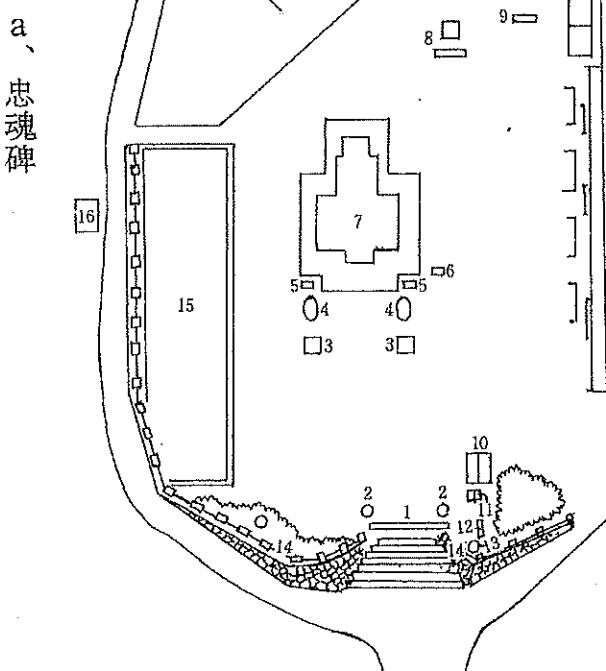
区民各位殿

委員長	白山神社建設委員会	岩田 保（内 リ）
副 員	下沢蓮蔵（中多古）	
副 員	村瀬菊雄（リ）	
委 員	上原理平（内 リ）	
委 員	村山啓造（下 リ）	
委 員	磯崎峯雄（内多古）	
委 員	磯崎武雄（上 リ）	
委 員	加藤栄造（下 リ）	
委 員	石川欣平（リ）	
委 員	中山一楼（上 リ）	

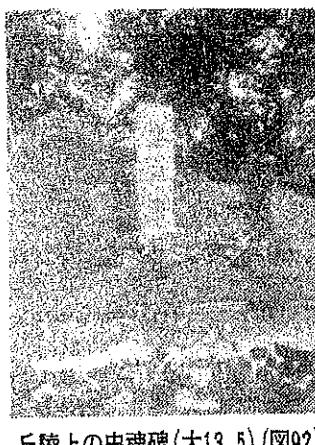
境内施設の説明

1. 白山神社大鳥居 昭和32年5月、中山光太郎・加藤栄造両氏の寄進にて建立。
2. 石燈籠
3. 犀牛 明治34年4月、小田原縁3姫町旧多古出身の田淵万太郎納入の銘あり
4. 石燈籠 昭和60年9月15日、上原理平、キヨ夫妻の寄進
5. 御大典記念碑（東西一対）
西：東面～大正4年11月10日 東：東面～多古氏子中
西面～報徳信友社 西面～大正4年11月10日
南面～御大典記念 南面～御大典記念
北面～謹祝大正御即位記念 北面～石工三代目中川清行
6. 国旗掲揚塔支柱 二川青少年団多古支部が、昭和18年5月7日に建立、國威宣揚の文字が刻されている。
7. 白山神社社殿 幢殿、拝殿、本殿と並び建つ
8. 山王大権現の鳥居と社殿 昭和36年3月、内多古の土屋雅夫氏が上多古より、移築、岡崎市石工新美栄太郎の銘あり。
9. 忠魂碑 石像社殿に明治5年6月吉日、当邑氏子中の銘。大正12年8月30日、竣工、関東大震災で折れて修復、日清戦役以後の戦病死者を刻す。帝國在郷軍人会足柄村分会が建立。
10. 手水舎（てみずしゃ）
11. 白山神社の由来坂 昭和61年10月建立
12. 白山神社奉誠会寄進者芳名碑 昭和43年11月吉日建立
13. 旧鳥居の一部の記念碑 昭和40年1月、内多古の土屋雅夫氏が往時の鳥居を社標にしてこれを留めると刻す。かつては、南側参道の入口近くにあった。小田原台宿町頃立と刻され、杉山清吉、山崎吉兵衛、早川与次兵エ、山崎吉三郎、深瀬庄左門、永峯庄兵エら建立者の名が刻されてある。
14. 玉垣 明治百年記念として昭和43年11月吉日に整備
15. 公民館 昭和55年8月30日竣工
16. 小田原雑子保存会倉庫 切り通しの西側に今はあるが、以前は、南側石段の右側にあった。

差引残高	六三六、一九六円
○事務費	一一、六八〇円
○雜費	八、六〇〇円
計	一一、六三七、七六〇円



白山神社境内平面図(図91)



丘陵上の忠魂碑(大13.5)(図92)

昭和三十一年の白山神社が遷座のときに、忠魂碑も現在地に移ったが、大正十二年（一九二三）の建碑の時は丘陵上にあつた。その頃までは、学校（足柄小）の正門（昔は北側にあつた）の右手にある石段を上ると、沢山の樹木に囲まれた中に建っていた。明治二十七・八年の日清戦役、同三十七・八年の日露戦役や大

正三・四年のシベリア役などで、祖国のために、名誉の戦死を遂げられた足柄村（明治四十一年四月～昭和十五年一月）出身の勇士の英靈がここに鎮まっているのである。

忠魂碑を建てる話は、日露役の頃からあつたが、まとまつたのは、大正十二年の二月であつた。直ちに着工して半年後に完成させた。この間、在郷軍人分会員・青年団員等が奉仕をしたが、足柄小学校児童も石運びなどの手伝いをした。

重い大きな石材を根府川山から切り出し、それを夜中に数台の大八車に載せて、小田原駅から運んだが、途中で車輪が折れて難儀だつた。竣工は同年八月三十日で、近く除幕式を行つて準備をしていてる折、突如として襲つた九月一日の関東大震災のため、碑も大きな破損をした。

忠魂碑(図93)

境内の忠魂碑
白山神社
碑は再び大修理をして建て直し、翌十三年五月末日に盛大な

除幕式が挙行された。

だが、敗戦直後にこれを倒して地中に埋没させたことを知る人は少ない。しかし、昭和三十一年に丘陵を崩して、白山神社を現在の位置に遷座させる時に、村の配分金より十五万円を捻出し、昭和三十六年に再建して慰靈祭を行つたのである。

碑の表面には、公爵山縣有朋公書の忠魂碑なる雄渾な三文字が悠久な光りを放つてゐるが、その裏面には日清・日露・シベリヤ役および満洲事変や支那事変の戦没者の芳名が刻まれてある。祖国のために尊い生命を投げ出した先輩たちであつた。この書は、足柄村立実科高女教諭だった佐久間政裕（さくわん まさひろ）（小田原藩士の後えいで、鎌倉師範学校の書道教師として著名であつたが、時の校長森丑太郎が懇請して着任したといわれる人物）の手になるものである。

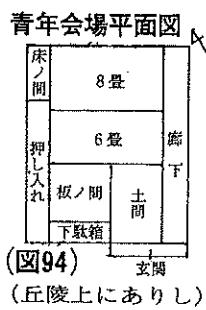
刻まれた戦病没者の芳名を錄して慰靈としたい。

碑の背景になつてい
た有名な松の大樹も
倒れて折れたのが惜
しまれる。

役	階級	8年戦役
陸軍歩兵上等兵		陸軍歩兵一等卒
鈴木民蔵	栢沼鉛助	戦没病死者

b、公民館

多古の公民館活動は、まだ丘陵上に白山神社が鎮座していたころ、その西側にあつた青年会場で始められたといえよう。そこは、現在の公民館の直上の位置に当たり西側は急崖になっていた。二川村が芦子・久野・富水の三か村と合併して足柄村（村長は蓮正寺の小沢頭次）——第一高等中学校（現東大）の中退と称したのは、明治四十一年であるが、その後の建物であつた。



トタン葺の平屋建てで、間取は図のようであつた。青年の集会場で、村人たちの寄合いの場でもあつた。農事（穴部用水の治水工事・

農産物や農事の研究）や神社の祭典に関することなど協議がなされ、俳句・詩吟・謡曲の会もよく行われたが、二川小学校長石塚政治（まさはる）はその指導者でもあつた。今日、白山神社の拝殿に掲額保存されてゐる一枚の俳句作品は、多古村時代に多古村外近隣の俳句愛好家が詠じたものを保存したものである。

は出席したものであつた。

建物も老朽化した敗戦後の昭和二十三年、区長山田甚蔵は、平地に公民館建設を企図し、区民に諮つて現小田原消防署北分署下の穴部堰右岸の土地（柳川長太郎所有）を借用し、公会堂を建設した。木造平屋建てで公会堂と呼んだ。当時は公民館という呼称はなかつた。

しかし、昭和三十一年になつて、白山神社を低位置に遷座させることとなり、青年会場は取り壊し、丘陵を崩して現境内の位置にまで、神社を遷座し、忠魂碑も移築するという大事業を完成させたが、新しい公民館は、旧青年会場の直下の位置に建設することになった。当時、足柄財産区議員だった津田茂三郎の尽力によつて、財産区の用材を安価に入手し、下田製材所で製材して、二階建ての面積二三二・二二m²の新公民館が建設されたのである。同三十四年五月十日に地鎮祭、同年九月二十五日に竣工落成式をとり行つた。

ここでの活動は、今日の公民館活動のようになり、社会教育法（昭二四制定）に基づく公民館設置及び運営基準（昭三四）が、文部省告示として示されたような組織的・計

画的な活動はなされなかつたが、成果はあげていた。しかし、集会ごとに、この高所に登るため、西側の女坂や南側の五十段もある急勾配の石段を登ることは、不便極まりないものであつたが、関係者は不便をこえて会合には出席したものであつた。

した。自治会で公共施設にのみ使用すべく、何年かの蓄積した財産があつたが、それだけでは不足するので、三分の一の金額は区民各位のご芳志を仰いで竣工できたのである。総工費は「一四八万三八一六円の立派な公民館は、文部省告示の公民館設置基準「公民館の建物の面積は三〇m²以上とする」を下回った。が境内を利用しての駐車場も広く、当時、市内三十八番目に竣工の公民館であったが、運営の面でも優れていると自負できるものであつた。一例として公民館報創刊号（昭三十六・八・一発行）は、次の構成内容で、市内公民館としては初めての草分け的なもので、他の館からこの館報を参考としたいとの申し入れが後を絶たなかつたといわれる。

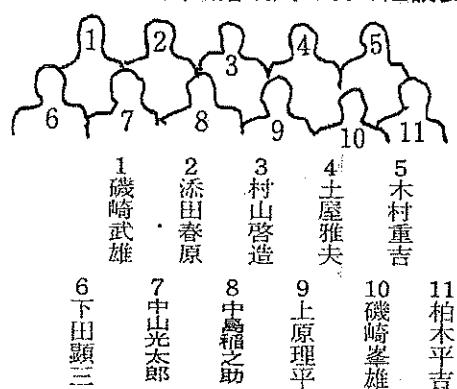
1、公民館活動の歴史とビジョン 館長 中山光太郎
2、公民館活動の目的と四百世帯の協力

3、公民館を愛そう	顧問 中山 茲藏
4、公民館活動として取りあげたい事柄 中山 政平	婦人部 横山 つま
5、新生活運動 婦人部長 野頼 徳治	6、文豪露伴のしつけ 教養部長 下田顯三
7、小田原お囃子について 保存会長 土屋喜三郎	8、子ども会の活動について 子供会長 江藤 常雄

- 9、衛生と文化活動について 婦人部長 磯崎 なか
10、婦人部の活動について 婦人部 辻井 政江
11、編集後記
- 初代館長の中島稻之助を始め、歴代役員の創造的な努力と自治会役員の協力と四百世帯の区民の協力の結集によつて生まれた作品であつた。



昭34.9.25 公民館落成式の日の建設委員(図95)



こえて、昭和三十八年、三丁河原に小田原市高速化学処理場が建設されたが、同四十六年からは、本県の策定する小田原市・南足柄市・秦野市および山北町・松田町・

開成町・中井町の三市四町から成る酒匂川右岸の流域下水道の終末処理場を建設することとなつたので、本区内の当該地域の地権者と区民は、これに反対の強硬な運動をしたが、公益優先の大乘的見地から、同五十三年には國の事業認可となつた。そこで、本区は、区民総会での議決に基づき、県ならびに市当局に対し、公民館の改築を条件として、三丁河原に終末処理場を建設することに協力することとしたのである。いわば終末処理場建設の代償だつたわけである。新公民館は同五十五年春に着工し、同年八月三十日に竣工した。鉄筋コンクリート二階建て、面積三五八・四九m²。建設費は五千六百万九千八百円で、文部省告示の公民館建築基準を上回る堂々たる建物が完成したのである。

c、山王大権現社

昭和三十六年三月、内多古の土屋雅夫（現当主の桂一郎氏の父）が、独力で上多古の山王森（添田春原氏の所有地）より白山神社境内に移築した。鳥居と壇は同人が付設建立したが、鳥居には、岡崎市の石工新美栄太郎の銘がある。

土屋家は幕藩体制下では内多古の名主も勤めた旧家で、長屋門のある豪壮な家の構えをしていた。同氏が山王森



白山神社境内の公民館・神社・山王大権現社(図96)

山王大権社は、日吉山王権現の略である。日吉神社の伝説習合時代の称で、日吉神社と言つてもよい訳である。山王とは、近江国（滋賀県）の比叡山の東麓にある日吉神社のことである。その名は平安時代からある。日吉神社の祭神は大山祇神おおやまのかみと大己貴神おおなむちのかみとを祭ることから山の守護神、山麓の村落の守護神として信仰されていた。後に比叡山延暦寺の天台教学と習合されてからは、中國天台山の主神を山王と称したのを取り入れ、日吉神社に神仏習合したものである。山王→山→高大・不動の義で、王は天地人の三才経緯の徳を表すと說いた信仰である。

から移築したのには訳がある。

それは、移築前に、夢枕に神様がたつて「この社やしろを白山神社に移すがよい」と申したこ

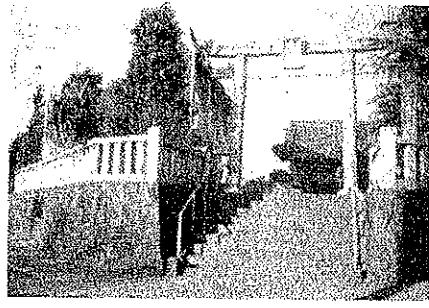
とによるとされるが、遠く明治四十二年に丘陵上にあつた

白山神社に、その東側にあつた日枝神社と諏訪神社を合祀した故事を常々考えていたため、そうした想念が夢枕にたつたのかも知れない。

鎌倉時代末に日吉神社信仰を中心として比叡山で成立した仏教神道が山王神道で、その説は本地垂迹思想に基づいて、日吉山王の神を祭祀の垂迹とし、それ故に日本最高の神となし、天照大神と一体であるとした。山王信仰や山王神道の思想が、いつ多古の地に伝播して、山王森に祠が建てられたものは、定かでない。しかし、白山権現を建立した山内首藤氏が、多古丘陵の守り神、山麓の村落の守り神として祭つたものかも知れない。

d、玉垣

明治百年の記念事業として、昭和四十三年に完成しているが、この事業の発案は、中山光太郎・中島稻之助・上原理平の三氏で、奉賛会を結成して広く区民から寄付を頂き完工したものである。



白山神社の玉垣(図97)

昭和三十一年に丘陵上にあつた白山神社を現在の位置に遷座をして、一応整備はみたが、神域をめぐる玉垣は、まだ築かれていなかつたので、意味の深い明治百年を迎えた記念に、区内篤志家の寄進を仰ぎ完成をみた。この経理は次のようであつた。

1、寄進額	一一三名分	二、八九六、〇〇〇円
2、特別寄付		五四、〇〇〇円
3、利息		二三、三三六円
4、業者支払		二、九五三、三四四円
5、差引き残額		一九、九九二円
6、残額は、全部自治会に繰り入れる		

竣工式は同四十四年五月二十五日、奉賛会は、同年九月五日に解散したが、寄進者は次のようにある。

田及石下中内中永添神加磯磯上磯村星中中	中川川田山藤島井田尾藤崎崎原崎山崎山山	三良欣顕栄隆稲一春芳栄峯武理莊啓幸福光太郎	郎久平三郎全助雄原助造雄平覺造郎松	平塙宮岩岩菊城小府柳黒村中土添田立米	田海川田田川所林川川柳瀬山屋田渕木山山	角文安定邦儀吉美喜菊耕喜吉角弥太郎孝一	治雄藏保吉雄男郎八順清雄平郎郎三	植上村中内中中土津高田田米香加男荻岡一寸木	田原越山藤山山屋田橋渕山川藤沢野部	家功勇菊匡美元孝健光徳利豊汎義孝信博	造章吉蔵博治治夫治章三正吉仲雄也治光	西鈴鈴鈴宮柳村中中中土田小鈴門清志下水	山木木木川越山山村屋渕沢木馬水村沢谷	敏重助良義益茂富英敏一秀次郎勇昇力	夫利藏平明実充平子治子典勇郎昇
---------------------	---------------------	-----------------------	-------------------	--------------------	---------------------	---------------------	------------------	-----------------------	-------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	-------------------	-----------------

中 中 中 中 中 中
山 山 山 山 山 山
久保田 木 林 星 尾 濱 井 磯 井 池 磯 井 濱
山 田 村 原 崎 崎 周 平 潤 茂 銀 重 善 藤 政 浩
山 木 木 原 崎 崎 藏 吉 平 吉 武 藏 吉 藏 郎 平 朗 太
柏 小 笠 原 崎 崎 周 平 潤 茂 銀 重 善 藤 政 浩
西 原 濱 井 磯 石 井 池 磻 井 濱 戸 一
浦 口 出 崎 田 川 上 田 崎 山 戸 一
榮 安 文 伴 房 太 義 庫 真 直 造 雄
二 郎 雄 治 郎 夫 治 光 弘 一 造 雄
岩 北 北 木 小 藤 藤 山 久 国 野 上 原
本 川 村 村 林 沢 井 田 原 賴 德 光
岩 幸 正 晉 茂 静 春 寿 太 郎 稔 治 郎
由 成 一 雄 堯 雄 治 吉 郎 宏 藏 松 藏
石 段 手 摺 寄 付 小 吉 杉 岩 高 高 勝 渡 大
内 藤 隆 金 林 沢 一 龟 太 郎 朝 春 久 力 重
昭 和 四 三 十 一 吉 日 久 行 宏 藏 松 藏

ホ、白山神社のお祭り

新編相模風土記稿（巻二）の多古村の項に「白山神社は村の鎮守なり。本地仏正觀音を安んず、例祭九月十五日、村持ち。下同」とあるが、いつから十月九日になつたのであろうか。今は余興の有無は区民総会で決定し、

自治会委員が祭典行事に奉仕をしているが、かつては区の役員が決めて、式典以外の行事は余興をやつてもらえるよう、宮世話人に依頼したものだが、毎回、千代に住む神樂師ばかりであつた。

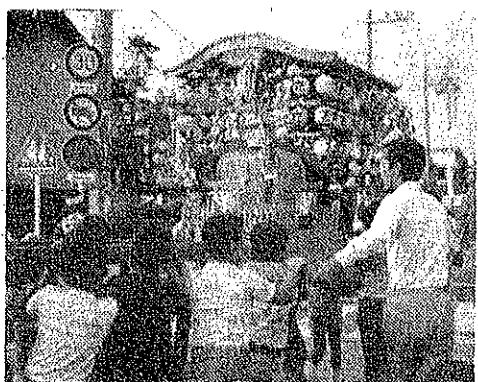
当時、井細田は「お祭り青年」と言われたように、区からの経費も充分に出で盛大であつた。だからハナ（ご祝儀）も沢山にかかるので、青年団には余録もあつたが、多古では「ハナをかけてはいけない」、「もらつてはいけ

ない」という区の役員の助言で、心ある人も、かけることはしなかつた。

余興が決まると宵宮の八日は、青年団員が総出で舞台を作る所以であるが、堤防の補修工事で使用した厚さ十cm程、根元の幅は五十cm程、長さ五m程の橋板と川くら用の丸太を担ぎ上げ、終れば担ぎ下ろすのが大変であつた。一步、足を踏み外せば、全員が橋板もろともに石段から落ちて死傷者も出たであろうのに、幸いにも、全く事故なく行事が進行できたのは、青年団員の誠意あふれる奉仕と神仏の加護によつたものと思われる。大正の初期には小学高等科二年生が部落内の全児童を代表して、教師の引率で、神社の式典に参列し玉串を捧呈したものである。

折角、舞台ができるのに、九日が降雨だと余興場を変更して下多古の繭の集荷場（通称、多古商會といい、明治から昭和期にかけて養蚕が行われた頃、繭を集荷し、三島の片浦工場と取引きをした建物、今は小田原ウイングの駐車場となつている）で催したものであつた。神域が現在の低位置になつてからは、小田原雕子・剣舞・舞踊・歌唱・のど自慢・詩吟など多彩な演出があり、飾りをつけた山車も道を通つて、賑やかで華やいだ雰囲

気に満ちて秋の日が過ぎる。



(図98)

- 10月9日の白山神社祭典の日に、かつての参道を進む子ども神輿と山車。
- 子ども会の役員が総出で造った花を山車いっぱいに飾りつけて、子どもたちが綱を引っぱる。
- 子ども神輿も、山車の後ろから兄貴分の5・6年生が担いで進む。

樂等が、いつの時代かに変化して小田原雛子となり、農民の間で親しまれて今日にまで及んだのではなかろうかと市の社会教育課長（中野敬次郎）が話している……。」とある。

多古の南西には、ミヤケの字があり、ここに上古、皇室の屯田より収納する稻穀を貯蔵した屯倉と呼ぶ倉庫があつたが、ここに都との往来から、朝廷で行われる雅楽が伝わり、農民の間で変化をし、小田原雛子となつたのではないかというのである。

しかし、十一世紀になつて、相模国に国司として着任した大江公資は、妻の相模と箱根をこえて下向し、箱根権現や日向薬師にも参詣し、和歌を沢山に奉納している。公資夫妻も中流家庭で雅樂のたしなみもあつて、在任中に土地の人たちに教えたものが、長い年月の間に変化して、今日の祭雛子となつたことも考えられる。

(2) 江戸説

二つの文献を紹介する。

- a、その発祥について
- 定かではないが、上方説と江戸説が考えられている。
- (1) 上方説
- 多古公民館報の創刊号（昭三十六・八・一刊）に、小田原雛子多古保存会の初代会長土屋喜三郎寄稿の小論がある。「保存会の生れたことについて、小田原雛子と多古の里」という関係を申すと、郷土多古の地は、諏訪原台地の突端で、全国でも同じ地形で多古・田子・多胡などと称する地名は多く、その名は古く一〇〇〇年も前から知られており、朝廷の農民として仕え、朝廷で行われる雅

- ①、神奈川の文化財図鑑（昭四八・三・三一神奈川県教委刊）に、小田原雛子は、江戸葛西雛子の系統に属する祭雛子で江戸中期に伝来したという。篠笛1・鉦1・大太鼓1・締太鼓3で構成する。中老・若衆・

子供組の三階級に分れ、よく江戸以来の伝統・組織を守っている。けだし、小田原は大久保藩政下の城下町で、江戸文化との交流が激しく、既に江戸中期以前に往来したとの説もある。同系の祭離子は、足柄上・下郡および秦野・厚木辺にも及んでいる。曲目は聖典・神田丸・屋台離子・鎌倉・四丁目で洗鍊された技能を継承する。十月八日の白山神社の祭りを始め一月十四日の賽の神の祭りに演ずる。山車一台がある。近年、子ども組には女兒も加わっているとある。

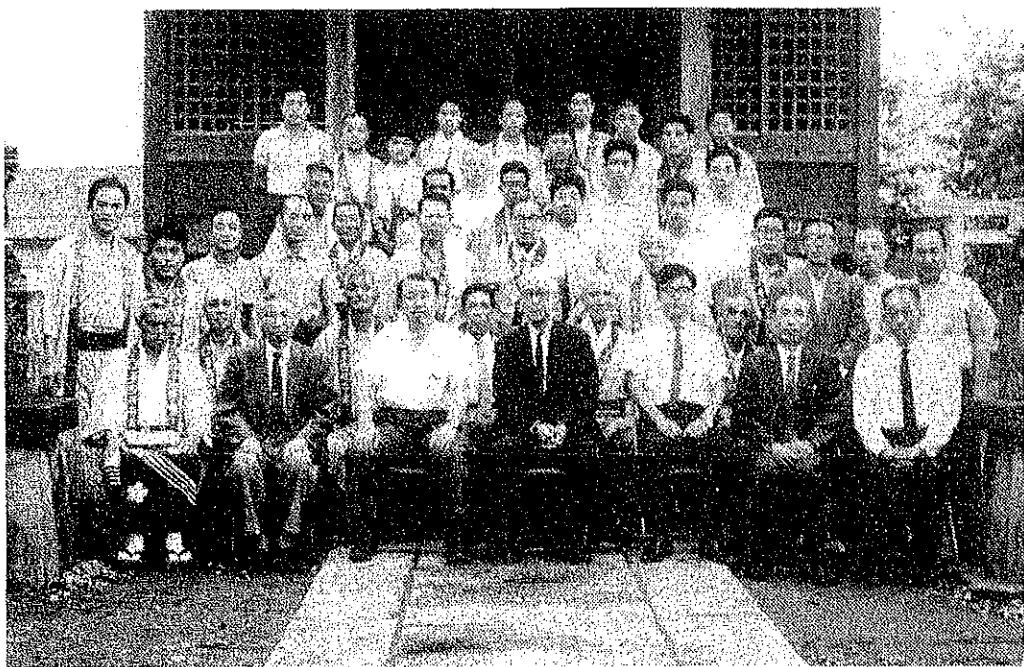
②小田原の文化財（昭五十三・三・三一、小田原市教委刊）に、この離子は、祭離子の一種で、江戸葛西離子から発生したもので、関東祭離子に属するものである。これが小田原に伝わり、改良を加えたものと思われる。多古には古くから白山神社があつて、盛大な祭典が行われるが、この離子は祭礼だけではなく足柄上・下郡各地で行われる道祖神にまで用いられるようになつたとある。小田原市教委が平成元年三月末発行の小田原の文化財の記載内容と同一であつた。

いるが、江戸説と上方説のいずれをとるか——二者択一的な結論は避けたい。江戸祭離子の流れが主で、これに上方のものが加味されて今日に到つていると解したい。

とくに鉦の場合は上方のものが強く影響しているようである。小田原の生んだロシア文学作家の大南勝彦氏（浜町）が、小田原離子発祥の源流を調査し、葛西離子のグループを訪ね歩いて最も古いものを調査中である。「野づらを駆ける小田原離子」の脚本を書いて、TVに放映したのは、昭和四十五年の頃であるが、江戸祭離子も調査中である。さらに、岩瀬文書（小田原藩最後の家老職だった岩瀬大江ノ進の家にあつた文書）の中の「太鼓・鉦の打ち方覚え書き」も調査研究をしているが、これは、この文書の中に小田原離子のことが書かれているからである。保存会三代会長の小林堯氏もこの研究には参画している。多古保存会は、採長補短主義に立つて、良いものはとり入れるという一貫した方針で発祥以来、対処してきたのである。

b、多古保存会の結成——無形文化財に指定される。

現在、小田原離子は、小田原市の外、上下郡・中郡及び熱海方面まで祭離子として親しまれているが、永い歴史の中で、田淵光男氏（下多古）の先代角三（二代会長）、

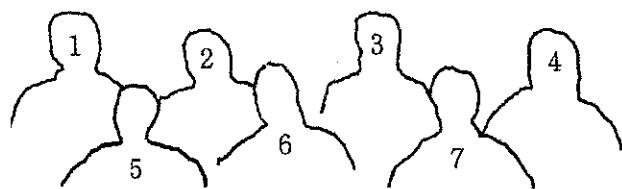


昭44.5.20 神奈川県無形文化財に指定された時の記念写真
(白山神社前) (図99)

小林 堯・田渕角三・土屋喜三郎・安井社教課長・県文化財
保護委員 永田衡平先生・下田顯三・中山光太郎・上原理平・
村山啓造・下沢連蔵・内藤隆全・中島稻之助・一寸木博光氏等



全関東 祭囃子コンクール準優勝記念
(図100) (昭和47.9.1)



- 1 小林 堯 2 田渕徳三
3 磐崎峯雄 4 鈴木良平
5 田渕角三 6 土屋喜三郎 7 阿山六郎

祖父作太郎・曾祖父徳次郎（笛の名手・情熱の指導者・大四・六・十七没）ら代々の指導者、中山美平氏（下多古）の父福松・祖父信二（曾祖父甚太（京都から祭囃子の長所をとり入れる）、さらに、小林堯氏（三代会長）の父芳蔵（笛の名手・下郡青年団副）そして篠笛の名手でもある下田誠一氏（上多古）らの情熱あふれる指導により、多古の祭囃子は質も高いものとなってきたが、これは保存会という組織があつたからこそ能力が十全に發揮できたのである。

「皆の気持ちをまとめていくには、お祭りに山車ぐらに出さなくてはなるまい」……敗戦後の経済的な窮屈の中で、昭和二十三年十月に、白山神社境内で小田原囃子は復活した。活動も年を追つて活発となり、同三十五年八月十五日には、正式に小田原囃子多古保存会が結成されたのであった。こえて同四十四年五月には、神奈川県文化財の指定を受けたが、県文化財専門委員永田衡平氏は、「戦前、本県下には、三百以上の祭囃子があつたのに、今は数える程しかなく、このままだと、衰頼し消滅するかも知れない。そこで、各地の祭囃子復活の導火線になつてもらいたいのである。また、祭囃子の復活は即ち地域住民のコミュニケーションの復活であり、行政面

でも要望されているものである。」と言つていた。

c、小田原囃子の楽器と曲目

- (1)、樂器（締太鼓が二個あつて五人囃子という）
 - 大太鼓一、○小太鼓二（締太鼓ともいう）、○篠笛一、○鉦一

(2)、曲目

- 聖典（歌舞伎の下座音楽であり、祭囃子はこれを取り入れている）
- 屋台（屋台囃子といい、比較的に難しいが一番よく使われる）
- 神田丸

（単純で、覚え易い曲）

- 鎌倉（ちやくざめ）（全）

d、発足以来の活動史

- 昭三五・八・十五 小田原囃子多古保存会の結成
- 〃四四・五・二〇 本県無形文化財に指定される。
- 〃四七・九・一 山梨県民ホールでの全関東選抜祭囃子コンクールで準優勝をする。

○昭四七・七・二九 初代会長土屋喜三郎氏が死去。

○〃・十・八 立川市における全関東選抜祭囃子コンクールで優勝し、高松宮賜杯を受ける。

ち地域住民のコミュニケーションの復活であり、行政面

○〃四九・四・二八 サンフランシスコ桜まつりパレードに初参加（五二・四・二三は第二陣参加）

○〃五〇・十・九 白山神社例祭に二十年ぶりに山車を引く。県の放送教育課で「世代をこえて」の映画制作のために取材に見える。

○〃五二・一・十五 小田原市の成人式に出演、市より褒章一号を受く。

○〃五・三 お城まつりに協賛し、少年部が参加。以来毎年参加す。ただ、お城まつりの呼称は、平成元年（一九八九）より、北条五代まつりと改む。

○昭五二・十・二二 県より「かながわ民族芸能五十選に選ばれる。

○〃五三・一・一 広報小田原「話題の広場」に全面写真で報道される。

○〃五・一 この日より天守閣で催された「戦国時代の武将と笛」展に、下田誠一氏の所蔵篠笛三管が展示される。

○〃十一・二三 市農業まつりに農村地帯の祭囃子十二団体が競演する。

○〃五四・十一・二五 國際児童年記念「僕らが演ずる

「神奈川の民族芸能」に少年部が出場する。

（会場——横浜青少年センター）

○〃五六・一・二五 市の中央公民館落成記念の小田原地方民族芸能大会に少年部中心で出演する。

○〃・十・九 白山神社の宵宮に、保存会発足二十年記念祝賀会を太鼓新調を兼ねて行う。

○〃・九・二六 かながわふるさと祭り、西湘地区郷土芸能大会に少年部が総出演する。

○〃五七・六・十八 県民族芸能協会総会に出演

○〃五九・四・十八 米国チエラビスタ市の訪日団歓迎会に出演する。

○昭六〇・一・二七 二代会長田渕角三氏が死去。

○〃六一・八・七 小田原囃子少年部が富士フィルム夏まつりに出演する。

○〃六二・十一・二三 小田原市農業まつり、お囃子大会に出演する。

○平成元・四・十五 横浜博覧会に小田原囃子が出演（少年部十五名・小林会長・磯崎峰雄・下田誠一の三氏付添い）

この外、他市のお城まつりには昭和四十三年から、名店会夏祭りには昭和四十五年から、毎年少年部中心で参

加し、市民の多くの方に親しまれてきた。また、県の民族芸能大会には、昭和四十三年から、知事提唱のふるさとまつり西湘地区民族芸能大会には、昭和五十二年から毎年のように出演してきた。さらに、大稻荷神社の祭典・県消防協会総会・全関東時計商組合総会・小田原商工会議所総会・小田原明社の会の夏まつり・敬老会・学区健民祭・相洋高その他多くの関連団体の催しに出演し、いざれも絶賛を浴びつつ現在にいたっている。

e、小田原離子の寄稿文二つ

(1)お離子に想う

鈴木良平

昭和十四年ころは、第一次大戦の始まる前の年なので、まだ、世の中は落ちついていた。

その頃、子供祭り道祖神は盛んで、どこの村でも子供たちが中心となり、上級生の高等科一年生が餓鬼がき大将となり、お祭りを取りしきっていた。下級生には小太鼓、上級生には大太鼓を教えていた。年の暮の二十五日から正月十五日までは、色々な行事があり、道祖神一色になっていた。

(2)お離子保存会

添田易司

ということです。桐座のあつた場所は、現在のバス停寺町の少し先の昭和石油のガソリンスタンドの裏と仙狐稻荷社の裏あたりに位置していたと伝えられている。遠く後北条の時代、大永三年（一五二三）氏綱の時代に北条家の舞太夫として召し抱えられてから明治まで小田原城主の庇護を受けて興行した。座主は大橋家で、江戸の役者の大阪上り。上方役者の江戸下りには、必ずこの舞台を踏むのが吉例だったので、梨園社会では、この座を出世舞台と言つたという有名な舞台であつた。この役者が時に道祖神の太鼓たたきなど離し方を指導したとも伝え聞いている。

曲目の中には屋台ばやし、聖典・神田丸・鎌倉・仕丁目の五曲があり、屋台が町内を通行する時は、殆ど屋台離子をたたいている。今、最も苦労しているのは横笛を吹く人が出ないことで、下田誠一氏の後継ぎがほしいことである。

保存会も、多古の公民館と同様に、発足二十五周年を迎える。これ以前は、祭り離子は道祖神を中心にして継承されてきた。

多古の小田原離子は、古く江戸時代の中頃より、芝居の離方の手によつて、足柄村に伝播されたようです。今、の寺町に、その頃、桐座といふ有名な芝居小屋があつた

多古地区でも、上多古・内多古と二か所の道祖神によ

り、永年にわたって保存・継承されてきて、私も小学校五年生のころ、上多古道祖神の境内に作られた仮小屋の中で太鼓の練習をした。

当時、地区の集会所は、北分署の近くにあつた公会堂であつたが、昭和三十四年に現在地に多古公民館が完成すると、両道祖神から太鼓を集めて、祭り囃子保存会が結成されたのであつた。これは、市内各地に先がけたことで、その後、公民館の発展とともに保存会も充実して、祭り囃子は昭和四十四年に至つて、本県より無形文化財に指定されたのである。

祭り囃子保存会は、続々結成されて現在、県内には数百団体もあるが、その中にあつて唯一の無形文化財である多古小田原囃子をますます充実させたいと願う日々である。

(平成元・五・二十三完稿)

天桂山玉宝寺は、通称「五百羅漢」と呼ばれ曹洞宗(禪宗)に属し、天文三年(一五三四)秦野市西田原にある香雲寺四世 実堂宗梅大和尚(永禄七年九月歿)の開山した寺である。

曹洞宗に属し、すでに今年で四百五十五年を経た古寺であるが、曹洞宗に属する以前から存在していたのではないかと思われる。

その事は後の貞で白山天台宗と曹洞宗のかかわりから述べてみたいと思う。

さて、開基(寺を開くにあたり基金を出したスポンサー)は、古文書によれば、小田原北条氏、家臣堺和(はが)伊予守(天桂寺殿活翁宗漢居士)がその母玉宝貞金大姉(現存する古い位牌には玉芳貞金大姉とある)の為に開基したとされている。しかし、不思議な事に玉宝貞金大姉の位牌はあるものの、対にあるその夫の戒名は記載されないままある。

小田原北条滅亡後スポンサーである堺和氏は高野山に

十一、玉宝寺

玉宝寺住職、安藤実英

1、序にかえて